

広島県薬剤師会誌



2014
No. 251
5
月号

隔月発行

お知らせ

広島県薬剤師会は平成26年4月より「公益社団法人」となりました

社団法人広島県薬剤師会が平成25年6月27日付で広島県に公益社団法人化を申請しておりましたが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、平成26年3月18日に公益社団法人として認定されました。

昭和47年3月15日に設立された広島県薬剤師会は、42年間の歴史を基に新たに「公益社団法人広島県薬剤師会」としてスタートしました。

公益法人の申請までには、平成18年9月26日に県庁本館で開催された公益法人講習会へ参加して以来、各種セミナー・研修会に参加し、公益社団法人化特別委員会を合計30回開催しました。

今後は、専門職能団体として、「薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、広島県民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とした事業」や「検査センター」の公益目的事業のほか、「会館運営事業」「会員の共益等に関する事業」を掲げて、新たな一歩を歩み出します。

なお、新定款に基づく発足時の本会役員は以下のとおりです。

会長：前田泰則

副会長：木平健治、大塚幸三、野村祐仁、村上信行、渡邊英晶

専務理事：豊見雅文

常務理事：青野拓郎、有村健二、井上映子、小林啓二、重森友幸、谷川正之

 豊見 敦、中川潤子、二川 勝、政岡 醇、松村智子、吉田亜賀子

理事　　事：高野幹久、佐藤英治、三宅勝志、新井茂昭、奥本 啓、串田慎也

 玉浦秀一、西谷 啓、林真理子

監　　事：水戸基彦、菊一環子

広島県薬剤師会誌目次

No.251

第43回広島県薬剤師会通常代議員会開催される	2
日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議	7
広島県圏域地対協対策協議会「医薬品のより良い使用推進委員会」講演会	8
平成25年度広島県合同輸血療法研修会	9
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種登録説明会（東部）	10
日本薬剤師会「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業」に関する担当者全国会議	11
日本薬剤師会第82回臨時総会	12
支部長・理事合同会議	13
第1回安田女子大学薬学部卒後教育研修会	14
薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会	15
第25回広島プライマリ・ケア研究会	16
平成25年度日本薬剤師会行政薬剤師部会講演会	18
平成25年度第5回広島県地域医療再生計画推進委員会	19
中国・四国地区薬剤師会薬局実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議	20
広島県医療審議会保健医療計画部会	21
平成25年度広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会	22
中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会	23
平成25年度第2回広島県医療審議会	25
日本薬剤師会平成25年度医薬分業指導者協議会	26
平成25年度圏域地対協研修会	29
平成25年度広島県医療費適正化計画検討委員会	30
平成25年度第2回広島県地域保健対策協議会定例理事会	31
日本薬剤師会地域・在宅医療等担当者全国会議	32
平成25年度日本薬剤師会学校薬剤師部会学校環境衛生検査技術講習会	33
第159回全国禁煙アドバイザー育成講習会	34
東日本大震災における被災者の支援活動に対する厚生労働大臣感謝状贈呈式	35
広島県がん検診サポート薬剤師声かけ運動週間について	36
(社)広島県薬剤師会公益社団法人への移行について	39
福利厚生 指定店一覧	47
広島県立美術館「団体割引会員について」	49
県薬だより 県薬より支部長への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定 会員異動	50
行政だより	62
支部だより/諸団体だより	72
研修だより	78
広島県モバイルDI室・事例報告②	85
薬事情報センターのページ	88
お薬相談電話事例集 No.88	91
安全性情報 No.310・No.311	92
検査センターだより	93
ひろしま桔梗研修会	94
薬剤師の休日/薬局紹介⑯	95
書籍等の紹介/告知板	97
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙

表紙写真 クロモジ（黒文字）（クスノキ科）

雌雄異株の落葉低木で春に芽生えとともに花を咲かせます。樹肌に黒い斑紋があることから黒文字と言われています。芳香のある精油を含むことから化粧品や石鹼に使われたことがあります。薬用酒の原料としても用いられ山口県で栽培が行われています。香りのある皮付きの楊枝は羊羹や饅頭を食べるときに用いられます。

写真解説：吉本 悟先生（安芸支部） 撮影場所：安芸郡府中町

第43回 広島県薬剤師会通常代議員会開催される

—平成26年度事業計画・収支予算決定、役員改選 会長候補者に前田泰則氏を8選—

第43回広島県薬剤師会通常代議員会は、3月21日（金・春分の日）、広島県薬剤師会館において開催された。

会議は吉田亜賀子常務理事の司会のもと、午前11時から開催され、まず、渡邊英晶副会長の開会の辞があり、続いて児玉孝日本薬剤師会会长、藤井基之参議院議員からの祝電が披露された。

次に、河内一仁代議員（広島）が議長席に着席し、直ちに出席代議員数の確認があり、代議員総数80名中77名の出席があり、定足数（2分の1）を超えていたので、会議の成立を宣言して開議された。

まず、議事録署名人の選出について、議長指名により、宮本一彦（広島）、竹下武伸（大竹）の両代議員が選出され、次に、会期を1日と定め、議席の指定の後、6月22日（日）開催予定の第43回広島県薬剤師会通常総会の報告者に、宮本一彦代議員が指名された。

次に、平成25年度における物故会員に対して、哀悼の意を表して黙祷が捧げられた。



次に、報告事項及び議案等の審議に移り、報告事項第1号から第13号までの13件及び議案第1号から第12号までの12件を一括上程議題として、理事者の報告説明及び提案理由等の説明が次のとおり行われた。

（報告事項の説明）

- 報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告 (玉浦日薬代議員)
- 報告第2号 二葉の里会館建設土地購入について (前田会長)
- 報告第3号 平成25年度広島県薬剤師会会務及び事業執行状況 (野村副会長)
- 報告第4号 平成25年度薬事情報センター事業執行状況報告 (木平副会長)
- 報告第5号 平成25年度広島県薬剤師会収支計算書 (谷川常務理事)
- 報告第6号 平成25年度保険薬局部会事業執行状況報告 (村上副会長)
- 報告第7号 平成25年度保険薬局部会収支計算書 (青野常務理事)
- 報告第8号 平成25年度会館運営事業執行状況報告 (野村副会長)
- 報告第9号 平成25年度会館運営事業特別会計収支計算書 (谷川常務理事)
- 報告第10号 平成25年度検査センター事業執行状況報告 (政岡常務理事)
- 報告第11号 平成25年度検査センター特別会計収支計算書 (谷川常務理事)
- 報告第12号 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会規程 (野村副会長)
- 報告第13号 公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則 (野村副会長)

（提案理由等の説明）

- 議案第1号 平成25年度広島県薬剤師会収支補正予算書（案） (谷川常務理事)
- 議案第2号 平成25年度保険薬局部会収支補正予算書（案） (青野常務理事)
- 議案第3号 平成26年度広島県薬剤師会事業計画（案） (野村副会長)
- 議案第4号 平成26年度薬事情報センター事業計画（案） (木平副会長)
- 議案第5号 平成26年度広島県薬剤師会収支予算書（案） (谷川常務理事)
- 議案第6号 平成26年度保険薬局部会事業計画（案） (村上副会長)
- 議案第7号 平成26年度保険薬局部会収支予算書（案） (青野常務理事)
- 議案第8号 平成26年度会館運営事業計画（案） (野村副会長)
- 議案第9号 平成26年度会館運営事業特別会計収支予算書（案） (谷川常務理事)
- 議案第10号 平成26年度検査センター事業計画（案） (政岡常務理事)
- 議案第11号 平成26年度検査センター特別会計収支予算書（案） (谷川常務理事)
- 議案第12号 公益法人への移行時に就任する監事の選任について（案） (野村副会長)



以上の説明後、直ちに一括質疑に入り、各代議員から活発なる質疑・質問が展開された。

質疑終結後、直ちに採決が行われ、各報告事項については、いずれも原案のとおり了承され、各議案については、いずれも原案のとおり賛成多数をもって可決された。

次に、役員等の選挙についてを議題とし、本年3月31

日をもって任期満了となる、本会会長、監事選挙について、山本和彦選挙管理委員会委員長から、説明があり、監事については定数を超えていないため、無投票により当選人を決定した。また、会長候補者については、定数を超えたため選挙を行った。結果は次のとおり。

(広島県薬剤師会会長候補者選挙)

当選 前田泰則氏 (呉)

(広島県薬剤師会監事選挙)

当選 水戸基彦氏 (広島佐伯)

菊一環子氏 (広島)

会長候補者前田泰則氏から挨拶があった。

最後に、木平健治副会長から閉会の辞があり、閉会した。

〈閉会時刻 17時〉

《前田会長演述》

皆さん、おはようございます。

本日は春分の日、暑さ寒さも彼岸までと申しますが、お休みの日にもかかわりませず、広島県薬剤師会代議員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

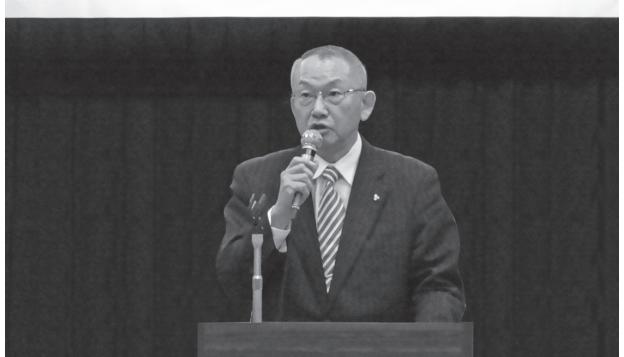
このたび3月10日、正式に公益社団法人の認定をいただきました。ここに改めて御報告申し上げます。全国都道府県薬剤師会では、多分一番最後の認定になろうかと思います。

思い起こせば16年前、48歳で広島県薬剤師会会长職の重責を担うことになりましたけれども、以来、薬事衛生会館と薬剤師会の2団体の社団法人の一本化、これに約10年余りかかりました。また、ここ富士見町の土地購入に関しましてもかなりの時間を必要としました。昨今の医薬分業の進展に伴い、調剤バッシング等の厳しい逆風に、保険薬局やOTCを中心にされている会員さんが少しづつやめにかかれている、そういう現状を目の当たりにしております。

今後、個店の保険薬局やOTC中心の薬局の存在を脅かす、資本力のある大きな会社からの吸収合併がふえつつあります。最近では北海道薬剤師会が、今度、道内に4件の会営薬局を開設し、医薬品の共同仕入れ、あるいは後発品対応含め、年間約50億円の事業展開をし、個店の会員さんを守る施策を打ち出していくます。県内でも準大手の薬局グループ、数年間目標で新規保険薬局10、新規医院開業支援が20以上、新規医療ビル5棟以上、売り上げ目標は数十億円と聞いております。ますます資本力の差が開いていきます。

このたび、各支部をこの足で回させていただきました。改めて今まであった個店がなくなっているのを見まし

43回 広島県薬剤師会通常代



て、危機感を募らせた次第であります。このような厳しい現実を目の前にして、広島県薬剤師会または支部薬剤師会は一致団結して個店の会員さんを守るべきだと思っております。

広島県薬剤師会もここ数年で土地取得による資産の規模がかなりふえました。一度潰れました二葉の里の医療福祉ゾーンの土地購入と会館移設整備に数年もこだわり続けましたのは、決して不動産業を営むためではありません。県薬剤師会と支部薬剤師会が連携して、会員さんを守る手だてをお考えいただきたいと思うからであります。広島県地域医療再生計画、その多職種共同による医療機能の強化、チーム医療及び在宅医療の推進などの施策を、今後も強力な政治力を駆使して推し進めていくつもりであります。課題山積の今、個店の会員さんを含め、多くの会員さんを守れるように、残された1期2年で最後の試練に立ち向かっていきますので、引き続き御支援賜りたいと思います。御清聴ありがとうございました。(拍手)

第43回広島県薬剤師会通常代議員会出席者名簿 (平成26年3月21日(金・祝))

代議員議席表

議席番号	氏名	支部名	議席番号	氏名	支部名
1	池田 康彦	広 島	39	樽谷 嘉久	広島佐伯
2	今田 考昭	ク	40	長谷川 項一	ク
3	今田 哲生	ク	41	香田 敬三	ク
4	岩本 義浩	ク	42	池田 和彦	ク
5	加藤 淳司	ク	43	竹下 武伸	竹 山
6	河内 一仁	ク	44	井上 真	大 福
7	高橋 強	ク	45	大方 十代治	ク
8	高村 豊至	ク	46	作田 利一	ク
9	竹本 貴明	ク	47	○松本 久二子	ク
10	○形部 宏文	ク	48	○緒方 京子	ク
11	長坂 晋次	ク	49	○高橋 富夫	ク
12	中野 真豪	ク	50	山岡 恵美子	ク
13	永野 孝夫	ク	51	山口 恵徳	ク
14	野村 伸昭	ク	52	○江木 ひとみ	ク
15	野村 真由美	ク	53	出口 正光	東 広 島
16	細田 正紀	ク	54	藤政 智栄	ク
17	前田 修一	ク	55	島崎 一郎	ク
18	宮本 一彦	ク	56	中石 真紀	ク
19	森川 悅子	ク	57	神田 信吾	ク
20	山木 寛	ク	58	○中山 陽治	原
21	山本 和彦	ク	59	小早川 雅章	ク
22	吉川 勇人	ク	60	松村 博之	吳
23	土井 郁郎	安 佐	61	佐々木 一仁	ク
24	○加藤 賴孝	ク	62	花岡 宏之	ク
25	荒田 吉丸	ク	63	林 充代	ク
26	下田代幹太	ク	64	中嶋 義俊	ク
27	貞永 昌夫	ク	65	原 樹樹	原
28	大賀 真樹子	ク	66	○中村 勇樹	ク
29	秋本 浩志	ク	67	○肥後 克彦	ク
30	○緋田 典子	ク	68	○恵谷 展幸	道
31	畠山 厚	安 芸	69	下田 篤子	ク
32	○天畠 真奈美	ク	70	横田 いつ子	島 次
33	長坂 晃治	ク	71	岩本 仁	ク
34	皮間壽美子	ク	72	杉田 善信	ク
35	西原 昌幸	ク	73	清原 厚子	ク
36	石本晃一郎	廿 日 市	74	中本 明春	ク
37	藤山 りさ	ク	75	徳永 克志	政
38	新出 恵	ク	76	石部 敦子	ク
			77	横田 進	道

○印は予備代議員

出席役員

氏名
会長 前田 泰則
副会長 木平 健治
野村 祐仁
村上 信行
渡邊 英晶
専務理事 豊見 雅文
常務理事 青野 拓郎
有村 健二
井上 映子
重森 友幸
谷川 正之
豊見 敦
中川 潤子
二川 勝
政岡 醇
松村 智子
吉田 亜賀子
理事 高野 幹久
三宅 勝志
新井 茂昭
奥本 啓
串田 慎也
玉浦 秀一
林 真理子
監事 水戸 基彦
児玉 信子
新監事 菊一 瓜子

出席支部長

支部名	氏名
広 島	野村 祐仁
安 芸	二川 勝
福 山	村上 信行
三 原	杉田 善信
安 佐	青野 拓郎
大 竹	竹下 武伸
広島佐伯	樽谷 嘉久
廿 日 市	渡邊 英晶

出席日薬代議員

氏名
村上 信行
青野 拓郎
野村 祐仁
玉浦 嶽

出席選挙管理委員会委員

氏名
山本 和彦
森川 悅子
作田 利一
下田代幹太
石本晃一郎

第43回 広島県薬剤師会 通常代議員会に出席して



報告 I

常務理事 井上 映子

暑さ寒さも彼岸まで、といえども少し寒々とした1日の3月21日（祝）に通常代議員会に出席いたしました。昨年の臨時代議員会に出席したのが初めてでしたが、今回はその約一年後、薬剤師会にとって未だかつてない最大の事業がついに動き出した件の報告等に対する、代議員からの真剣な眼差しを感じました。

報告第1号では玉浦日薬代議員より、（公社）日本薬剤師会臨時総会の報告がされ、顔の見える薬剤師を目指している過渡期のなかで、患者の信頼を得るには調剤専門以前の薬局薬剤師に立ち返ることも一つの手段であると述べられました。

続いて、副会長、常務理事より平成25年度の薬剤師会、薬事情報センター、保険薬局部会、会館運営事業、検査センターの事業報告、事業計画案の説明、収支報告、予算案の説明がありました。先に会長演術にて、新会館ができる意義を「地域密着型会員を守るため、地域医療再生計画を推し進めるための新会館」と説明されました。それに対し質疑応答では、会館建設の進捗状況について説明を求められ、会長よりハード面が未定であること、会員、代議員でどのような施設にしたらよいかの提案を要す、と回答されました。

執行部の課題として、

- ①会館移転にあたり、広島市薬剤師会本部の設置も含め、新会館の具体案を出すこと。
- ②保険薬局部会のあり方について。会費徴収するには薬局を会員とするなどの定款の改訂が必要
- ③会計報告について、予算と決算額の乖離と補正予算について、金額の大小があっても補正是妥当な手段であり、違法ではない。新様式の会計報告書はわかりにくいため、詳細な解説を必要とすること。

が残りました。

最後に、県薬会長選挙が行われ、前田会長が次期会長候補として選任されました。

今回、代議員会に出席し、来年度の予算案、会館移転など出席者に不安が残る中、報告、議案を承認いただき感謝の念でいっぱいになりました。また、会員同士日頃より交流を持っていても、意見を的確に聞けていないということは、コミュニケーション学の初步から習得し、意見を傾聴できるようにならねば、と反省いたします。

平成26年度からの新事業として、HMネット（広島佐伯支部、廿日市支部、福山支部）、モバイルDI室の稼働



があり、どちらも会員の協力を必要とし、多くのデータを活用することで医療安全対策、薬物治療、地域連携に資することと考えられます。薬剤師会として会員、役員全体で協働し事業を遂行するとともに、研修会、薬剤師教育等を通じてスキルアップし、地域で信頼される薬局・薬剤師を目指して行きたいと思いました。



報告 II

理事 玉浦 秀一

当日は、風も強く雨もちらつく日にも関わらず、代議員の多数のご出席をいただき、社団法人最後の代議員会が開催されました。渡邊副会長の開会の辞で始まり議長、副議長選出後、議事が進行され、前田会長挨拶の後、各報告に入りました。

日薬代議員報告は2月22、23日に行われた第82回日薬臨時総会報告が3項目を中心に報告されました。

1. 日薬会館建設で執行部が出した議案（日薬会館建設 土地購入）が日薬代議員投票によって否決された。（極めて稀なケース）
2. 日薬の会長選挙があり現職の児玉会長に代わり山本信夫氏が次期会長候補として当選された。
3. 次期調剤報酬改定により在宅医療のさらなる向上、お薬手帳の評価が変わった事など薬剤師の職能などが現場で問われると説明がありました。

次に活動および各部会、事業報告第1号から第13号まで説明がありました。

その中で二葉の里会館建設土地購入について、それに関わる収支計算書に新規科目（土地購入、短期借入金など）を追加。公益法人の移行に伴っての選挙管理委員会規程、代議員選挙細則など広島県薬の変動時における内容など今回から変更追加される事、薬学生実習の受け入れ、薬剤師の臨床判断、在宅における薬剤師が身につけておきたいフィジカルアセスメントなど幅広く活動内容と計算書の説明がありました。

続いて議案第1号から第12号の議案提出後、質疑に入りました。

質問の内容としては

- ・会館建設の進捗状況の説明
- ・収支決算中の5つの新科目について詳細な説明
- ・二葉の里土地購入および薬剤師会館建設について
- ・県薬剤師会選挙管理員補欠の委員について
- ・薬剤師会費および収支予算（案）について
- ・保険薬局部会について

今回の質問に対しては、県薬の会館建設は大変大きいプロジェクトであり、金額面でも多額であり会員にとっても大きな関心事項であると感じます。二葉の里の医療福祉ゾーンで三師会が連合して進める大切さと、これから建設される会館には色々人の思いがあり、慎重に進められていくべきだと思いました。公益法人として内容

も変わる点もあり、以後県薬から説明もあると思いますが改めて公益法人になる変革期に入ると感じました。質疑では熱心さと緊張感で圧倒されましたが無事採決し会長選挙になりました。開票の結果、前田会長が次期会長候補として選ばれ閉会しました。

今回参加して、薬剤師職務は幅広く1年度でさまざまな方面で活動をされていると感じ、新年度からは公益法人としての新たな取り組みや姿勢が問われると思います。そして何よりも土地は取得したが、新しく建設される会館の関心度が高く、正直この話が集中的でこれから決める事も多く広島県薬剤師会にとっても大切な時期だと感じました。各支部でも是非話題にして会員皆様で関心を持つことが大切だと思う一日でした。



日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議



常務理事 豊見 敦

日 時：平成26年2月2日（日）13:00～16:30

場 所：東京・日本薬剤師会

今回の担当者会議は各都道府県での「JPALSインストラクター」養成に向けての会議という位置づけです。今後、広島県でも同様にJPALSの理解を深めていただき、各支部で利用を推進していただけるように伝達を行う予定です。

本会議では日薬宮崎常務理事より、生涯学習の現状と方向性が説明されました。会員の2割が登録済みで、7割が過渡的申請を済ませているものの、実践記録の提出が少ない現状とのことで、今後は、生涯学習の重要性、JPALSの位置づけを理解いただきつつ、利用の推進を図っていく予定です。

また、JPALSを推進している日本薬剤師会では、日本医療薬学会、日本病院薬剤師会、日本薬学会、日本薬剤師研修センターとも歩調を合わせ、統一的な基準による「一定の経験を有する薬剤師の評価」を行うシステムの導入を検討しているという情報も示されました。



わかりにくいと言われているJPALSのインターフェイスも少しづつ改善が図られるようです。

現在過渡的認定でクリニカルラダーレベル5を取得されている方は県内で432名いらっしゃいますが、来年の3月末までに以下の規定を満たす必要がありますので、早めのご準備をお勧めいたします。

【クリニカルラダーレベル5の方】

認定期間（平成24年4月1日～27年3月31日）の3年間で18本以上の実践記録を日本薬剤師会にご提出いただく必要があります。18本未満の場合は、レベル4に降格しますが、規定本数に達していればレベル5を維持できます。プレチェックを全て完了させると、レベル6への確認webテストを受けることが出来ます。

●レベル6へのWebテスト

平成27年3月～平成27年4月実施予定。

CLレベル5のプロフェッショナルスタンダード（PS）の内容より出題予定。

《受験要件》

平成27年3月31日までに、次のA、B 2つの要件を両方とも満たす必要があります。

A：実践記録を、認定期間の3年間に18本以上日本薬剤師会に提出していること

B：CLレベル1～5、すべてのPSの「プレチェック」が完了していること

※ [自分用]に保存した実践記録はカウントしません。

※ 実施期間中であれば、何度でも受験可能です。

※ 受験要件AとBの実施手順は、日本薬剤師会ホームページに掲載している「超簡単マニュアル」をご覧ください。

広島県圏域地対協対策協議会 「医薬品のより良い使用推進委員会」講演会

常務理事 井上 映子

日 時：平成26年2月14日（金）19:00～

場 所：サテライトキャンパスひろしま（県民文化センター）

1. アンケート結果報告

『地域包括ケアと服薬管理に関する アンケート調査結果について』

広島県薬剤師会 常務理事 豊見 敦

広島県地域保健対策協議会（地対協）の医薬品の適正使用検討特別委員会では、平成22年度に行ったアンケート調査でも明らかとなった在宅における服薬管理の問題点について、薬剤師がどのように介入できるか、他職種からみた薬剤師の訪問の必要性等を調査し、その結果を報告した。アンケート調査の対象は、診療所・歯科診療所、訪問看護ステーション、地域包括センター、薬局、介護支援事業所、介護施設とした。介護施設は、医療関係者が在籍していない経費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、グループホームを選択した。

●在宅医療における薬剤師の認知度について

診療所は、約40%、訪看と地域包括支援センター・介護支援事業所は80%、高齢者施設は60%という認知度であった。「在宅訪問できる薬局リスト」を知っている施設の割合は、訪看、地域包括支援センター、介護施設は40%であったが診療所は25%で、認知度は高くないという結果であった。地域ケア会議への参加も薬局は6%と少なく、地域包括支援センターとの連携を取れていないことがわかった。このアンケートにより、薬局リストの存在を知り、利用したという回答もあった。

●在宅訪問の状況について

診療所、歯科は60%が往診を行っており薬局は3年前と変わらず24%であった。薬剤師に訪問の依頼をしたかについては、高齢者施設の20%以外は約50%であった。診療所の回答には、「薬剤師が訪問できることを知らなかった」「利用したいがどこへ指示したらよいかわからない」といった、広報、情報提供の問題と見られるものが目をひいた。一方、薬に関する問題を抱える施設は70%を超える、主な内容は、残薬、服用コンプライアンス、他剤併用の問題であった。

●薬剤師の評価と期待すること

訪問を依頼して薬剤師業務が有用であったか、については歯科以外は80～100%が有用と回答された。歯科診療所については、訪問歯科診療に薬剤があまり必要でないことから、ニーズが少ないことがわかった。



患者の治療に有用だった事例を見ると、既に残薬確認を薬剤師が行い、薬剤管理、医療費削減に役立っていることが示唆された。薬剤師から、患者の状態に応じた処方の提案があった、という回答が46件あり、薬剤師の知見を活かした薬剤管理を行われている実績が伺えた。介護職が医師、歯科医師、訪問看護師と連携しやすくなったことも44件あり、薬剤師が在宅に関わることで多職種の連携を深めていることも分かった。薬局に担ってほしい役割としては、一般用医薬品・健康新品を使った健康管理、医療材料の提供、薬に関する研修会の実施、認知症、うつ症状の早期発見が特に多く選択されていた。

今後の薬局は、地域の健康ステーションとして、調剤だけでなく一般用医薬品、医療材料の供給、健康相談をすることが望まれ、さらに認知症、うつ病のゲートキーパーとしての役割も担うこと、地域包括センターとの連携が望まれることがわかった。

現在は地域包括ケアに薬局薬剤師は十分に活用されていないと言えるが、在宅では薬の管理に関する問題は多数あり、そこへ薬剤師が関わることで問題解決できることが予測された。薬剤師を活用していただくには在宅や地域へ出向くことが必要であり、今後は地域や薬剤師会で在宅訪問をサポートする仕組みが必要と考えられる。

2. 特別講演

『震災を乗り越えて—地域包括ケアの構築と少子高齢化社会に向けての地域再生—』

岩手県立高田病院 理事
リハビリテーション科科長 石木 幹人先生

石木先生は、平成16年に高田病院に赴任後、高齢化率が高く、独居、老老介護という高齢者医療を支援するために病院、訪問看護ステーション、介護関係者で地域連携パスを作り平成18年から運用されていた。平成23年からは、認知症外来、リハビリの充実、病床の増床を予定し、ほっとつばきシステム（在宅療養、施設入所患者支援システム、在宅患者急変時入院システム）も作成されていた。気仙在宅医療を支える会を平成23年2月に発足された直後の東日本大震災であった。その後、病院の再開から被災者への訪問診療の強化、被災者の健康増進を進められた。

震災直後にも早期に医療・保険・福祉包括会議を創設し、各職種の連携により職員を含め被災者的心と体の健康管理を行われた。

現在の取組

- 震災による「生活不活発病」「うつ病」への対応として農場を作ったり、気仙在宅医療を支える会（愛称：チームけせんの和）を再開。
- 高田病院での外来機能の復活により認知症外来、リハビリ、在宅医療の充実を行う。
- 健康寿命を増やすための自助の必要性「一無、二少、三多の生活」を勧める。



- 家に残る女性が子育て、介護ができる環境作り。
- 高齢化と少子化をまとめて解決するコミュニティ作り。

石木先生のご講演から医療と自助、共助が地域の再生につながる、ということで自分でもできることとして、カロリー少なめ、塩分少なめ、3白控える（白米、精白糖、塩分）、アルコールは1日量25g、食養生、運動などに気をつけたり、地域に合った高齢化・少子対策の仕組みを考えることが必要と実感した。大震災に見舞われ、多くの医療機関が機能を失った中で地域医療に尽力されたお話を暖かい口調で話され、また広島の薬剤師の支援についても謝辞を述べられたことにも感銘を受けた。

平成25年度 広島県合同輸血療法研修会



広島県健康福祉局薬務課 松岡 俊彦

日 時：平成26年2月15日（土）
場 所：国保会館

全国的に14日から降り続いた雪は、結果として2週続けて福島県をはじめとする関東・東北地方を中心に記録的な豪雪となりました。広島でもとても寒い一日で、出席者の出足にやきもきしましたが、薬剤師21名を含む151名の医療従事者が参加し、雪を溶かすくらいに発表を聴き熱心に意見を交わしました。

研修会では、まず、広島大学病院輸血部長藤井輝久先生から、県合同輸血療法委員会が今年度実施した「輸血療法に関するアンケート」について報告がありました。輸血療法委員会の設置や輸血用血液の廃棄、血液製剤に

関わるスタッフ不足、使用済みバックの冷蔵保管、適正輸血管理料取得の基準等、現状における問題点が指摘されました。

続いて、血液専門医師・検査技師等による訪問相談応需事業について、この委員会委員長であり、広島文化学園大学看護学部教授高田昇先生から総論について、広島市立安佐市民病院臨床検査部吉森雅弘先生、JA広島総合病院臨床研究検査科山本加代子先生から現場での取り組みについてそれぞれ発表されました。高田先生は、輸血療法の歴史を鳥瞰され、「輸血療法は、救命のために

は絶対に必要である。他方、血液製剤は善意の献血によって貯われており、輸血療法は有効で安全であることが求められるうえに、適正な使用が求められている。」と説明され、輸血療法の標準化の必要性を訴えられました。

特別講演は、福島県立医科大学医学部長大戸斉先生が、「全医療人で達成する良質な輸血医療」というテーマでご講演されました。大戸先生は、輸血過誤の頻度は1980年代の150～200人と比較すると2000年代前半で5人以下と減少している状況を「安全な輸血には関係する専門職の相互信頼が欠かせない。」、「輸血過誤は単に血液型を間違えるというのではなく、もっと基本的な患者の取

り違えや保存の不備等がある。」と指摘され、具体的な事例を挙げながら、「問題が生じた場合には、安全管理部や輸血療法委員会を通じて病院全体で改善していくことが必要。」と強調されました。大戸先生は、当日、朝早く福島を出発され、なんと約10時間（普通だと5時間半程度の道程）をかけておいでいただきました。特別講演は無理かもしれないとの思いが頭をよぎりましたが、幸運にも、ぴったりと講演時間にお越しいただき、事務局の一人としてひとまずホッとしたところです。

この研修会を通じて県内の血液製剤の使用適正化が進展することを祈念いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 特定接種登録説明会（東部）



尾道支部 石井 淳規

日 時：平成26年2月16日（日）10:30～16:30

場 所：福山大学宮地茂記念館

最初に広島県感染症・疾病管理センター主査西川英樹氏から本特別措置法の内容、政府行動計画、各種ガイドラインの概要について説明を受ける。

次に、特定接種の手続き方法について説明を受ける。主に受け入れている処方箋発行医療機関と接種の契約を行う必要性があり、医療機関が新型インフルエンザ等の診察を行うかどうかにも左右されると思われる。

この制度による登録はプレパンデミックワクチンを接種できる可能性があるだけで、実際に接種できるかは不明のこと。

エンデミック^{*1}では接種可能であろうが、現代の交通事情では、エピデミック^{*2}、パンデミック^{*3}への拡大は急速に進行する可能性がある。また、パンデミックワクチンが生産されるまでの半年間はワクチン接種が出来ない可能性もあり、医療人としての薬剤師の資質を問われているように感じた。

引き続き広島県健康福祉局薬務課参事松岡俊彦氏より、業務継続計画策定のポイントについて説明が行われた。説明会終了後、医療機関との連携、薬局内の調整など作業の多さを実感しながら、ふと映画「アウトブレイ

ク」「コンテイジョン」の1シーンを思い浮かべた。

「薬局」「薬剤師」は法律上、「医療提供施設」「医療の担い手」とはなっているが、実際に内科系の処方箋を主に応需している薬局は、自分自身の感染の危険性に晒されながら業務を行う気構えがあるのかを考えさせられた。

今回は新型インフルエンザ等対策特別措置法の説明であったが、説明内容は新型インフルエンザ、プレパンデミックワクチンの特定接種に限定されていた感じがある。法律自体は未知の感染症も含まれていることを個々が自覚しているか甚だ疑問に思います。感染力を示すR0や致死率が高く、潜伏期間が長いプレパンデミックワクチン・パンデミックワクチンが存在しない未知の感染症にも対処しないといけないことも決意させられました。

個人でワクチンが接種できる体質でありながら、打たない人もいる現状で、いつ発生するかわからない感染症、ワクチンが存在しない感染症に対応する医療人としての気質を問われているように感じた。また、それが出来ないと6年制薬剤師、医療人として薬剤師の存在意義にも関わるよう感じた。

* 1 エンデミック…一定の地域に一定の罹患率で、または一定の季節的周期で繰り返される常在的な状況

* 2 エピデミック…一定の地域にある種の感染症が通常の期待値を超えて罹患する、またはこれまで流行がなかった地域に感染症が見られる予期せぬ状況

* 3 パンデミック…エピデミックが同時期に世界の複数の地域で発生すること

日本薬剤師会

「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業」に関する担当者全国会議



副会長 渡邊 英晶

日 時：平成26年2月17日（月）

場 所：東京大手町ファーストスクエア イーストタワー

平成26年度厚生労働省予算案が決定し、当該事業の予算額2億3,900万円が認定されました。

日本薬剤師会は全都道府県において当該事業を推進するため、急きょ担当者全国会議を東京にて開催しました。

薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業とは「日本再興戦略」や「健康・医療戦略」等を踏まえて、国が「健康・医療戦略」に関する国家戦略として、薬局を地域の保健、医療等の仕組みの中で一層活用していくことを明確に打ち出したもので、地域医療において、薬局が地域住民の日常的な健康管理の拠点として、疾病予防から薬物治療までの一貫した健康支援、また薬物治療を通じて終末期まで支える施設として機能していくことを具現化していくための施策です。

また、事業を通じて薬局・薬剤師職能の地域の保健・医療に対する効果の明確化、検証を行っていくことが求められています。

当該事業の実施（予算執行）にあたっては、都道府県薬務主管課が事業計画を立案し、都道府県において執行のための手続きを行うことが必要となります。

広島県薬剤師会としては、広島県薬務課と連携をとり当該事業の実施に向けて取り組みを進めていく予定です。

会議に先立ち、各都道府県薬剤師会における健康支援事業や在宅医療に関する調査研究などの実施状況についての質問票・事業計画書などの提出を求められました。

会議の内容

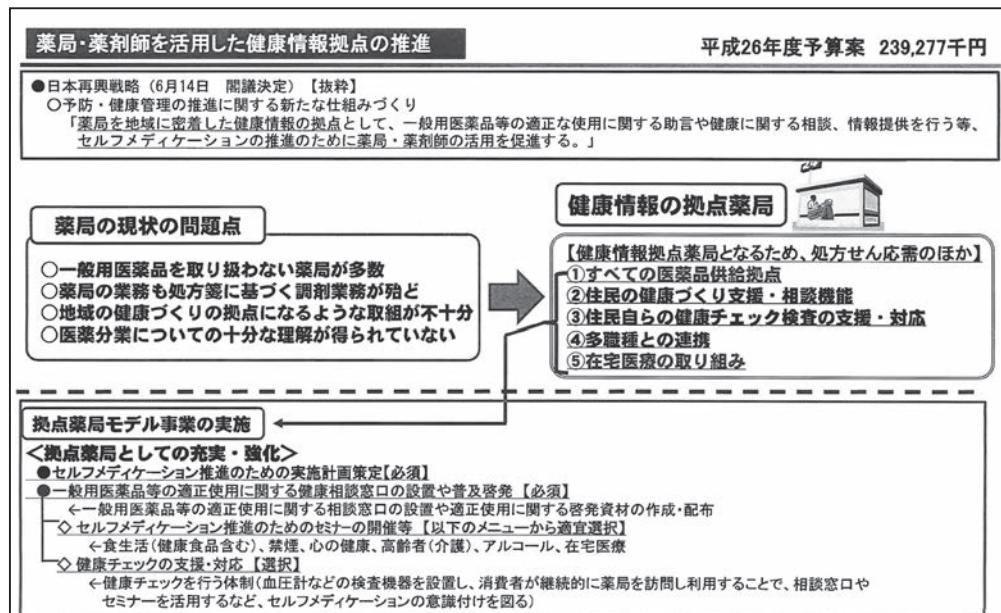
- ①厚生労働省医薬食品局総務課による当該事業に対する説明。
- ②日本薬剤師会担当理事による当該事業に対する会としての対応の説明。
- ③各都道府県薬剤師会における健康支援事業や在宅医療に関する実施状況の発表。
- ④各都道府県薬剤師会担当者による協議。

薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業実施のポイント

- ①実施者は各都道府県であり各県薬剤師会へ委託。
- ②具体的目標を掲げてモデル事業を実施する。（地域医療など、住民へのサービスを実施）
- ③薬局が地域住民の健康増進等に寄与することへの実行と実証の検証。

実施内容の例として特別に縛りはありませんが、セルフメディケーション推進のための実施計画の策定が必須となっております。拠点薬局モデル事業として実施する内容については、例えば血糖、血圧などの簡易検査機器を用いた健康サポートや在宅医療、高齢者対策、医薬品適正使用、薬物乱用、アルコール依存、禁煙、特定健診やがん検診などの受診率向上など。ただしモデル事業の前後での参加住民などの健康意識の改善度や健康指標の

変化などの成果と、改善点、課題等を検討した点などを合わせて報告する必要があります。OTCネット販売解禁など時代の流れの中、薬局（薬剤師）として国民へのアピールと生き残りを賭けた重要な施策です。



日本薬剤師会 第82回 臨時総会



日本薬剤師会代議員 青野 拓郎

日 時：平成26年2月22日（土）・23日（日）

場 所：ホテルイースト21東京

午前10時より代議員149名が参加した臨時総会が近藤常務理事の司会で始まりました。藤垣副会長の開会の辞の後、小野議長及び吉田副議長が登壇し、挨拶を行いました。その後、2月9日に死去された小田利郎副会長に哀悼の意を表するため黙祷を捧げました。次いで出席代議員の点呼をとった後、会議の成立宣言、会議録署名人の指名がありました。続いて尾島議事運営委員長より議事日程の説明がありました。

次に会長演説に移りました。

最初に小田利郎副会長のご逝去について、今までの御活躍に感謝されるとともに心からご冥福をお祈りする旨を述べられました。

当面の重要課題として地域医療を担う薬局・薬剤師となるために「在宅療養推進アクションプラン」に沿って各地区薬剤師会が体制整備を進める必要があると述べられました。

健康づくり拠点への対応として薬局において検査業務が実施、拡大できるよう、自己検査の範囲拡大や一般用検査薬の充実についても、推進していきたいと述べられました。

病院薬剤師との連携、広報活動強化・充実についても述べられ最後に昨今の医薬品インターネット販売問題や医薬分業へのバッシングに関しピンチをチャンスと捉え会員の皆様と執行部が一体となって行動を起こし、今こそ行動を起こすべきときと思っていると述べられました。

会議では、報告3件、議案9件が一括上程され生出副会長、曾布川常務理事、近藤常務理事、森常務理事から

それぞれ説明・提案がありました。

続いて寺山専務理事から重要事項の経過報告があり、一般用医薬品販売制度関連事項への対応、社会保障・税一体改革への対応、医療制度改革への対応、調剤報酬改定、薬学教育関連への対応、生涯学習支援システム（JPALS）、その他について説明がありました。

続いてブロック代表質問へ移りました。中国ブロックは、

- ①薬剤師による受診前トリアージについて
- ②「処方せんのファクシミリ送信」に係る見直し・改善の通知について
- ③後発医薬品の名称について
- ④処方せんの使用期間について
- ⑤厚生局の個別指導等の選定基準について

等を質問しました。

総会二日目は、午前10時から再開され各ブロック1名による一般質問が行われました。

午後から議案の採決が行われ議案第1～3号が理事者提案通り承認、議決されました。第4号議案に関しては、投票による表決となり否決されました。第4号議案が否決されたため、理事者側から第5号議案の差し替えが行われその議案について提案どおり議決されました。続いて第6～8号議案も理事者提案どおり議決されました。

議案第9号：公益社団法人日本薬剤師会会长候補者選挙に移り、投票の結果山本信夫氏が89票を獲得し次期会長候補者に選出されました。

最後に生出副会長より閉会の辞があり2日間にわたる全日程が終了しました。

支部長・理事合同会議

日 時：平成26年2月27日（木）18:30～
 場 所：広島県薬剤師会館

1. 二葉の里会館建設土地購入について
2. 公益社団法人移行について
 - (1) 進捗状況について
 - (2) 会員資格について
 - (3) 会費について
3. 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会規程（案）について
4. 公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則（案）について
5. 平成26年度事業計画（案）について
6. 第43回広島県薬剤師会通常代議員会について

日 時：3月21日（金・春分の日）午前11時～
 場 所：広島県薬剤師会館
7. 第43回公益社団法人広島県薬剤師会定時総会について

日 時：6月8日（日）午後1時～
 場 所：広島県薬剤師会館
8. 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会について

期 日：11月8日（土）・9日（日）
 場 所：広島国際会議場
9. 休日・夜間診療、小児救急等に係る補助について
10. 在宅療養推進アクションプラン進捗状況調査の実施について
11. 薬局実務実習受け入れについて
 - (1) 指導薬剤師の養成について
 - (2) 各支部の受け入れ薬局の状況について
12. 平成25年度「薬と健康の週間」における全国統一事業～医薬分業対策に係る会員一齊行動～の集計結果について
13. 日本薬剤師会生涯学習支援システム・JPALSの推進について
14. 平成26年度広島県薬剤師会各賞（薬剤師会賞、同功労賞、同有功賞）候補者の推薦について

提出期限：4月15日（火）
15. 広島県薬事衛生指導員活動報告書の提出について

提出期限：3月5日（水）
16. 薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会について

日 時：3月2日（日）午後1時30分～
 場 所：広島県薬剤師会館
 出席者：支部担当者
17. 第25回広島プライマリ・ケア研修会について

日 時：3月6日（木）午後7時～
 場 所：広島医師会館
 申込：広島県医師会学術課
 FAX（082）293-3363
 申込締切：2月28日（金）（当日受付可）
 聴講料：1,000円（学生無料）
18. 平成26年度調剤報酬改定等説明会について

（西部）開催日：3月22日（土）午後6時30分～
 場 所：上野学園ホール
 （広島県立文化芸術ホール）
 （東部）開催日：3月23日（日）午前10時～
 場 所：リーデンローズふくやま芸術文化ホール
19. その他
 - (1) 中国新聞広告掲載について
 3月12日（水）

第1回 安田女子大学薬学部卒後教育研修会



安田女子大学薬学部 新井 茂昭

日 時：平成26年3月1日（土）

場 所：安田女子大学薬学部

安田女子大学薬学部では、昨年春に第一期卒業生を薬剤師として送り出しました。卒業生はそれぞれ医療現場で活躍を始めたところですが、薬剤師として医療に貢献するためには卒業後もたゆまぬ研鑽が必要です。そこでこの度、薬剤師の生涯研鑽の支援、及び本学と地域薬剤師との交流の場となることを目的として「安田女子大学薬学部卒後教育研修会」を定期的に開催することとしました。記念すべき第1回目を平成26年3月1日（土）に本薬学において、広島県薬剤師会、広島県薬剤師研修会との共催により開催しました。参加者は、本学卒業生、薬剤師など合わせて46名でした。本研修会では、福澤健治薬学部長より開会式で開催趣旨の説明があった後、「臨床現場で役立つ医療・薬学情報」をテーマに、本学の教員2名の講演を拝聴しました。

はじめに、薬学科教授福澤健治先生に、「ビタミンと健康」という題目で講演していただきました。

ビタミン研究は生命科学の発展とともに進展し、ビタミン研究の進展は生命科学の進展に大きく貢献したと述べられた後、長年研究してきたビタミンE(VE)について最近の進歩ばかりでなく、ビタミン学の面白さと将来の発展性についても熱く話されました。まず、抗酸化作用を持つVEは生体膜やリポ蛋白質の酸化防御に重要な役割を果たしており、動脈硬化に対するVEの作用は、酸化LDLの産生抑制と産成した酸化LDLによる作用（情報伝達系の活性化）の抑制に基づくものであるとされており、VEによる粥状動脈硬化の抑制作用について図示されました。しかしながら、動脈硬化および関連疾患に対するVEの効果についてこれまで行われた大規模追跡臨床試験では、良い成果は示されておらず、これはVEの効果は酸化ストレスを受けやすいヒトに出ると考えられていることを、酸化ストレス防御能の低いHP-2-2遺伝子型を有する糖尿病患者の血管障害リスクをVEは50%以上低減したことで説明されました。最後に、ビタミンE・コハク酸(TS)の膜の脂質過酸化を応用した生理活性膜物質付加リポソーム製剤の遺伝子キャリアへの応用についての最新の研究成果を紹介されました。このキャリアー自身に抗

癌活性があり、抗癌剤や抗腫瘍核酸を封入することにより多面的な抗腫瘍効果が期待されるとのことでした。

続いて、管理栄養学科教授箱田雅之先生に、「尿酸の生理的意義と高尿酸血症・痛風」という題目で講演していただきました。

箱田先生は、管理栄養士養成の為の教鞭を執られていると同時に現役の臨床医として医療に携わっておられます。その立場から高尿酸血症について基礎から臨床に亘る幅広い内容の講演内容でした。プリン塩基の最終代謝産物である尿酸はヒトにとって不要なものではなく、ビタミンCとともに重要な抗酸化物質であることを、腎性低尿酸血症と運動後急性腎不全発現の関連性や代謝率（酸素消費）に対する尿酸濃度が高い種ほど寿命が長いなど例示され説明されました。高尿酸血症は、痛風だけでなく腎障害、高血圧、心血管疾患、メタボリックシンドロームなどのリスクとも関連することが最近の複数の研究で明らかにされている。従って高尿酸血症の適切な臨床管理を行うためには、高尿酸血症とこれらの病態リスクとの関連について理解しておくことが重要であると説明されました。さらにNSAIDs、コルヒチン、日本で開発された新しい尿酸生成抑制薬フェブキソスタット、トピロキソスタットなどの位置づけや正しい使い方をわかりやすく解説されました。講演の最後に、「薬も食事も口から入り治療に関係する。従って医療現場での薬剤師と管理栄養士の連携は欠かせない」と締めくくられました。

高度化・専門化が進む昨今の医療現場で、薬剤師の職能に対する期待は大きいものがあります。薬剤師が安全・安心な医療の担い手としての職能を発揮し、患者や他の医療職種から「当てにされる」薬剤師になるためには、薬学生の教育だけではなく、既卒薬剤師の資質向上のための生涯教育の推進が必要と思われます。その取り組みの一つとしての本研修会は定期的に開催しますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。



薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会



広島佐伯支部 池田 和彦

日 時：平成26年3月2日（日）

場 所：広島県薬剤師会館

今回の研修会は、腹痛を例にして薬局に来られた方への対応、疾患の推測及び適切な判断の手順を学ぶというものでした。

「薬学教育や卒後教育が疾患単位で行われていたため、病名から症候は思い浮かぶが、症状の訴えから病気を推測する学習が行われていなかった。」という昭和大学薬学部木内祐二先生のお話（ビデオ講座）を聞き「致し方ない部分はある。」と思いつつも、決して「そんなことはない！」と信じたい気持ちも混在していました。そもそも薬剤師が症候からの臨床判断を放棄していたわけではなく、近年の薬局業務が処方せん調剤に偏ったために起こった一過性の現象であり、以前は健康食品等を含めOTCで対応することでプライマリケアを担っていました。（保険調剤業務を主体にしている私が言うのも憚られます。）

原因疾患を推測した上の受診勧奨はもちろん当然のことで、異論はありません。しかし、医療用からスイッチされたファモチジンやロキソプロフェンナトリウム、フェキソフェナジンなど、そして漢方薬でもある程度対応可能と考えます。

今後は各地域でスマールグループディスカッションやロールプレイ形式の講習会を開催することも検討されているようです。その節は、私もスタッフとして参加することになろうかと思います。



ビデオ講座の様子



具体的な疾患を列挙

平成26年1月1日発行の日本薬剤師会雑誌にも掲載されていましたが、どのような過程で症候から臨床判断をすればよいのかを簡潔にまとめてみます。

1. 基本的な症候を示す疾患の系統的な理解

腹痛を生じる疾患を列挙できること。

臓器別で分類した場合、消化管であればGERD、IBD、IBS、ileusなどできるだけ多くの可能性を考えます。

2. 来局者との面接による適切な情報収集

医療面接の標準的な手順としては、どこが？どのように？どのくらい？いつから？どのようなきっかけで？どんな場合に？などの自覚症状に関する質問、心理状態や日常生活など心理・社会的情報についての質問、そして既往症、服薬歴やアレルギーなど過去の情報についての質問があり、これらを適切な順序と方法で行えばある程度の病態判断は可能であると言われています。

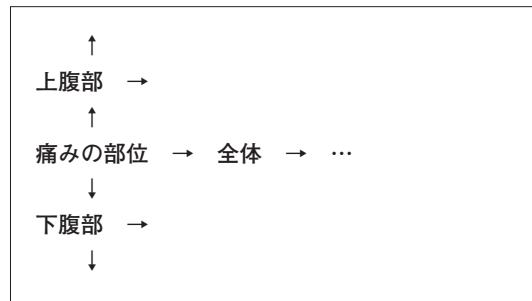
腹痛であれば部位による分類や熱発の有無、突発的か持続的かによって鑑別していきます。

3. 来局者ごとに適切な判断を選択して実施

緊急対応、受診勧奨、OTC販売などを選択する。

この際も、アルゴリズム及びそれを視覚的に表現したフローチャートがあるとより分かりやすいでしょう。

腹痛鑑別のアルゴリズムをフローチャートで示したもの（例）



アルゴリズム（Algorithm）とは、問題を解くための手順を定式化した形で表現したもの。フローチャートは、アルゴリズムの視覚的表現としてよく使われる。

第25回 広島プライマリ・ケア研究会



常務理事 重森 友幸

日 時：平成26年3月6日（木）19:00～

場 所：広島医師会館

今回の担当団体は広島県看護協会、テーマは昨年に続き「在宅医療」で基調講演とシンポジウムの形式で行われた。

総合司会 広島県医師会 常任理事 中西 敏夫 先生

基調講演

「医療・介護のこれから～在宅ケアを中心として～」

日本医師会 常任理事 高杉 敬久 先生

昨年8月に公表された社会保障制度改革国民会議の報告書で、従来の「病院完結型」から地域全体で支える「地域完結型」に求められる医療が変わらなければならないとされた。その実現のためには、地域医療・介護の一体的なサービス提供体制の見直しが求められている。また次期介護保険法改正に向けての議論では地域包括システムの構築に向けた地域支援事業の見直し、在宅医療・介護連携の推進、地域包括センターの機能強化、認知症施策の推進等について意見が取りまとめられている。この地域包括システムの姿は地域によって様々な形態があるが、地域に住む方の人生を看取るという視点を重要視し、そのために必要な街づくり、ひとづくりを行っていくことが重要で、それに予算を配分し支援をすることになると述べられた。

●超高齢社会の課題と対策

1972年有吉佐和子の「恍惚の人」2004年夏樹静子の「白愁のとき」で既に日本の高齢社会が予測されていた。

日本は世界に類を見ないほどの高齢化率が急速に進んでいる。2025年には団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になる。平均寿命と健康寿命との差が男女とも約10年ある。後期高齢者の急増に伴い、死亡者数の増加、要介護高齢者、認知症高齢者の急増がある。従って、今後我が国では、高度急性期医療は高齢化・人口減でニーズは減少し、地域に密着した医療が超高齢化社会でニーズが増加することにより課題となる。

医師として、死の瞬間を看取るのではなく人生を看取ることが使命であると述べられ意識の改革が必要だと述べられた。

●今後の方向性

1) 病床機能報告制度と地域医療のビジョン

居住系、在宅サービスのさらなる拡充と施設機能分化の徹底と連携の更なる強化が図られる。医療機関もその有する病床において担っている医療機能の

現状と今後の方向性を選択して報告し、自主的な取り組みを進めることになる。

2) 診療報酬改定と新たな基金

医療介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度が904億円あてられることになった。

3) 介護保険制度改革案と地域包括ケアシステム

在宅医療の体制を構築するために、地域包括支援センターの機能強化と他職種との更なる連携が必要になること。

●かかりつけ医と在宅医療

地域包括ケアにおけるかかりつけ医の在宅医療の重要性から医師会における在宅医療の推進策が種々行われている。他職種との連携のもと地域医療を担う医師の意識改革が述べられた。

シンポジウム

1. 終末期高齢者専用住宅における訪問薬剤師の役割

(株)フォーリーフ のぞみ薬局 岡 敦子 氏
いま求められている地域包括システムの中での多職種連携した在宅業務で、薬剤師による訪問薬剤管理指導を平成24年9月から始められ、その内容について報告された。

終末期の高齢者用住宅における在宅業務として

- 24時間365日の訪問看護・介護サービスの提供が可能のこと。
- 末期がん患者の安楽な生活と看取りを目的とする
- 患者の体調変化に伴い、薬の減量・変更・追加などに薬剤師の関与が必要である。
- 麻薬の処方が多く、薬の管理に注意が必要なことから、薬剤師のかかわりが有用である。
- 多職種連携の業務の中で退院時カンファレンスへ参加（平成24年9月～平成26年1月に78回）され、その有用性が示された。



また、入居時持参薬の整理と医師への報告、残薬確認や服薬状況の確認による医師への処方提案書の作成や服薬しやすい薬への剤型変更など薬学的管理が事細かく行われていることが報告された。

多職種連携が必要なチーム医療・介護において薬剤師が活躍していることが報告され薬剤師の存在を述べていただいた。

2. 最後まで口から食べ続けるための在宅歯科医療

一般社団法人広島県歯科医師会
介護・福祉医療部 常任委員 猪原 健氏

歯科医療の目的として「歯科医療は生きる力を支援する生活の医療」(日本歯科医師会会长 大久保満男)を紹介された。

人が人らしく生き生きと生活するためには、日々の暮らしの中で、美味しいものを食べ、家族や友人と楽しく会話ができることが基本。そのことが全身の健康につながる健康長寿への道。歯と口の健康をまもることは、すなわち国民の生活と文化を支えることである。

在宅での経口維持の困難さについて

- 口から食べるということは当たり前の生活の一部であるが、時として危険性の高い行為となることがある。一誤嚥性肺炎・窒息
- 嚥下調整食の調理が家族にとって難しかったり、負担となってしまうことがある。
- 在宅での食事環境のセッティング・調整を行う専門職の不足—安全に食べる姿勢、介助方法、口腔ケア食とは生活そのものであることから、在宅での経口摂取では多職種でのアプローチが必要不可欠なことである。と述べられた。

症例報告では、脳梗塞症例で誤嚥のため絶食・胃瘻増設によって経口摂取ができなかつた方で市販のコーヒーゼリーを完食できるようになった症例、また認知症・パーキンソン病で自発的な経口摂取が困難な方が全粥食1,000カロリー/日摂取可能になった症例の報告がなされた。

嚥下機能の評価をして、口と喉を使い続けることが重要であると報告された。

3. 「在宅ターミナルケアにおける訪問看護師の役割を考える」～在宅看取りの実践から感じること～

広島県看護協会 訪問看護ステーション「若草」
川上 幸子 氏

公益社団法人広島県看護協会 広島県看護協会訪問看護事業局の概要は、

訪問看護ステーションが6事業所

広島市：中区「中央」東区「若草」安佐北区「ひびき」

西区「こい」

呉 市：広「そよかぜ」焼山「ひかり」
居宅介護支援事業所併設が6事業所
療養通所介護事業所「こい」
地域包括支援センター「轍町」
で運用されている。

訪問看護ステーション「若草」は広島市東区、南区、安芸区、安芸郡府中町を訪問エリアとして、利用者数は100名、訪問延べ数は月570件、職員は看護師13名、事務員2名（専任介護支援専門員1名）で居宅介護支援事業所を併設して運営されている。

在宅ターミナルケアにおける訪問看護師の役割として、在宅ターミナルケアのプロセスに丁寧にかかわることができること。安心して在宅療養ができる体制づくりができること。在宅ならではのその人らしい生活や希望が実現できること。病状変化への迅速な対応、症状緩和ができること。家族ケアができること。そして医療連携、在宅ケアチームづくりのコーディネイトができるなどの役割がある。と報告された。

4. 「地域包括ケア体制」 ～生活支援の視点から～

江田島市社会福祉協議会
権利擁護センターえたじま 主任相談員
澤田 ひとみ 氏

福祉サービス利用援助事業「かけはし」とは、認知症や傷害などによって、一人で物事を決めることができない不安な方に対して、日々の暮らしに必要な利用手続き、お金の管理をお手伝いして、安心して暮らせるよう支援する事業である。

退院後の在宅生活において、預貯金を計画的に使用することが困難、入院費や家賃の支払いが滞っており、今後適切な医療受診ができなくなると思われる方のケアについて。

社協が保佐人となり、病院、介護支援専門員、訪問介護、通所介護、親族、民生委員、見守り・転居時の手伝いの地域住民、行政（住宅）、地域包括センターなどの連携で様々な医療・福祉サービスを活用することができ、安心した在宅生活が送れるようになった事例を報告された。

以上発表の後、21時20分まで、フロアとの意見交換がなされた。今後の医療・介護にとって他職種の連携がうまく機能することが大切である。

平成25年度 日本薬剤師会行政薬剤師部会講演会



行政支部 松井 美佳

日 時：平成26年3月7日（金）

場 所：大阪府薬剤師会館

次 第

1. 主催者挨拶

日本薬剤師会副会長 生出泉太郎

2. 報告 「平成25年度行政薬剤師部会事業報告」

日本薬剤師会行政薬剤師部会副部会長 高木 靖史

3. 講演

（1）「一般用医薬品販売制度等に関する薬事法等の改正について」

厚生労働省医薬食品局総務課課長補佐 田中 大平

（2）「医薬品、医療機器、再生医療等製品に関する薬事法等の改正について」

厚生労働省医薬食品局総務課課長補佐 乃村 久代

（3）「日本薬剤師会をめぐる諸課題」

日本薬剤師会副会長 生出泉太郎

4. 閉会挨拶

日本薬剤師会行政薬剤師部会副部会長 高木 靖史

本講演会は、例年この時期に開催されています。

日本薬剤師会生出泉太郎副会長の開会挨拶後、日本薬剤師会行政薬剤師部会高木靖史副部会長より、平成25年度の行政薬剤師会で47都道府県を対象に実施したアンケート調査の暫定結果の報告がありました。調査内容は「災害時の医療救護体制の見直し（改訂）」、「医薬品・医療機器の産業振興」及び「行政薬剤師の確保」についてで、この結果も今後の体制整備等への参考にしていくとのことでした。

次に厚生労働省医薬食品局総務課田中大平課長補佐より平成25年12月13日に公布された、医薬品販売制度等に関する薬事法の改正について講演がありました。この改正により、平成26年4月1日から指定薬物の所持・使用等が禁止されること、一般用医薬品の販売方法に関するルールが整備され、平成26年6月12日からこのルールが適用されることになりました。講演では、一般用医薬品のネット販売のルールの概要等について詳しい説明がありました。

続いて、厚生労働省医薬食品局総務課乃村久代課長補佐より、平成25年11月27日に公布された、医薬品、医療

機器、再生医療等製品に関する薬事法の改正について講演がありました。

この改正では医薬品、医療機器等の安全かつ迅速な提供の確保を図るための改正が行われます。講演では「医薬品、医療機器等に係る安全対策の強化」、「医療機器の特性を踏まえた規制の構築」及び「再生医療等製品の特性を踏まえた規制の構築」に係る、改正の背景と内容についての説明がありました。またこの改正により法律の名称も「薬事法」から「医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められます。

最後に生出副会長より日本薬剤師会をめぐる諸課題について講演がありました。社会保障制度改革への対応、在宅医療・介護への取組み強化、医薬分業の在り方等が課題として挙げられました。医薬分業に関しては、医師・薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担することで医療の質的向上が図れる一方で、国民からは様々な意見があるとのことでした。国民に広く医薬分業のメリットを実感してもらうためにも、顔の見える薬剤師としてそれぞれが職能を発揮していく必要性を感じました。

平成25年度 第5回 広島県地域医療再生計画推進委員会



会長 前田 泰則

日 時：平成26年3月7日（金）18:30～

場 所：県庁・北館

平成21年11月広島県地域医療再生計画が策定され指針が示されました。

広島県の医療の特徴として

1. 広大な過疎地を擁し、かつ、温暖な自然環境。
2. 都市部の人口集中と高度医療資源の集積。
3. 人口規模に比較して医育機関（医学部定員数）が少なく医師不足に対して脆弱。

広島県の医療の課題とその対応として

- (1) 深刻化する医師不足への対応
- (2) 都市部医療機能の危機への対応
- (3) 高度化・多様化する高度医療ニーズに対応するための医療施設間連携の停滞への対応

広島県地域医療再生計画における事業等

1. 再生計画の策定

- (1) 提案された再生計画の概要
- (2) 再生計画の対象圏域及び提案

2. 再生計画と連動して行う事業

A プラン／広島都市圏を中心とした地域医療再生計画
B プラン／中山間地域を中心とした地域医療再生計画
広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会の三団体の広島駅新幹線口の二葉の里への移転整備計画は、A プランの多職種協働による医療機能の強化として追加された事業であります。

その目標は、チーム医療及び在宅医療を推進するために、医師、歯科医師、薬剤師など医療系職能組織の拠点化を進め、多職種協働連携体制を強化するとともに、研修・研究機能の強化による医療スタッフの専門性の向上を図る。

目標設定の考え方

- 質が高く、安心・安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化・複雑化に伴う業務の増大による医療現場の疲弊が指摘されている（24時間体制）こうした中、チーム医療は、疾病の早期発見・回復促進・重症化予防、医療の効率性の向上による医療従事者の負担の軽減、医療の標準化・組織化を通じた医療安全の向上などの効果が期待されている。
- また、高齢化が進み、医療・介護のニーズが高まる中、入院していた患者が地域に戻り、生活しながら必要な医療サービスを受けるためには、急性期から回復期をへて在宅医療へという地域完結型医療の体制を確保する必要がある。
- こうした課題を解決するために、医師、歯科医師、薬剤師など、一人一人の医療スタッフの専門性を高めるとともに、関係職種が緊密な連携を維持しつつ協働できる体制を整備する必要がある。

その事業内容の中のひとつが、広島県歯科医師会館、広島県薬剤師会館の移転整備として広島県地域医療再生計画に盛り込まれました。

3月7日の推進委員会は、平成25年度の評価、取り組み状況等の資料がまとめられ平成26年度の実施計画が確認されました。

事業の進捗状況はおおむね計画通りという評価が成されています。

此のたびの地域医療再生計画の取り組み状況に対して、新たな財政支援制度について、公費として904億円（国2／3 県1／3）が盛り込まれようとしています。

各県単位としては、約20億円前後の公費が支出される予定です。

薬剤師が在宅医療へ如何に参加し、今後の職能に生かしていくかは、ここ数年、薬剤師として現場での活躍に期待されています。

中国・四国地区薬剤師会薬局実習受入調整機関評議員会 及び運営委員会合同会議

日 時：平成26年3月8日（土）
場 所：サンピーチ・OKAYAMA

評議員会前田泰則会長の挨拶の後、報告、協議が行われた。

平成25年度の事業報告として、平成25年度の中国・四国地区での薬局実習実習の受け入れ依頼状況について、認定実習実習指導薬剤師養成ワークショップの開催について、各県薬剤師会の6年制への対応について報告された。薬学部のない県の内、高知県については近畿地区をはじめ、ふるさと実習が順調に実施されているようだが、島根県はどうも人数が増えてこないと報告された。

協議事項では、平成26年度事業計画（案）および予算（案）、各県の負担額について協議され、原案通り承認された。木平運営委員長より、今年度は、薬学会が広島で開催され、例年、第1日日の午後より薬局実習ブロック会議を開催していたが、薬学教育コア・カリキュラム改訂関連のシンポジウムの計画をしており、午前中のブロック会議の参加後、引き続き午後からのシンポジウムに参加をお願いしたいと依頼があった。

WS委員会出石委員長より開催計画と、県別参加者数案の説明があり、26年度は、就実大学と福山大学での2回の開催となること等、実施計画について承認された。入学生数が減少傾向気味であったが、25年度と26年度と定員越えの大学が多くなり、29年度実習に関しては、大学所在地の県は、大幅な実習生の増加も予想されるので、（広島県内では約70人の増加）今後も引き続き指導薬剤師の養成をしていくこととなった。但し、指導薬剤師養成と受け入れ薬局の増加が比例しておらず、WSへの参加目的が薬剤師のスキルアップに変わりつつある。参加希望者をそのまま参加させるべきなのか、一薬局に指導薬剤師が何人必要なのか等、今後各県で検討する必要が

ある。認定指導薬剤師の更新条件にも、受け入れ実績や新コア・カリキュラムの受講が要件になると思われるので、参加者の推薦についても配慮しながら、WSを開催することとした。26年度も、他地区（特に山口県）からの参加も認めることとした。

その他として、手嶋病院・薬局実習中国四国地区調整機構委員長の代理として木平副委員長より、中央調整機構会議からの情報提供としてトラブル事例として、全国的にパワハラ・セクハラが報告されていること、学生の病状把握（精神障害・発達障害）などは、事前にわからず実習中に確認されることがあるので、事前に把握できるよう、関東地区でガイドラインを検討中につき、その完成を待って協議することとなったこと、認定指導薬剤師の更新条件については、今年度末に確定すること、認定指導薬剤師・実習施設の一元的把握について提案され、中四国調整機構会議でも検討されたが、中国・四国地区では、各県薬でそれぞれ十分把握しているので、必要無しとされた。

次に、各大学運営委員より、平成26年度以降の薬局実習の依頼予定について、ふるさと実習の状況等についての報告があった。また、来年度の依頼数は減る予定だが、昨年・今年と入学者数が多く、福山大：来年度88名だが、現1年生は160数名となる。広島国際大：現1年は160数名+留年する学生が多く数字が把握できない。松山大：現1年は120名。安田女子大：今年の入学は定員120名を確保できる予定である。4年後の実習配属について、今後検討する必要があることが報告された。

（文責：木下 美穂）

広島県医療審議会保健医療計画部会



常務理事 吉田 亜賀子

日 時：平成26年3月17日（月）16:00～17:00

場 所：県庁・北館

13名中10名の委員の出席にて部会が開催されました。吉柄部会長の挨拶後、「広島県保健医療計画」の進捗状況及び評価の報告が始まりました。

報告内容は第2章「県民の安心を支える保健医療体制の構築」・第5章「将来にわたり信頼される保健医療サービス」の平成25年度の実施状況についてでした。また目標を設定している場合は指標毎に目標値の達成状況の評価報告もありました。調査元が国の場合3年毎等もあり未実施の項目もありました。

第2章 県民の安心を支える保健医療体制の構築

① がん対策

実施状況に一部遅れはあるが、比較的順調

② 脳卒中対策

救急要請から医療機関に収容までの平均時間1分延長

●患者の高齢化にて搬送に必要な時間短縮困難

●遠方より搬送

●救急受け入れ病院の確保困難

→救急を断らない施設確保等の政策が必要となる
行政のみでの解決は困難。1つの解決策のみでも困難

③ 急性心筋梗塞対策

②と同様の評価

④ 糖尿病対策

特定健康診査受診率が全国最下位となっており全体的に努力を要する項目となっている。

→ワンコインでの検査等検討中

⑤ 精神疾患対策

人口10万人当たりの自殺死亡率にて、平成22年には下げ止まりと思えたが、昨年末より微増している。

⑥ 救急医療対策

②、③と同様の評価

⑦ 災害医療対策

全体的に順調

⑧ へき地医療対策

へき地医療支援機構運営会議の開催による連携強化等全体的に順調

⑨ 周産期医療対策

医療従事者の確保

助産師、看護師の人手不足→委員会の立ち上げ検討中

広島大学ふるさと枠での一般枠との学力の問題なし

卒後に関しては入学時の規約あるため概ね問題なし

女性医師の割合も高くなっています、男女共同参画、育児支援、復職支援等の検討が今後必要となる。

⑩ 小児医療対策

小児救急医療拠点病院への運営費補助を含め全体的に順調

⑪ 在宅医療対策

在宅医療推進医等リーダー育成事業での研修実施等比較的順調

第5章 将来にわたり信頼される保健医療サービス

① 医療情報の連携・活用

ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の整備等全体的に順調

次に平成26年度「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」について説明がありました。

新たな財政支援制度の対象事業（案）は

- 病床の機能分化・連携のために必要な事業
 - 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
 - 医療従事者等の確保・養成のための事業
- に関して別途委員会を委嘱する予定。

説明後に委員より質疑が行われ、予定時間を少し超えて終了した。

*委員の質疑への回答は上記内容に含まれているため、敢えて別記載をしておりません。

平成25年度 広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会

副会長 村上 信行

日 時：平成26年3月17日（月）

場 所：広島県環境保健協会

安佐市民病院名譽院長岩森茂運営委員長のごあいさつ
に続き下記4つの議題について協議されました。

◆収支報告について

◆広島県禁煙支援ネットワークとしての活動報告

◆平成26年度第12回研修会について

◆広島県禁煙支援ネットワーク略称、ピンバッジの作成
について

まずは、

◆収支報告について

平成25年度繰越金109,975円に平成26年度年会費60,000円を加えた169,975円が平成26年度予算になる予定であり、別途会計の着ぐるみ等作成費は平成25年度収支なしで216,278円残額であることが報告了承された。

次に、

◆広島県禁煙支援ネットワークとしての活動報告について

広島県たばこ対策懇話会について川端邦夫氏より説明があり、この懇話会にはJTも構成員であるところが柔軟な対策要員との指摘もあり、平和公園内に喫煙所が出来たことに関しては、ネットワーク委員会としても今後とも撤去要望姿勢を確認された。

ひろしま健康づくり県民運動推進会議との連携についての計画が資料をもって説明があった。

広島市健康づくり計画「元気じゅけんひろしま21(第2次)推進会議」についても資料のとおり開催、計画している旨報告があった。

次に、

◆平成26年度第12回研修会について

平成26年10月5日（日）午後13時よりに福山市医師会を幹事団体として福山市医師会館4階講堂を会場として開催されることとなった。

内容についてメインテーマを「受動喫煙防止法に厳しく迫る～包括的受動喫煙防止法制定に向けて～」とし、

●基調講演 岩森運営委員長

●情報提供

①歯科医師会 ②薬剤師会 ③県医師会 ④全国健康保険協会（広島県と共同で行っている事業について報告）⑤病院（福山市）⑥民間（福山市）⇒福山市医師会より後日打診 ⑦看護協会（中電病院から出していたが、今回は福山市内の病院から）
薬剤師会からの情報提供は幼児向け「パネルシアター」紹介と考えています。

●特別講演

福山市医師会が企画検討するが、調整できなければ、日本赤十字看護大学名誉教授川根先生へ依頼することとなりました。

次に、懸案の

◆広島県禁煙支援ネットワーク略称とピンバッジの作成について

着ぐるみ作成予定にて微財を積み立ててきましたが、有用な案が出ず、今回のピンバッジ案となった。同時に募集していた略称についてはシンプルにHKS（ひろしま・禁煙・支援・ネットワーク）に決定した。ピンバッジにも多くのデザインが集められ多数決により、広島産業保健推進センター所長坪田運営委員・案に決定した。作成予算としては着ぐるみ作成費を主財源に30万円で3,000個とし、大幅な不足が生じれば各団体への寄付をつることとなりました。

5月31日の世界禁煙デーまでに完成させ、構成各団体に分配し、禁煙サポーターとなる人たちや、研修会参加者に着けていただいて禁煙支援活動に邁進していただく。

略称、ピンバッジは第12回研修会で披露しデザインを採用された川根運営副委員長、坪田運営委員へ表彰を行うことを決めて、議事を終了いたしました。



中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会



常務理事 中川 潤子

日 時：平成26年3月19日（水）13:30～16:15

場 所：県庁・本館

県内外の地震等による災害発生時において、迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うために中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会が開催されました。今回の対象者は、中国地方の災害時公衆衛生行政担当者、保健所、県立総合精神保健福祉センター等の職員、市町関係職員、関係職能団体の会員です。

広島県健康福祉局笠松淳也局長の開会あいさつの後、広島県健康福祉局健康福祉総務課岩西慶宗主幹より、「中国地方における災害時公衆衛生チーム（仮称）の設置及び支援体制について」趣旨説明が行われました。平成25年5月30日に開催された中国地方知事会において、広島県災害時公衆衛生チームの概要を報告するとともに、中国地方各県においても同様のチームの創設を行い、相互に連携して派遣する枠組みの構築が提案されました。これを受け、平成25年9月13日には中国5県の担当者会議が開催され、今後取り組んでいく目標として、

- ①中国5県各県における災害時公衆衛生チーム等の創設
 - ②災害時の公衆衛生支援について迅速かつ多様な対応ができるような相互連携体制の構築
 - ③定期的・継続的な合同研修会の開催
- が挙げられました。

今回の研修会は、「中国地方知事会広域連携事業」の取組の一環で行われたものです。

事例報告

「平成25年島根県津和野町の豪雨災害における公衆衛生活動について」

島根県益田保健所総務保健部健康増進課 企画員
大場 裕子 氏

平成25年7月28日の津和野町豪雨災害の被害概況、益田保健所における災害支援体制、また健康増進課が協力して行った災害支援、振り返りの会で話し合ったことについて報告されました。初動体制については、災害保健活動の進め方について協議が必要であること、更に災害対応に関するノウハウの伝達や情報交換が重要であるために、管内保健業務担当者研修会を企画実施されたそうです。また、普段の自治会・組織のつながりが大切であり、社会から孤立する人たちをどう支えるかが今後の課題であると話されました。

事例報告

「平成25年夏の大雨災害における公衆衛生活動について」

山口県萩市健康増進課（萩市保健センター）課長補佐
河上屋 里美 氏

平成25年7月28日の萩市豪雨災害の概要、豪雨災害時の住民への支援、復興支援のための行政活動、体験の整理・今後の課題について報告されました。被災時対応に役立ったものとして、日頃の活動、組織力、避難訓練・東北派遣経験・メンタル研修を挙げられました。今後の課題としては、

- ①萩市の全体的な命令系統と各部門の役割の確認
 - ②保健師関係課の役割と具体的な動きの明示
 - ③対外的な社会資源の整理と連携方法の確認
 - ④災害対策法令の整理と活動の関連付け
 - ⑤保健師全体の共通理解が必要である
- と話されました。

演習

「大規模災害時における公衆衛生支援チームの協力体制について」

ティアラ・インターナショナル・コンサルティング
福田 千年 氏

まず、福田氏より

- ①チームで活躍するためには、有能なプレーヤー（実務者）とプレーヤーの力を束ねる人（リーダー）と情報の提供・伝達をするためのコーディネーターが必要
 - ②チームの方向性をそろえるためには、よどみないコミュニケーションが不可欠
 - ③報告・連絡・相談による正しい情報があるからの正確な判断ができる
 - ④チームを束ねる人としては、自らのリーダーシップを発揮すること、メンバーのモチベーションを高め、責任感を持たせることが必要
 - ⑤予期せぬ事態への対応策としてストレス・コーピングの実施
- などのご講演がありました。

その後、お互いをあまり知らないメンバーと、協働の体験を行い、緊急時に計画変更を余儀なくされるプロセ

スや個人の心境について体験するためのワークショップを行いました。各チームにてペーパータワーの作成です。条件は、他チームよりも1cmでも高く、丈夫なタワーを作り、途中の計画変更に迅速な対応をとることです。1テーブル7名が1チームとなり、最初に簡単な自己紹介をし、役割分担を決めた後、タワーの組み立てが始まりました。他チームよりも1cmでも高いタワーを作ることは簡単そうですが、意外に難しく、また、思った以上に競争心を煽られます。作成の過程でチームには自然にリーダーが存在し、リーダーを中心に作業が進んでおり、福田氏の話を実感することができました。

最後に、「いざというときの協力体制がうまくいくよう」ということで以下の点を話され、研修会は終了しました。

- 信頼関係を大切に
⇒相手を信頼しないと、相手からも信頼されない
- 仕事の目的、自分たちの立ち位置を常に確認
- 「現地・現実・現物」を重視
- 記憶より記録
- 訓練や経験を活かす
- 大事なことは、見えない、話してくれないものも多い
- メンバーの“製造物責任”は職場にあり職場でしっかり育て、動機づけをして送り出すこと



疼痛ナビ
TO-TSU-Navi
「患者様が本当に満足する疼痛管理」を
先生とともに考える
詳しくはウェブサイトへ →
医療従事者向け会員サイト
http://www.e-paincontrol.com/
新規会員募集中!
登録・
利用は
無料
疼痛ナビ
検索

日本標準商品分類番号 871141

アセトアミノフェン製剤
力口ナール®

解熱鎮痛剤
原末 / 細粒20%・50% / 錠200・300
日本薬局方 アセトアミノフェン
薬価基準収載

小児用解熱鎮痛剤
シロップ2% / 坐剤小児用50・坐剤100・200
日本薬局方 アセトアミノフェン
薬価基準収載

※効能・効果、用法・用量、警告、禁忌を含む使用上の注意等につきましては「製品添付文書」をご参照ください。

■ 力口ナール®の学術情報に関するお問い合わせ先: 0120-050-763 ■ その他に関するお問い合わせ先: 0120-369-873

(受付時間) 月～金曜日 9:00～17:30 (祝祭日・当社休日を除く)

昭和薬品化工株式会社
〒104-0031 東京都中央区京橋2-17-11
http://www.showayakuhinkako.co.jp
2011年1月(AC)

平成25年度 第2回 広島県医療審議会

常務理事 吉田 亜賀子

日 時：平成26年3月19日（水）18:00～

場 所：県庁・北館

医療審議会委員29名中23名の出席にて定数に達していることが確認されたのち審議会が開催されました。

広島県健康福祉局笠松淳也局長が県議会中のため着席されておりませんでしたが、定刻となったため碓井会長のもと下記の議事が開始されました。

- (1) 協議第1号 広島県保健医療計画の進捗状況及び評価等について（公開）
進捗状況及び評価としては、糖尿病対策への遅れはあるが、他項目は比較的順調と報告された。
- (2) 報告第1号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案について（公開）
医療計画の策定サイクル（現在5年）の見直し→平成30年度以降、介護と揃うよう6年に。在宅医療など介護と関係する部分は、中間年（3年）で必要な見直し。
- (3) 報告第2号 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度について（公開）
新たな財政支援制度の対象事業（案）として
①病床の機能分化・連携のために必要な事業
②在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
③医療従事者等の確保・養成のための事業
- (4) 報告第3号 平成26年度健康福祉局当初予算の概要について（公開）

- ①働く女性・子育て支援
- 女性の活躍促進
- 待機児童対策
- 少子化対策
- ②医療・がん対策
- 医療体制の確保
- がん対策
- ③地域包括ケア
- ④障害者支援

その後、質疑応答が行われた。

Q：「広島県保健医療計画」の脳卒中や急性心筋梗塞対策の指標に救急搬送時間で達成状況を判断するのは適当か？

搬送時間毎での予後状態、退院後の再入院率、死亡率等のデータ等の利用は？

A：搬送までのデータはあるが、退院等になると医療機関との連携が困難な場合が生じる。また搬送時には疾患名は不明。一部地域では可能な場合もあるため今後の検討とする

その他白熱した議論が行われ終了した。

今後も平成29年度まで継続のこの計画の進捗状況、評価を通して再計画の必要性等を検討していく必要がある。

保健医療計画の中で、広島県薬剤師会は昨年より継続のがん対策、HMネットと関わっています。これらに関しても進捗状況を確認し、26年度への取り組みを検討し、行っていきたいものです。

日本薬剤師会

平成25年度 医薬分業指導者協議会

日 時：平成26年3月20日（木）

場 所：厚生労働省講堂

報告 I

副会長 村上 信行

下記次第に沿って開催されました。この協議会には各都道府県薬剤師会から以外に県・市保健所や薬務課からの出席者もあり、広島県からも西部・東部・北部の県保健所や広島市保健所など県薬から私と青野常務理事以外に5名が出席していました。そして、3年前の3.11東日本大震災はこの定例協議会中に発生したこともあり、多くの他県薬剤師とはかなりの「連帯」「戦友」感をもつての再会となります。

1. 開会のあいさつ

厚生労働省大臣官房審議官（医薬担当）
成田 昌稔

2. 最近の薬務行政について

厚生労働省医薬食品局総務課 主査
海老原 卓志

3. 日本薬剤師会の活動について

公益社団法人日本薬剤師会 専務理事
寺山 善彦

4. 地域医療における「かかりつけ薬局」の

今後の在り方について

（1）厚生労働省の取り組み

厚生労働省医薬食品局総務課
蓮見 善佳

（2）日本薬剤師会の取り組み

公益社団法人日本薬剤師会 副会長
生出 泉太郎

（3）地域における取り組み

①実例報告 I（薬物療法提供体制強化事業）
長崎県福祉保健部薬務行政室 課長補佐

山田 晴美

一般社団法人長崎県薬剤師会 理事
天本 耕一郎

②実例報告 II（薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業）

高知県健康政策部医事薬務課 チーフ
土居 祥孝

公益社団法人高知県薬剤師会 副会長

寺尾 智恵美

5. 医薬分業の質の向上に向けて

～薬剤師業務の見える化運動と疑義照会調査～

公益社団法人日本薬剤師会 常務理事

永田 泰造

東京理科大学 薬学部教授

鹿村 恵明

まず、成田大臣官房審議官よりあいさつがありました。分業率65%で、県によっては80%を超えていたが、国民目線でその有効性が浸透しているとは見えない。分業を国民に受け入れて貰うよう、医療人として、他の職種と連携することなど、全ての薬剤師が自覚を持ってもらって医療に貢献するよう求められた。行政として、薬剤師生涯教育事業・在宅医療についての無菌製剤の施設への補助制度等の拠点事業・抗がん剤の製剤について適切な薬物療法を提供できる施設整備事業・地域と密着した薬局をモデル事業を来年度に予算化し、OTC販売においては国民の安全を高める為に薬事法を改正したことなどを述べられ、薬あるところに薬剤師ありとの活躍を望まれた。

「最近の薬務行政について」

医薬食品局総務課海老原主査より薬剤師の役割、薬剤師への期待が大きくなっている一方、分業における役割の認識がされていなく、医療費が高くなることとしての批判がある。今後、分業率は急激に高くならない中での課題として、地域への貢献、チーム医療への貢献が必要とされた。取り巻く状況の変化としてOTCのIT販売及び対面販売について、スイッチOTCは新たな健康被害・有害事象が発現する恐れがあり、劇毒物は安全性に問題がある為、薬剤師が知識経験を持って直接判断する事から、法律案を提出し適切なルールのもとで全ての医薬品を販売するとした。在宅医療提供拠点薬局事業はがん患者等の在宅医療の推進や無菌性製剤が調剤でき、誰もが安心して在宅医療を受けられる様なモデル事業を全国9箇所で実施し在宅での調剤、実技指導が可能とした。チーム医療の推進が求められる中、まだ薬物療法の専門家と

して参加できていないと思われ、6年制の薬剤師が医療現場に出ていくことに合わせて、薬剤師の業務範囲の拡大が望まれている。求められる機能とあるべき姿を公表しているので、ぜひ、平成26年度予算で健康情報拠点の推進等をご活用ください。

「日本薬剤師会の活動について」

日本薬剤師会寺山専務理事より、調剤報酬改定について三師比率の1:1:0.3は守られたとの報告と、改正での重点課題として、在宅医療の推進、充実が求められる分野の適切な評価に関して、お薬手帳を例題にあげられ、服薬状況確認のタイミングや効率化余地にある分野の適正化では大型チェーンの在り方について話され、後発医薬品使用推進にも触れられた。またOTC販売制度への対応としてIT販売のルールにおいて専門家としての判断と理解の確認、偽薬・偽店舗への規制に関わり、薬剤師が販売とは関係なくとも顧客のセルフメディケーションに対する、不安や質問に積極的に関与する取り組みを言及された。次に医薬分業に関して、疑義照会によって薬の安全性の確保や居宅における薬剤師の訪問での飲み残しを把握し、後発医薬品の使用促進などのメリットを強調された。セルフメディケーションの推進では、薬局薬剤師を活用した健康情報拠点の推進事業で、適切なセルフメディケーション推進の担い手としての役割や健康・介護の情報提供と相談機能の確立あげられた。社会保障制度改革における薬剤師の役割では病院・病床の機能分化と強化、医療から地域への方向性が示され、地域包括ケアの中に薬剤師が関与する重要性を話された。病院完結型から地域完結型への移行として多職種との連携が必要であり、地域に密着した薬局・薬剤師が国民の安全性を確保できる様に機能することを日薬として目指すとされ、薬局の求められる機能とあるべき姿についての主な内容として次をあげられました。

- 最適な薬物療法の提供
- 医療の質の確保で医療機関との連携
- 在宅医療・医薬品材料の提供
- セルフメディケーションの推進として地域との密着
- 生活習慣にも踏み込む体制に関するもの
- 許可、開局時間（8時間以上の開局、連携して24時間対応）
- 備蓄供給（在宅医療に関する衛生材料も、介護用品、他薬局の紹介等）
- 構造設備（バリアフリー、無菌調剤出来る契約も含めて）
- 地域医療（薬剤師会や医師会、災害時の拠点等と）
- 人的機能（生涯学習に取り組み自己研鑽、研修を受講させる）
- 薬物療法薬学管理に関するもの
- 薬学的管理（薬剤の変更や減量の提案、残薬の確認、アドヒアラント向上への取り組み、OTC販売と受診勧奨）
- 在宅医療（在宅医療を行っていることの広報、多職種との情報交換）
- 後発品（数量シェア60%を超える）
- 健康情報拠点（薬局利用者及び家族への健康や介護に関する相談機能、生活習慣全般に関する相談）

また、かかりつけ薬局の今後の在り方について、処方箋調剤に特化することなく、セルフメディケーションの推進、受診勧奨、OTC、健康食品養生を提案する事が必要であり、社会保障制度改革への貢献として医療費の適正化、地域医療連携、24時間365日処方箋受付等、国民の健康作りへの貢献として、疾病予防、重症化予防、健康寿命の延伸に寄与する等、薬剤師がどれだけ国民の為に役立つ事を国民に見せて行くため、薬剤師の職能を最大限に發揮する薬局としてエビデンスを検証していくたいと述べられました。



「長崎県における取組」

“働き盛りの腎臓検査取り組みの企業が少ない”という観点から、CKDシールをお薬手帳に貼って腎機能低下である旨の表示し、保健所では専門家への研修、国保では腎機能低下者への訪問指導、医療情報のあじさいネットではカルテを閲覧できる病院医療連携（218施設：うち薬局は40）を活かして適正な薬物療法をめざした。薬剤師のスキルアップ—研修会テキスト作成50頁を利用し、各地区で研修会開催（各地域専門医師や薬剤師の講演）した。薬剤師は、腎機能情報を患者から直接聞くか患者からの同意を得て、あじさいネット利用し腎機能を評価し、CKDテキスト利用、専用HPを利用することで薬物療法に反映させる。今後も継続的にCKD対策が果たす役割は大きく高齢者が多い事からも継続拡大も視野にいれている。

「高知県の取組」

高知県は、日本一の健康長寿県構想のもと“薬の飲み残しを無くす方策”“高血圧対策”“タバコ対策”について薬剤師会と連携し薬局を活用した薬物療法の推進に取り組みされた。セルフメディケーション、一般医薬品のトリアージ、飲み残し対策、認知症等の研修会を実施し、在宅での飲み残しそれぞれ作戦や、高血圧測定健康相談事業で自己血圧測定と健康相談をする事から薬局がフリーアクセス出来る健康発信基地である事のアピールができ、会員への周知から、医師会への受診勧奨の説明を行い、実施薬局への確認を踏まえて地域への広報をしていくことでの定着を図った。

「医薬分業の質の向上に向けて」

日本薬剤師会永田常務理事から薬剤師業務の見える化運動が目指すものとしての宣言と実行がどれだけ伝わっているのかを模索しながら継続して行くことを言明されました。国民に評価されず、ストップしている薬局機能評価を進め、様々なツールとしての疑義照会、お薬手帳、ジェネリック医薬品、残薬確認、OTCを活かし、コミュニケーションをとるという、国民に対して一齊行動をもって機能評価を国民にしてもらうよう、国や制度に対してモデル事業を取組むことで薬局の見える化を進める。

「疑義照会調査」

最後に東京理科大学鹿村教授より疑義照会に関する調査報告があった。鹿村教授は教鞭をとる傍らで薬局も開かれています、実務家教員とのことです。疑義照会について医療経済的な面で有用性を検証すべくアンケートを実施されました。全くの無作為抽出のため、処方箋の取り扱いが「0」の薬局もあり、回収率10%と低くかったようです。別段の報告もありますが、処方箋枚数ベースの疑義照会率2.75%、薬学的疑義照会率77.29%変更率76.47%であり、処方箋の記入漏れなどの、安全性上の疑義や薬学的疑義照会1件について500円の節減、残薬による疑義照会1件について1,600円弱のメリットなど医療費の減量にはなった。これからの疑義照会は基礎薬学の知識を活用した疑義照会を増やし、将来、患者にとって最も有効な安全な、しかも費用対効果の高い薬剤選択が出来る様支援するデータを利用した疑義照会を目指しておられました。医師は薬剤師に自信を持って疑義照会をして欲しいと思っている。国民に頑張っている姿が伝わっていない。その為にはもっと上手にコミュニケーションをとって欲しいと結ばれました。

「閉会の挨拶」

日本薬剤師会児玉会長より、医薬分業は一つの手段である。薬剤師として日本の医療の安全に貢献すべき事。医薬分業が患者さんの為になっているのかという疑義、理解されていないギャップはどうしたら良いのかを中心に、2025年に向かって医療者がどう働きかけるかを投げかけてきた。やるべきことが明確になってきたので、それを実行して行くことや、薬剤師会として各地区を支援して行き、地区の薬剤師を変えて行く重要な役割を認識し地区の行政と一緒に力添え、ご理解、ご支援を渴望されました。

地震に見舞われることなく、例年より1時間ほどの長丁場でしたが、各位の熱意は感じられる有意義な協議会でした。



平成25年度 圏域地対協研修会

常務理事 青野 拓郎

日 時：平成26年3月23日（日）

場 所：リーガロイヤルホテル広島

標記の研修会が「災害時の医療救護体制について」をテーマに開催されました。

中西敏夫広島県地対協理事の司会で始まり、最初に平松恵一広島県地対協会長、松村誠広島圏域地対協会長、松井一實広島市長の開会挨拶がありました。

次に講演に入り、

特別講演

演 題

「石巻医療圏における東日本大震災への対応と今後の取り組み」

座 長 広島圏域地域保健対策協議会長

（広島市医師会長）松村 誠

講 師 東北大学病院総合地域医療教育支援部教授

宮城県災害医療コーディネーター 石井 正

基調講演

演 題

「広島県の災害時医療救護体制の現状と課題」

座 長 広島圏域地域保健対策協議会（安佐医師会長）

伊藤 仁

講 師 広島大学大学院医歯薬保健学研究院

救急医学教授 谷川 攻一

特別講演の石井先生の講演から災害医療コーディネーターの育成の必要性がよく分かりました。我々も災害薬事コーディネーターとして貢献できるよう研修会等を企画していくかなくてはいけないと思いました。

基調講演の谷川先生の話から東日本大震災後に実施された広島県集団災害医療救護訓練などから見えてきた現状と課題を検討し来たるべき大災害に備える必要があることが分かりました。

休憩の後、シンポジウムに移り、

座 長 広島圏域地域保健対策協議会

（安芸地区医師会長）菅田 嶽

広島県医師会 常任理事 山田 博康

シンポジスト

南海トラフ巨大地震による広島県への影響

広島県医療政策課長 坂上 隆士

地域ブロックの医療救護活動

県立広島病院救命救急センター長 山野上敬夫

安佐医師会における災害医療救護活動

～安佐医師会救急救護訓練を19回開催して～

安佐医師会 理事 村田 裕彦

災害時の歯科の役割

広島県歯科医師会 専務理事 三反田 孝

大規模災害時における薬剤師の役割

広島県薬剤師会 常務理事 青野 拓郎

広島県看護協会における災害時看護支援活動

広島県看護協会 副会長 菊田 晴美

広島市における災害時要援護者の避難支援対策

広島市保健医療課長 阪谷 幸春

私を含む7人のシンポジストの発表の後、コメントとして広島大学谷川攻一教授、指定発言者として広島県健康福祉局笠松淳也局長、東北大学石井正教授を交えて災害時の医療救護活動の連携について討論しました。

シンポジウム終了後、次期開催圏域地対協である広島中央地域地対協山崎正数会長から挨拶があった後、広島県地対協糸山隆副会長の閉会挨拶で研修会は、終了しました。

平成25年度 広島県医療費適正化計画検討委員会



専務理事 豊見 雅文

日 時：平成26年3月24日（月）

場 所：国保会館

国保会館大会議室において、広島大学大学院医歯薬保健学研究院平川勝洋教授を委員長として標記委員会が開催された。

事務局より平成24年度の広島県民医療費の現状が説明された。一人当たりの入院外医療費は医科も歯科も全国2～3位という高位にあり、調剤も国保が全国5位、後期高齢者が6位という高位となっている。

第1期医療費適正化計画（平成20～24年）では、国において特定健康診査実施率を70%、特定保健指導実施率を45%、メタボリックシンドロームの該当者・予備軍を10%減少する。また平均在院日数の縮減等が目標とされた。前者の三つの数値目標は38.2%、19.4%、3.2%減少と遠く及ばない結果しか出し得ていないが、平成20年には33.8日だった平均在院日数は平成24年には31.9日と目標の31.5日に近い結果となり、推計226億円の節減効果となった。

続いて第2期広島県医療費適正化計画（平成25～29年）の概要が説明された。数値目標として次のデータが示された。

	H22	H29目標
特定健康診査の受診率	37.3%	65%以上
特定保健指導の実施率	17.1%	45%以上
がん検診の受診率	32.6%（胃）等	59%以上
市町がん検診受診者数	45千人（胃）	3～10割贈
メタボ該当者・予備軍		減少率25%以上

他に細かい施策が設定されているが、薬剤師会は多くの施策に関係している。がんの早期発見、ウイルス性肝炎の治療、たばこ対策等々。今後は地域包括ケア体制の構築に多くの資源がつぎ込まれることになるだろう。

後発医薬品の使用促進に関して、広島県で数値目標は設定しないのかとの議論があり、厚生労働省では新指標で現在46%の使用率を60%にするという目標をあげているので、広島県薬剤師会も当面それ目標にすると表明した。

また、医療連携の議論でHMネットの現状が話題となり、基幹病院の全てが参加していないことが問題であるとの認識が示された。薬剤師会としては、現在のモデル事業を発展させ、全県下で電子版お薬手帳を普及させていく計画があることを紹介した。



平成25年度 第2回 広島県地域保健対策協議会定例理事会

副会長 渡邊 英晶

日 時：平成26年3月24日（月）

場 所：広島医師会館

「広島県の医療体制についてはまずは県民、市民の特定健診およびがん検診の受診率を上げていくという課題があります。その為には県民市民に対しての声掛けが重要になっております。国が掲げた医療行政を、まるで金太郎あめのようにたんたんとこなしていくのではなく、広島らしい地域ビジョンを持って地域医療の包括を進めていかないといけません。広島県の医療福祉行政にとって、しっかりとしたビジョンを持った地域保健の対策が求められています。是非この会議の知恵を借りて広島

県の医療体制基盤の充実を図っていきたいと思います。」広島県健康福祉局笠松淳也局長の冒頭の挨拶から開催されました。

全体の報告事項および25年度各委員会の事業実施状況の説明の後、議案である一般会計・特別会計収支補正予算（案）および平成26年度委員会組織（継続）並びに年間行事予定、平成26年度一般会計・特別会計収支予算（案）について満場一致で了承されました。

平成25年度 委員会体制図

①保健医療基本問題検討委員会

②地域医療体制

医師不足対策専門委員会

救急・災害医療体制検討専門委員会

医療体制検討専門委員会

産科医療体制検討ワーキンググループ

③健康づくり

特定健診受診率向上専門委員会

特定健診ワーキンググループ

医薬品の適正使用検討特別委員会（県薬剤師会からの補助）

精神疾患専門委員会

認知症医療検討ワーキンググループ

児童思春期精神医療検討ワーキンググループ

④疾病対策

がん対策専門委員会（肺、甲状腺、前立腺、乳がん医療連携WG）

終末医療のあり方検討特別委員会

肝疾患医療連携推進専門委員会

健康危機管理対策専門委員会

⑤地域医療対策連絡調整委員会

日本薬剤師会 地域・在宅医療等担当者全国会議



広島県青年薬剤師会 副会長 平本 敦大

日 時：平成26年3月26日（水）13:30～

場 所：東京・日本薬剤師会

広島県薬剤師会からは有村健二常務理事と共に全国会議に出席させていただきました。地域・在宅委員長津雅則委員長、桂正俊副委員長司会のもと議事が進みました。在宅に薬剤師が関わることを当たり前にするためにも、行政もサポートしてくれています。地域にあったやり方での体制整備とPRを積極的に行い、早急に拡げていかなくてはなりません。

1. 在宅医療を取り巻く近状、介護保険制度等について

日本薬剤師会 常務理事 安倍 好弘

周知の通りこれから超高齢化社会に移り、地域における医療及び介護の統合的な確保を推進することが重要になり、現在の急性期・回復期・長期療養のいわゆる川上の改革だけでなく、外来医療や在宅医療の川下の改革も必要になってくる。そこで地域包括ケアシステムの構築を行っていく必要があるが、介護との連携、チーム医療の推進し在宅医療連携拠点を介護保険法の中での恒久的な制度として位置づけて、それぞれの地域の実情に応じて進めていかなくてはいけない。地域医療において薬剤師が十分に活用されていない場面がまだ多く存在するので、地域薬剤師会として体制を整備し、行政、介護との連携や研修制度を充実させ質の向上にも努めなければなりません。

2. 調剤報酬改定（在宅医療関係）について

日本薬剤師会 副会長 三浦 洋嗣

入院医療・外来医療を含めた医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等に取り組み、医療提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を図るためにには質の高い在宅医療が不可欠であり、より一層推進するために、24時間調剤及び在宅を提供できる体制を考慮しての基準加算の見直し、在宅患者訪問薬剤管理指導料の見直しによる適正化、無菌調剤室の共同利用、特定保険医療材料・衛生材料の処方箋に基づき交付できる供給体制の整備などの調剤報酬が見直された。さらに医療・介護サービス提供体制改革のための新たな財政支援制度として国と都道府県が2：1で負担する制度に904億円の予算が割り当てられました。

3. 地域・在宅医療委員会の活動状況について

日本薬剤師会 地域・在宅医療委員会

（1）在宅療養推進アクションプランの推進方策について

アクションプラン推進WG 大澤 光司

今までの薬剤師による訪問は医師指示型がほとんどであったが、平成20年くらいから他職種提案型にシフトしている。つまり、一層の推進には医師だけではなく、他職種への積極的なPRが効果的である。さらに佐久薬剤師会が地域医師会に向けて行ったプレゼンを拝聴し、医師に向けても他職種提案型でチーム連携すると薬効や残薬など様々な効果があることを学び、さらにホームページを利用しての在宅支援薬局の検索や活用方法がわかる取組を行っていました。

（2）無菌調剤室の共同利用に関する検討状況について

WG 萩田 均司

この度から加算を共同利用で算定することが可能になり、無菌室の共同利用を行う場合の研修及び事故発生時の体制を定めた契約書を締結させること、調剤録や記録簿への記入方法などのルールの再確認、処方箋により交付可能になったポンプチューブなどの特定保健医療材料の取り扱いの注意

（3）薬剤師によるフィジカルアセスメントに関する検討状況について

WG 川添 哲嗣

薬剤師によるフィジカルアセスメントが行われるようになってきたが、よく意味を理解する必要がある。地域や在宅医療の現場において薬物治療の効果と副作用の発現を客観的に評価するためであり、その理念と手技を習得しなくてはならない。さらに重要なことを得た情報を評価しさらに医師や患者さんに情報提供することであり、それを行わないと全く意味がありません。この度、その研修のためのDVDが作成されたとのことなので、それを基に地域で開催できるようにしていきます。

平成25年度 日本薬剤師会 学校薬剤師部会 学校環境衛生検査技術講習会



広島支部 竹本 貴明

日 時：平成26年3月29日（土）・30日（日）

場 所：東邦大学

全国より67名の若手の学校薬剤師が参加し、研修、スマートループディスカッション（SGD）および実習を行いましたので報告致します。

—1日目—

《研修1》 関係法規研修

平成21年4月に「学校保健法」から「学校保健安全法」、「学校環境衛生の基準」から「学校環境衛生基準」に改正され、施行されるに至った経緯を学んだ。

また、学校環境衛生活動を円滑に推進していくためにも

- ①学校保健計画の策定
 - ②環境衛生検査実施前の事前打ち合わせ
 - ③定期環境検査の実施・実施後の報告と対応
 - ④学校保健委員会等への参加
- が重要であることを学んだ。

《研修2》 プール循環式ろ過機について

主なろ過装置である、砂ろ過式、カートリッジ式、珪藻土式の仕組み、問題点、注意事項について学んだ。

《研修3》 水質検査公定法

学校における飲料水、プール水の実際にあったトラブル・問い合わせと、事後の対応の事例を挙げながら検査項目・検査方法について学ばせていただいた。

《SGD》 なぜ水質検査の実施が100%ではないのか？

《研修1》～《研修3》を聴講した後、8つのグループに分かれ、上記のテーマで話し合いが行われた。

私たちの班では、まず原因として

- ①地域によって差がある
 - ②学校薬剤師の業務内容についての相談先がわからない
 - ③スキルを学ぶ場所・時間がない
 - ④学校薬剤師の高齢化
 - ⑤引継ぎがうまくいっていない
 - ⑥検査の手順・結果に対しての学校へのアプローチの仕方がマニュアル化されていない
- 等の意見が挙げられた。

その原因に対し、対策として

- ①日本薬剤師会に検査手順などのマニュアルを作成してほしい
- ②各支部で手技も含めた研修会を行う体制を充実させて欲しい
- ③学校薬剤師をしていない人に、学校薬剤師の業務に興味を持つもらえるようなイベントをしてほしい

④今回、自分たちが研修で得た内容を伝達講習で行っていく

等の意見が出された。

—2日目—

《実習1》

実習では4人1グループとなり、遊離残留塩素、pH値、色度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、味、臭気を実際に測った。またTOC計（全有機炭素計）等の話を実際の機器を見ながら解説していただいた。

《SGD発表》

1日目に行われたSGDの内容を各班が行った。他の班の意見では、原因としては

- ①公立は実施しているが、私立は実施していないところもある
 - ②行政が学校保健安全法に変わっても、認識不足
 - ③学校薬剤師になる人がいない
- などの様々な意見も挙げられていた。

また、対策としては

- ①もっと学校薬剤師になりたい薬剤師を増やしていくことで知識・技術の向上を図る
- ②薬剤師側も校長に挨拶・報告・助言などを直接行うことで連携を図っていく
- ③大学のコアカリキュラムの中で、もっと学校薬剤師のボリュームを持たせ、薬剤師は「薬事・研究」のみならず「地域・衛生」に関わる意識をもっと持たせる

などの意見が挙げられた。

今回の講習会は第1回目の開催ということであったが、自分の日頃の学校薬剤師業務について見直すことができたこと、SGDを通してモチベーションの高い同世代の人と知り合えたこと、また、今回得たことを伝達する機会が得られれば、自分自身の地域でも同じように感じてもらえる若手の学校薬剤師仲間が増えるのではと考えると、とても有意義な講習会だったと思います。



第159回 全国禁煙アドバイザー育成講習会

呉支部 幸城 真由美

日 時：平成26年3月30日（日）9:45～16:00

場 所：尾道市民センターむかいしま “こころ”

約2年ぶりに尾道で標記講習会が開かれました。禁煙する人も、禁煙支援する人も楽しくするのをモットーに日常の禁煙支援に必要な知識を習得するための講習会です。今回は約80人の医師、薬剤師、保健師、など色々な職種の方々が参加しました。

●産業現場での禁煙支援のエビデンス

のだ小児科医院 野田 隆

●産業現場での禁煙を推進するポイント

禁煙マラソン 三浦 秀史

ランチョンセミナー

●禁煙支援最新情報 奈良女子大学 高橋 裕子

●職場での女性とメンタルの禁煙支援

奈良女子大学 高橋 裕子

地域、職場で進める禁煙支援（実践報告）

●「おしい広島県」の禁煙・受動喫煙防止

普及啓発事業 広島東部保健所

●「禁煙しているよ♪」の笑顔に会いたくて

プレス工業(株)尾道

Q & A 皆さんの疑問・質問に講師陣が答えてくれます。

日本禁煙科学会禁煙支援者認定試験（希望者のみ）

以上のプログラムで行われました。

午前中の講演では産業医の単位対象でしたが、薬剤師にも役に立つことが盛りだくさんでした。

一部、講習会で得た情報をお知らせします。

「分煙は喫煙する場所を確保するためではない！」

禁煙後の体の変化をあらかじめ禁煙をスタートされる方に細かくお知らせすることは、先の見えるサスペンス映画を見るのと同じことで、不安なく禁煙をすることができた。喫煙者は、禁煙のチャンスを待っている。など、目からうろこの考え方を知ることができました。

またPM2.5に関しても大気汚染の指標として、私たちが敏感に反応していますが、国はPM2.5の注意喚起のための暫定的な指標となる値を日平均値70μg/m³と設定しています。喫煙している家の中ではなんと700μg/m³あると知りました。

海外では室内禁煙法により室内での禁煙を実施したところ心筋梗塞の発生率が低下したこと。スコットランド

での喫煙率が低下したら子供の喘息が17%減少したこと。ベルギーでは早産の発生率が低下したことなどのデータを用いてサードバンドスモーカーという新しい考え方（受動喫煙の危険性）を学びました。

産業現場では、ある会社の在職死亡者の喫煙率が84.4%、全国平均40.2%を例にとり、大切な従業員を守るためにも禁煙の必要性を会社に理解してもらい、喫煙者だけに禁煙を勧めるのではなく、たばこを吸わない人と一緒にセミナーを行うことで、たばこを吸わない人が自分たちを受動喫煙から守られる環境が必要と考えるようになる。また禁煙の有効性を理解することで、喫煙者の行動変容につながったという報告を聞きました。

女性は禁煙が難しいこと。子供の禁煙は親が禁煙することで成功率が上がること。高齢者のほうが禁煙に成功していること。電子たばこは有害であること。等ここではお伝えきれないことが沢山ありました。

後半では、広島県の禁煙・受動喫煙防止普及啓発事業の報告がありました。

Q & Aでは、現場での色々な疑問に講師の先生方が適切なアドバイスをしてくださいました最初から最後までとても勉強になりました。

特に尾道の講習会の特徴は、今回はありませんでしたが「なりきりワーク」といって、前夜、懇親会を兼ねて色々なタイプの喫煙者に参加者がなりきり、タイプ別に禁煙を勧めるワークショップが行われます。これも楽しく喫煙者の性格に合わせていかに喫煙する気にさせるか時間思考錯誤して行います。これがまた楽しくアッと言う間に過ぎてしまいます。一方、私は学校薬剤師の仕事の一つに小中学校で薬物乱用や防煙教室をしているのですが、講師の先生方が私たちが寝る暇もない位、興味深い講演をしてくださいます。どのように話をされているのか、どんな構成で進められているのか等禁煙以外の事も大変勉強になります。患者さんに、色々アドバイスをする際にもどのように話をしたら行動を起こしてくれるのだろうかなど大変参考になります。楽しくないと人は変わらないのですね。禁煙をしたいと思えるように支援すること、禁煙する人もその家族もみんな笑顔で過ごせるように私たちが禁煙をサポートすること、そして禁煙支援をする私達が楽しくサポートする事がやりがいのある仕事であると感じることができる講習会でした。

東日本大震災における被災者の支援活動に対する 厚生労働大臣感謝状贈呈式

会長 前田 泰則

日 時：平成26年4月3日（木）15:30～

場 所：広島県薬務課

平成23年3月11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード(M)9.0の巨大地震が発生した。地震・津波・原発事故と三重苦の関東大震災を上回る大災害が東日本を襲った。その記憶がまだ冷めやらぬ今、復興作業もなかなか成果が上がらない中で、このたび、田村厚生労働大臣より東日本大震災における支援活動に対する感謝状を、公益社団法人広島県薬剤師会に贈呈していただきました。

今思い起こせば、既に3年余りの時間が経過し、時の経つのがあまりにも早く感じられます。当初、広島県庁、広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広

島県看護協会等々の各団体は、初期活動、継続活動等迅速に対応をさせていただきました。広島県薬剤師会は、日本薬剤師会とも連携を取りながら地元派遣の段取りに追われていた事を今でも鮮明に記憶しています。出来る事に限りがあるとは言いながら全国から支援の輪が徐々に広がりました。人的派遣、募金活動、物資の供給等々は、阪神淡路大震災の時の教訓もあり、様々な方々からの暖かいご支援とご協力に改めて感謝申し上げます。

ここに謹んで、感謝状を贈呈していただきました事、謹んで皆様にご報告申し上げます。



広島県がん検診サポート薬剤師 声かけ運動週間について

平成26年2月3日（月）～8日（土）を声かけ運動週間と題して、1日10名を目標として、声かけをしていた結果です。

●ご自分の為にがん検診をうける大切さ

お一人暮らしの方は、がん検診を受けておられます、声かけで気づかれる方もいらっしゃいました。

●国保や社保家族の40代女性がうけておられないことが多いようです。

●高齢者にはおすすめしにくい、同封のはがきは広島市用でした。会社の検診で済まされる方は毎年きちんとされている。肝炎ウィルス無料検査はなかなか浸透していないため一層進めて行く必要を感じる

●広大の県民講座を見ておられる方に声かけできました。イベントとタイアップしたりその期間に啓発活動すると良いと思われます。

●体調の悪そうな方にはお声がけしにくいため、対象者が少なかった。

元気な方にはチラシを見てお声がけできたが、がん検診を受けている人は0人だった。
呉市が発行している平成25年度検診検査のしおりがわかりやすい（日付値段がかいてある）

●高齢の方が多く、病院にかかられているので血液検査はよくされているが、がん検診として意識されての検査は少ないよう思う。

男性より女性の方が検診への意欲は高いよう思うが、最後の一歩まで踏み出せる方はいなかった。

●三原市が開催する「ホワイトデーがん検診（託児付）（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）をすすめた。

5年程度うけていないということで、この機会に行ってみようとのことだった。ちょうど調剤が一包化で患者さんも他におられず声かけすることができました。

●定期的に検診を受けるよう心がけているとのこと、検査結果が異常なく安心できる。

	2月3日 (月)	2月4日 (火)	2月5日 (水)	2月6日 (木)	2月7日 (金)	2月8日 (土)
1	6	1	2	4	6	-
2	2	5	3	-	5	7
3	10	8	11	10	15	8
4	1	6	5	6	4	2
5	12	14	1	13	15	13
6	1	2	0	0	1	-
7	0	0	1	1	1	0
8	0	0	0	1	0	0
9	5	0	2	1	3	1
10	8	6	5	5	6	3
11	4	3	2	4	9	2
12	12	8	13	9	11	10
13	1	3	0	1	0	0
14	3	2	0	0	0	-
15	10	6	3	0	0	0
16	1	0	0	0	3	0
17	0	0	0	0	3	0
18	2	2	3	3	0	1
19	6	2	2	5	3	2
20	6	8	5	4	11	2
21	3	2	2	1	2	0
22	8	6	6	0	6	0
23	4	7	8	5	11	6
24	0	0	0	0	0	2
25	3	2	2	2	2	4
26	0	2	2	1	2	2
27	8	6	7	4	7	-
28	3	3	3	0	0	1
29	5	6	6	4	7	0
30	1	2	1	3	1	1
31	0	0	0	3	5	0
32	2	1	4	1	2	1
33	3	1	2	3	10	0
34	0	0	0	1	0	0
35	8	7	7	6	4	3
36	0	0	2	1	3	2
37	0	5	8	0	8	8
38	0	6	4	0	3	1
39	0	1	0	0	0	0
40	3	4	4	2	5	2
41	1	1	0	-	0	0
42	2	2	4	2	2	3
43	0	1	1	1	0	0
44	8	5	6	15	20	11
45	4	1	1	1	2	0

●職場での検診はみなさん受けておられるようでした。市からのハガキは忙しい等の理由でうけていない方もおられました。

●受診されてるドクターに聞いて相談したとの希望がある。

●がん検診の必要性は皆さん感じておられました。

●がん検診ポスター

知らない7、
知っている1、
受けた3人
会社検診で受けた2人、
一部の項目のみ受けた3人

●ばたばたしていると声かけを忘れたり、タイミングをのがしたりとうまいかなかった。がん検診サポート薬剤師としての声かけをどのようにすればいいか悩んでいた部分もあったので今回の例を参考に今度は少しずつ声かけをしていこうと思う。

●がん検診に行かれていない方が予想以上に多く驚きました。

高齢の方は、今更行かなくてもいいと思っている方多く、病院に通っているからという安心感もあるようです。

便の検査は病院に検査するよう言われてしている方が多くいたので、他の検査も行くように声をかけてみました。

職場の検診でがんが早期に見つかったと言われる方もいらっしゃったので、より多くの人へ声かけをしていく必要があると感じました。

●声かけをしましたが、かかりつけ病院受診をしているので特に検査を別に受けていない方がほとんどでした。がん検診には興味・感心をもたれていても、肝炎ウィルスにはあまり感心を示されませんでした。

●客数が少なく声かけの成果も少ないですが、市の広報に接する前に意識付をすることが出来たと思います。肝炎ウィルス検査は特定健診の時に受けたという反応がありました。

●ポスターや資料を見て声をかけてくださる方が多かったです。

高齢者のほとんどは「定期的に市の検診を受けているので大丈夫」と言われる方がほとんどでした。患者さんに質問されたときに資料を確認しながら答えることが多かったので、自分自身もっと勉強が必要だと感じました。

●「がん検診」というと患者さんはそう思ってはいないが、かかりついでいろいろながん発見につながる検査を受けている人が意外に多かった（胃カメラ、バリウム、検便大腸カメラ、肺X線、血液検査）

ただ、婦人科の検診はほとんど受けていないという人

もいました。女性同士の方が声をかけやすいので、今後きっかけをつかんで検診をすすめるようにしたい。

●外来患者が多い時期だったため、なかなか声かけができなかった。運動週間のときだけではなく常に声をかけるようにしていこうと改めて思った。

●業務中の声かけをしていく中で、なかなかがん検診の話まで話す時間のゆとりが無いことに気付かされました。気軽に毎日の声かけを行っていくことにします。

●職場検診で全員検査済みでした。高齢者はかかりつけ医で検診していました。

●声かけ運動をすることは良いと思いますが、少し準備期間（例、：ポスター掲示等）をいただいた方がよりよい効果が上がると思います。

●がん検診ポスターの認知度は低かった。定期受診されている患者さんは定期的に検診も一緒に受けている。市町が実施するがん検診を案内すると興味深く聞いてもらえた。

●厳しい寒さのため来店者もほとんど無かったが、7日に声かけ出来た方は、職場での検診、出産時の検診等でがん検診にも感心が高く20～30代の方だったため、子宮がん検診には定期的に受診されているようでした。

●投薬時に声かけすることになるので、服薬・生活習慣に直接関係することは話しやすいが、時間が無い中でがん検診の話をだしにくかった。

高齢者が多く多くの方がすでにがん検診を受けておられた。

県境にあり、島根県の方も多く、島根県の方には声かけしない？と迷うケースも多かった。

●がん検診の必要性は認識していても、実行に移せない方がほとんどです。

行政、会社、地域から背中を押す活動が必要です。（半強制的に検診を受けさせること）

●声かけに取り組みました。

来店者数が少なかったことと、忙しいときはなかなか声が掛けられなかったと反省しています。しかし、声を掛けた人ほとんどががん検診受けているよ！という人でした。

- 仕事をしているとがん検診に行けないのが実情だと思います。
- お知らせのハガキで比較的受診する人は多かった、過去に受けた検診で痛い思いや苦しい思いをして以降受けてない方も目についた。具体的検診方法を伝えることも一つの方法かと思いました。
- 通常の薬の話をしながら、急に検診の話をするのは予想以上に難しかった。
- 予想通り国保社保の家族は最近行っていないという方が多かった。中に、早期発見してあっちこっち切られるのはいやなので検診には行かないと言われたかがおられました。重要性について説明はしましたが・・・
- 怖い、先が短い、めんどい、など反応がり、腰が重い感じです。
- 声かけの時間がとれませんでした。
- 検診を受けている人が多かった、主婦（若年）はあまりアンケートはしていないので、この年代は少ないかも、高齢者会社員はほぼ受けているようだった。
- 「癌」という言葉を使うことに薬剤師自身が抵抗を感じてあまり声かけが出来なかったように思います。また、服薬指導の中で会話が上手にできる薬剤師は声かけが出来ている印象でした。また主婦の受診率の低さも実感しました。
- 「会社の検診」がある方はあまり興味を示してくださる方が少なかった。検診の声掛けから、ご自分の病気（C型肝炎）の話など詳しく説明してくださり、子宮筋腫が大きくなり腸とくっつき、はがすのに輸血をしたら、肝炎に・・・といった内容でがん検診含め検診へ行こうと声をかけることはとくに若い人（30～40代）に有効だと感じた。



(社)広島県薬剤師会 公益社団法人への移行について



常務理事 二川 勝

(社)広島県薬剤師会は4月1日を以て公益社団法人に移行しました。表1は湯崎広島県知事よりの認定書です。7の公益目的事業(1)(2)について詳細を掲載しておきます。ぜひ公益目的事業に積極的に参加して県薬をもりたててください。

表1

指令総務第368号
社団法人広島県薬剤師会

平成25年6月27日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第44条の規定に基づき、公益社団法人として認定します。

平成26年3月18日

広島県知事 湯崎英彦



認定する法人

項目	内容
1 法人コード	A002100
2 法人の名称	社団法人広島県薬剤師会
3 認定を受けた後の法人の名称	公益社団法人広島県薬剤師会
4 代表者の氏名	前田 泰則
5 主たる事務所の所在地	広島県広島市中区富士見町11番42号
6 従たる事務所の所在地	なし
7 公益目的事業	(1) 薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、広島県民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とした事業 (2) 検査センター
8 収益事業等	(1) 会館運営事業 (2) 会員の共益等に関する事業

【事業の内容】

公1

1 県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動

医薬品等は人の生命・健康に密接な関係を有するいわば生命関連物質であるため、広く一般生活者に薬の正しい知識及び薬物乱用防止等の知識普及を図ることは公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって、県民の健康な生活の確保に資する。

(1) 研修会等の開催・講師派遣等

ア 薬事衛生指導員制度

薬事衛生をつかさどる薬剤師の中核としての薬事衛生指導員制度を設置しており、当該薬事衛生指導員を対象に東部・西部の2箇所で研修会を開催し、資質の向上を図るとともに、当該薬事衛生指導員が講師となり、各地域で地域住民を対象に薬事衛生知識の向上に必要な講習会・研修会等を行っている。

イ 禁煙支援薬剤師制度

喫煙による有害性の啓発と依存症からの離脱支援のため、薬剤師に対して「薬剤師禁煙支援アドバイザー」と「薬剤師禁煙支援マスター」の2種類の認定を行い、それぞれ認定された薬剤師は広島県薬剤師会が開催する各種研修会に参加し禁煙支援に広く取り組んでいる。認定された薬剤師は広島県薬剤師会ホームページ上に名前を掲載し、また所属する薬局は「健康生活応援店」として広島県のホームページに薬局名を掲載することができる。

ウ ドーピング防止活動

ドーピング防止規則違反となる禁止薬物は、病院で処方される薬・薬局などで手軽に手に入る風邪薬や花粉症の薬、また塗り薬・貼り薬や目薬など外用薬、漢方薬の主成分など多くの医薬品に含まれている。そのほか栄養補助食品（サプリメント）の中にも禁止物質が含まれている場合がある。このようにドーピング防止活動への関わりも薬剤師業務の一つであることから、さまざまなスポーツ大会等に参加される選手・関係者等からの問い合わせに対応できるよう、ドーピング防止ホットラインを設置するとともに、ドーピング防止活動の基礎知識を紹介した研修会を会員・非会員を問わず、参加できるよう実施している。さらに最新のアンチ・ドーピングに関する知識を持ち、薬の正しい使い方の相談ができる日本アンチ・ドーピング機構（Japan Anti-Doping Agency: JADA）公認「スポーツファーマシスト」の育成に必要な講習会に講師を派遣し、実務講習会を開催する等、取り組みを行っている。

(2) 県民の薬と健康に関する啓発事業

ア 「薬と健康の週間」（10月下旬）

厚生労働省・都道府県・日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会主催の毎年度実施の事業で、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く広島県民に浸透させることにより、県民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的として、一人でも多くの方に知ってもらうために、ポスターなどを用いて積極的な啓発活動を行う週間であり、県内全域で広く薬と健康相談窓口を設置し処方された医薬品や大衆薬などの副作用や併用した時の相互作用など、薬剤師の行う業務から健康相談まで幅広く相談業務を行っている。

イ 「薬草に親しむ会」

一般県民を対象に、県内の野山に自生している薬用植物等を観察し、薬効、薬用部位、用い方及び栽培方法等について説明を行い、漢方薬及び生薬を含有する医薬品の正しい知識の普及を図る。

ウ 「不正大麻、けし撲滅運動月間」（5月1日～6月30日）「ダメ。ゼッタイ。普及運動月間」（6月20日～7月19日）

「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」（10月1日～11月30日）等

薬物乱用問題が全世界的な広がりを見せ深刻な社会問題の一つとなっていることから、厚生労働省、広島県、麻薬・覚せい剤乱用防止センターが作成したポスターや啓発資材を会員薬局などに配布し店頭に掲示することで全ての薬物乱用をなくすことを目的に活動している。

(3) その他事業

ア がん検診サポート薬剤師の養成

県民がどこにいてもがん検診を適切に受診するとともに最適ながん医療を受けることができるよう、かかりつけ薬局等による個人へのきめ細やかな受診勧奨等により、がん対策加速（広島県委託事業）を図る。

そのために研修会などを開催し、がん検診サポート薬剤師を養成している。

イ 広島県薬剤師会認定基準薬局制度

薬局の持つ総合機能を、より有機的・関連的に活動させ、地域医療の中でニーズにあった質の高い薬局・薬剤

師の活動を実践・拡大させようと広島県薬剤師会では当該制度を創設している。

そのため、保険薬局機能の見直し及び薬剤師の資質向上や医薬分業のより一層の充実を図ることを目的とした研修会などを開催している。

ウ 高度管理医療機器継続研修会

薬事法に基づいた高度管理医療機器継続研修会を日本薬剤師会とともに実施している。

エ 情報提供活動

薬局業務・薬剤師職能に関するPR活動（新聞広告への掲載等）や、薬局機能情報提供制度への協力を行っている。

2 医薬分業の推進及び社会保険制度への対応

社会保障での国民皆保険制度の中で医療保険、介護保険、労働保険の各保険制度において県民から薬剤師に求められる職務は、日常薬学的業務、リスクマネージメントに加えて、薬物療法でのコストパフォーマンス等の部分があり、医薬分業の進展に伴って、薬局・薬剤師の在り方にも、様々な変化が見られ、その専門職としての習熟が求められる。

(1) 保険薬局部会の事業

ア 保険薬局への講座

2年に1度の調剤報酬改定時に医療制度等の課題に対応する指針が示されるため、それを周知、理解するため全保険薬局を対象として数回にわたる集中講座を実施する。

国民医療費対策のため、後発医薬品（ジェネリック薬品）の使用や恒常的な飲み忘れによる残薬などへの対応に、薬剤師会として積極的に関与していくとともに、新たに指定を受けた保険薬局と6年に1度の指定更新を受けた保険薬局を対象に特別講座を開催し、医薬分業であるべき姿の専門職として、服薬指導、薬剤服用歴管理、お薬手帳への取り組みや、重複投与・相互作用防止におけるリスクマネージメント等の講座により、最新の薬局業務への補完に努めている。

イ 緩ケア薬剤師

広島県も“高齢社会”が進み「在宅医療」の在り方が検討、推進されるに伴い、薬剤師についても在宅医療への参画が求められている。そうした中で、在宅患者訪問薬剤管理が可能な在宅医療受入薬局情報を収集し、医療機関や介護支援事業者、介護サービス事業者を始め広く県民に広報している。

また、在宅医療の大きな課題として、食事摂取困難者への中心静脈栄養管理や悪性腫瘍末期等におけるターミナルケアが挙げられる。中心静脈栄養管理や胃瘻増設者への経管投与に適した薬剤選択や、無菌処理が必要な調剤に対応するために、経費負担の大きい施設設備を地域薬剤師会が運営の薬局に設置し、手技、管理、実務の研修に解放している。今後への先進的取り組みであり、地域薬剤師会在籍会員の技能育成の為に設備整備補助事業を実施している。ターミナルケアでの疼痛の緩和対応においては、WHOにおいてもQOLの向上観点から、麻薬使用推進を提倡されている。したがって、医師の薬物療法を補完する薬剤師の職能に期待されるところが大きく、そのために各地区薬剤師会に育成費用助成を行うことで、薬剤師の「緩和ケア薬剤師養成」研修への参加を促進し、緩和ケア薬剤師を養成している。さらにそれらの薬剤師へのフォローアップ研修講座として、広島市、福山市で開催された広島県緩和ケア支援センター平成24年度在宅ケアチーム研修に22名を派遣した。居宅訪問により新たな服薬状況や残薬の情報を把握され、医療資源の確保に有効に機能している。

ウ 抗HIV薬服薬指導薬剤師

また医療の進歩は不治、致死の病とされていたHIV感染もエイズ発症に至ることのない薬物療法が完成しています。したがってHIV感染者においても高齢化、生活習慣病の併発もあり特殊感染症としての拠点病院において、長期の対応が困難になりつつあります。悪性腫瘍と同様に疾病的告知も進み、医薬分業の進展に伴いHIV薬物療法が院外処方となり、その疾病的特殊性から抗HIV薬服薬指導薬剤師の育成の必要性を勘案して、認定講習会を企画、開催している。この講座の継続により、全国に先駆けて日本病院薬剤師会による抗HIV薬服薬指導認定薬剤師に会員薬剤師を2名認定養成することが出来た。

(2) その他事業

ア 院外処方せんの推進

医薬分業の進展に伴って新たな取り組みの必要性が増大している。大規模広域病院での高度医療への受診傾向が高まる中、遠隔地受診があり、薬局には広域応需体制の構築が望まれ、広島県薬剤師会は薬局を自由に選択できるよう、そのリストやマップを作成し、ホームページにて公表し、県下の各地域、各医療機関において、県下

地域薬剤師会が運営している院外処方せん案内窓口等に配布設置し患者主体とした地域環境を構築している。

イ 休日・夜間対応

休日の処方せん発行の増加への対応に、応需薬局確保の一端として、地域薬剤師会は輪番制で休日当番薬局群を確保構成している。その情報を広く県民に広報するツールを広島県薬剤師会ホームページに設け、作成管理している。さらに、夜間における一次医療の疲弊から県下各域に夜間診療所が設置され、その調剤へ薬剤師派遣を要請されている。日常業務に加えての出務薬剤師の365日確保、配置、研修を担う地域薬剤師会に対し広島県薬剤師会はその費用の一部を員数に対応して助成している。

ウ 調剤報酬算定の審査支払業務

調剤報酬の算定の審査支払業務をしている社会保険診療報酬支払基金及び広島県国民健康保険団体連合会に対して、薬剤師審査員を推薦派遣することで、適正な調剤報酬の算定に寄与している。

エ 立会人の派遣

また、療養担当規則に明示された保険薬局等の個別指導に学識経験者としての立会人を派遣し、より適正な保険薬局業務運営を支援する。

3 薬剤師の生涯教育及び養成計画

医療に従事する薬剤師の学術・技術の向上を目指した学術大会及び講習会の開催、将来的に薬剤師として調剤業務に従事する者の資質向上を図ることを目的とした薬学教育機関等との関係強化及び薬学部学生の薬局実習への協力をする。

(1) 薬学教育機関等との関係強化

平成16年に学校教育法等薬剤師養成6年制関連2法案が成立し、6年制の薬学生に対して薬局及び病院における、それぞれ11週に渡る実務実習が必須科目となった。広島県内には4大学に薬学部があり、薬学6年制の実施に伴い薬学生の卒業単位及び薬剤師国家試験受験に必要な実務実習を行うため、実務実習を指導する公益財団法人日本薬剤師研修センター認定の「認定実務実習指導薬剤師」を養成し資質を向上することにより薬局実務実習を充実させ、薬剤師養成の基礎的知識・技術はもとより高度な倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力など薬剤師の資質の一層の向上を図ることにより、県民の健康な生活の確保及び向上に寄与することを目的に薬剤師養成のための薬学生の実務実習受け入れ体制整備を行っている。

(2) 学術大会の開催

薬局・病院診療所をはじめ各職域に勤務する薬剤師を対象として、広く会員発表を募り会場との質疑応答を行い多方面に渡る研究発表の場として、会員・非会員を問わず薬学生の参加も歓迎し基礎的知識・技術はもとより高度な倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力など薬剤師の資質の一層の向上を図り、医療の向上に寄与することを目的として学術大会を毎年開催している。

(3) 広島県薬剤師研修協議会への協力

薬剤師が県民や患者の安全を守り、健康増進に寄与することで、その期待に応える為には、継続的な生涯教育が不可欠であり、薬剤師の学習意欲を向上させるために公益財団法人日本薬剤師研修センターが認定する「研修認定薬剤師制度」や、公益社団法人日本薬剤師会が構築した新生涯学習支援システム「JPALS」への参加を奨励することで薬剤師の資質の一層の向上を図る。

また、広島県内の薬学部を有する大学が行う卒後教育研修会に協力することは、卒業生だけでなく会員・非会員を問わず広く薬剤師が研修会に参加することで薬剤師の基礎的知識・技術はもとより高度な倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力など薬剤師の資質の一層の向上を図ることにより、県民の健康な生活の確保及び向上に寄与する為に行っている。

(4) その他事業

ア 各県が持ち廻りにより開催地を決定している日本薬剤師会学術大会は、開催期間が2日間に渡り、メインテーマを設定し重要な課題毎に特別講演や分科会・シンポジウムを設定し、会場との質疑応答を行っているほか、広く会員発表を募り口頭発表・ポスター発表に多方面に渡った研究発表の場であり、薬剤師の基礎的知識・技術はもとより高度な倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力など薬剤師の資質の一層の向上を図ることにより、県民の健康な生活の確保及び向上に寄与することを目的に、県内から多くの薬剤師が参加出来るよう支援を行っている。

イ 広島県内には15地域・職域薬剤師会があり、薬剤師としての基礎的知識・技術はもとより高度な倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力など薬剤師の資質の一層の向上を図ることにより、県民の健康な

生活の確保及び向上に寄与することを目的に地域薬剤師会の行う研修会に講師を派遣するなど支援を行っている。

4 薬事情報センターの事業

薬剤師の生涯教育や薬学生の育成に寄与することにより、県民及び地域社会に貢献することを目的として、薬事情報センター定例研修会の開催、県内4大学の薬学生の薬局実務実習への協力を実施している。さらに、薬剤師及び医療関係者を対象とした各種研修会に講師としてセンター職員を派遣、あるいは広島県薬剤師会会員による学校や地域における講演活動の支援を行っている。

(1) 薬事情報センター定例研修会等

薬剤師の業務は、人の生命健康にかかわることから、絶えず薬学・医学の成果を吸収して薬剤師としての資質を向上することが求められる。そのため、薬剤師の生涯教育に貢献することを目的として、本研修会を原則、毎月1回、広島県薬剤師会の会員・非会員を問わず、広く県内の薬剤師を対象として開催している。

当センターは、公益財団法人日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度における認定対象研修実施機関として登録されており、毎回、医療、介護、県民の健康増進、疾病予防、セルフメディケーション、公衆衛生、環境衛生等幅広い分野について、専門性のある特別講演を企画・実施している。

さらに、厚生労働省及び公益社団法人日本薬剤師会関連通知、医薬品関連情報、お薬相談事例集等の資料を作成・配布し、特別講演に先立ち資料の説明を行っている。研修会の開催については、ホームページ等で一般に公開しており、平成24年度は、12回開催し、参加者数は1,224名である。

(2) 薬局実務実習への協力

薬学生の薬局実務実習の一環として、広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学の学生を受け入れ、当センターの見学及び業務紹介、ロールプレイによる体験学習等を実施し、薬学生の育成に寄与している。平成24年度に受け入れた学生は60名である。

(3) 講演活動及び広島県薬剤師会会員の講演活動支援

医療関係者並びに県民を対象とした研修会にセンター職員を講師として派遣し、薬の適正使用、禁煙、ドーピング等に関する情報提供を行っている。平成24年度は、ケアマネージャー研修会、スポーツトレーナー養成講習会、公認スポーツファーマシスト認定制度実務講習会等において6回の講演活動を行っている。

さらに、広島県薬剤師会会員の学校や地域における講演活動支援として、平成24年度は、禁煙、ドーピング関連等10件の資料収集・パワーポイント資料等の作成を行っている。

(4) 相談・助言に係る事業

薬や中毒、ドーピングに関する正しい情報を県民並びに医療関係者に提供することにより県民の健康や公衆衛生の向上に寄与することを目的として、薬事情報センター専用回線の他に、「お薬相談電話」、「広島中毒119番」、「ドーピングホットライン」を設置し、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師2名が相談に対応している。各種相談は、すべて無料であり、問い合わせについては、ホームページ、広報誌等を通じて広く周知を図っている。

ア 質疑応答業務

医療関係者を対象に、医薬品や薬事関連情報等について、電話、FAX、メールにより相談を受け、情報提供を行っている。受付は平日9:00から17:00まで。平成24年度の情報提供件数は、827件であり、主な相談内容は、保険請求関連、用法・用量、効能・効果、処方意図、作用機序、使用上の注意、健康食品、治療・検査等である。

イ お薬相談電話

県民を対象に、お薬の使用に関する様々な疑問について電話により相談を受け、情報提供を行っている。受付は平日10:00から15:00まで。平成24年度の問い合わせ件数は1,126件、情報提供件数は1,749件であり、主な相談内容は、副作用、薬効、相互作用、服用法、健康食品等である。その他に、疾患・治療関連、精神的ケアに関連した相談も多数ある。

ウ 広島中毒119番

県民並びに医療関係者を対象に、タバコ、洗剤類等の家庭用品、医薬品の誤飲・誤食時の応急処置について電話により相談を受け、情報提供を行っている。受付は平日9:00から17:00まで。フリーダイヤルも併設しており、一般電話と携帯、PHSからの相談に応じている。平成24年度の情報提供件数は163件であり、問い合わせの多い物質は、タバコ、医薬品、洗剤類、文具、化粧品類等である。中毒性のないいわゆる異物についての問い合わせも多数ある。相談電話の他に「広島県薬剤師会中毒情報検索システム」を構築・運用し、インターネット及

び携帯電話による情報入手も可能としている。平成24年度のアクセス件数は16,190件である。

エ ドーピングホットライン（ドーピングに関する相談窓口）

県民並びに医療関係者を対象に、いわゆる“うっかりドーピング”を防止するために、ドーピングに関する相談をFAXあるいはメールにより受け、情報提供を行っている。相談には、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）公認スポーツファーマリストが中心となり、公益社団法人日本薬剤師会と連携を図りながら対応している。受付は平日9:00から17:00まで。平成24年度の情報提供件数は75件であり、広島カープ、サンフレッチェ広島、JTサンダーズ等広島を本拠地とするチームの選手やトレーナー、国体出場選手からの相談が多数あり、相談件数は、年々増加傾向にある。

5 財源等

いずれも、会員からの会費、負担金、補助金等（県補助金、日薬助成金）、収益事業収益を財源とする。

公2

1 目的

広島県薬剤師会検査センター（以下「検査センター」という。）は、薬剤師法第1条の規定「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。」に基づき、薬剤師の職能を活かして公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

2 検査センターの特徴

【医薬品関連】

検査センターは、県内で1カ所の薬事法施行規則第12条第1項に規定する登録試験検査機関に指定されており、広島県に流通している医薬品の分析を行うことにより、広島県全体の医薬品の適正使用を確保し、県民の健康の確保・向上を図っている。

分析内容としては、薬の剤形により定められた条件で規定時間内に崩壊するかどうか確認する日本薬局方「崩壊試験」、また、厚生労働省（旧厚生省）及び広島県保健環境センターが示した方法により、薬の成分が表示どおり含まれているか確認する「定量試験」を行っている。

その他、製薬会社から依頼される医薬品原料などについても、日本薬局方、日本薬局方外医薬品規格などの試験法に基づき検査を実施し、国民の健康の確保に寄与している。

上記の医薬品検査において、規格から外れた検体が発見された場合、広島県健康福祉局薬務課に報告し確認調査を経て、行政指導等が行われる。粗悪な医薬品の流通を防ぐことで不特定かつ多数の者の利益供与に寄与している。

以上が医薬品検査の概要であるが、前述のとおり県内での登録試験検査機関は、当会検査センターのみであり、他の民間事業者にない特徴のある事業である。また、官民が一体となり粗悪な医薬品の流通を阻止し、県民の健康被害を防止するとともに、後発医薬品の利用促進にも寄与している。

【学校薬剤師関連】

当会検査センターは、登録試験検査機関であるという性格から学校薬剤師と強い協力体制があることも特徴のひとつである。

学校薬剤師は、幼稚園、小・中・高等学校等から任命された薬剤師で、学校の環境衛生の維持及び改善に努めなければならない。その中で、水質検査においては、学校現場で採水及び簡易検査を行い、その後、当会検査センターに持ち込み、詳細な検査を行う。

当会検査センターは、その検査結果を学校や教育委員会、そして学校薬剤師に提出し、学校保健安全法施行規則第24条（3）に規定する「学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導助言を行うこと。」について学校薬剤師の職責に大きく貢献している。

3 事業

【水質検査】

ア. 飲料水検査は、県民の水道水や井戸水、飲食店などの営業に係る飲料水、学校等の飲料水など個人から施設と幅広く対象とし、pHや塩化物イオン、細菌検査など実施し、公衆衛生の向上及び増進に寄与している。

当会検査センターの特徴として、学校等の飲料水については、学校薬剤師と強いつながりがあるため、検査結果についての検討を行い、指導・助言を行っている。

イ. プール水検査は、幼稚園から高等学校、特別支援学校の児童生徒等及び職員を対象に、広島市、福山市、廿日市市、安芸郡等の自治体や学校薬剤師と協力し、子どもたちへの安心と安全な遊泳を守ると共に、公衆衛生の向上及び増進に寄与している。

当会検査センターの特徴として、学校薬剤師と連携し、遊離残留塩素、大腸菌、一般細菌、総トリハロメタン、濁度、pH、有機物等の検査結果について検討を行っている。

また、プール水は、日常管理が不十分であると、上記項目で基準値をはずれ易い傾向がある。そのため地域の学校薬剤師が創設している学校薬剤師会において、プール水の調査・研究を行っており、当会検査センターは、その一端を担っている。

【衛生検査】

ア. 腸内細菌検査は、飲食物取扱者、保育園・福祉施設関係者、教育実習予定者等を対象とし、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157を培地法で検査することで判別する。この検査は、食中毒を防ぎ、公衆衛生の向上及び増進に寄与している。

イ. 尿検査は、幼稚園の幼児、小・中学校の児童生徒及び職員を対象に、学校保健安全法に基づく定期健康診断を行っている。

当会検査センターの特徴として、保険点数に係る尿検査は行っておらず、専ら児童生徒等のみを対象としており、尿潜血、尿糖、尿蛋白などを検査することで、糖尿病や腎疾患など早期に疾病を発見することにより、健康被害の拡大防止、医療費抑制に繋がっている。

【医薬品検査】

ア. 主として県民を対象としているが、医薬品流通の性質上、不特定かつ多数の者の健康増進に寄与している。

広島県健康福祉局薬務課から医薬品検査業務委託及び無許可無承認医薬品等成分検査を行っている。

分析内容としては、医療用及び一般用医薬品を対象に、薬の剤形により定められた条件で規定時間内に崩壊するかどうか確認する日本薬局方「崩壊試験」、また、厚生労働省（旧厚生省）及び広島県保健環境センターが示した方法により、薬の成分が表示どおり含まれているか確認する「定量試験」を行っている。同様の検査を他の自治体からも受託している。

無許可無承認医薬品等成分検査については、いわゆる健康食品の中に医薬品成分が含まれていないかどうか確認する「定性試験」を行っている。

以上のことにより、粗悪な医薬品や偽薬の流通を阻止し、県民の健康被害の防止に繋がっている。

イ. 薬局製剤や化粧品の純度試験などについても、登録試験検査機関で試験検査することとされ、県内の薬局、化粧品輸入業者等から依頼を受け、県民をはじめ不特定多数の健康被害の防止に繋がっている。

ウ. 当会会員を始め他県の薬剤師会と「検査センター利用契約」を締結し、薬事法施行規則第12条及び142条に規定されている、「薬局等における試験検査の実施義務」を遂行し、薬剤師の資質の向上に寄与している。

上記規定に基づき、流通している医薬品の有効性を確保し治療効果に対する信頼性を得るために、「計画的試験検査」を実施しており、近年では、後発医薬品を対象とした崩壊試験、定量試験等を行い、厚生労働省が提唱する「後発医薬品の利用促進」に寄与すると共に県民の健康被害の防止に繋がっている。

【家庭用品検査】

県内の広い地域から収集されるため、広く県民を対象とし健康被害の防止に繋がっている。

主に肌着やくつ下など直接肌に触れるものについて、厚生労働省（旧厚生省）の示す「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に従い、ホルムアルデヒド及び水銀の検査を、広島県健康福祉局薬務課をはじめとする広島県内の各自治体を通して行っており、県民の健康被害の未然防止に寄与している。

【化学物質空気検査】

幼稚園の幼児、小・中学校の児童生徒及び職員を対象に、学校教室等において、空気中のホルムアルデヒド及びトルエンの分析を文部科学省の示す「学校環境衛生マニュアル」に従い行っている。

民間事業者との相違点として、検査結果を教育委員会と学校薬剤師会に提出し、基準値を超えた教室等については、学校薬剤師を通して換気の励行などの指導・助言を行い、アレルゲンの抑制に努めている。

4 財源等

会員からの会費及び事業収益を財源とする。

犯罪情報官 速報

「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や 「子育て世帯臨時特例給付金」の 手続きを装った詐欺に注意!

消費税率の引き上げに際し、一定の要件を満たす方に対して「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給することが決まっています。

これに伴い、給付手続きを装った詐欺が発生する可能性があります。

☆だまされないために!☆

- 現在、市区町において支給に向けた準備を進めているところであり、支給手続きは始まっていません。
- 現時点で、行政機関が、支給対象者に対して生年月日や家族構成、口座番号等を電話や手紙で照会することはありません。
- 手続きが始まった場合には、厚生労働省、県、市町等から広報されます。

行政機関の職員などを名乗って、「臨時福祉給付金」などを口実とした不審な電話がかかってきた場合は、お住まいの市町や最寄りの警察署または警察安全相談電話(#9110)へご連絡ください。

平成23年-平成27年
「なくそう犯罪」
ひろしま 新 アクション・プラン
~犯罪の起こらない社会へ~

運動目標

日本一安全・安心な広島県の実現

行動目標

これまで最も被害の少ないまちを目指す
子ども・女性を犯罪から守る

メールマガジンで会員の皆さんにいち早く犯罪発生情報等をお知らせします。

携帯電話のバーコード読取機能を使って右のQRコードを読み取ってください。

28警察署のうち、特定の警察署のメールだけを受信するよう設定することができます。

また、情報種別については、「子ども・女性対象の事件、不審者情報」「防犯情報」「県警からのお知らせ」の3つから、受信するメールを自由に選択できます。



メールマガジン
会員登録

◎広島県薬剤師会会員証(会員カード)◎

新規受付は平成21年8月末をもって
終了しました。

会員カードでWポイントがつきます。

Wポイントカードに (株)和多利広島本社 Wポイントカード事務局
に関するお問い合わせは ☎082-830-0230 平日10:00~18:00 ホームページ <http://www.watari.biz/>

Wポイント会員サイト OPEN! ケータイも パソコンも <http://www.wpoint.co.jp/>

Wポイントカードシステムでは、2,000ポイント貯まると翌月2,000円分のWポイント金券がお手元に届きます。



広島県Wポイントカード加盟店

店舗名の後ろの数字は100円に対するポイント数です。(一部異なる場合があります。) 例) ②… 100円につき2ポイント加点されます。

店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.
Edabrieck ①	082-822-6667	カフェ&ダイニング わらうかど庭 ②	082-929-5368	ピカソ画房 本店 ①	082-241-3934
ちから 船越店 ②	082-824-0301	釜飯醉心 五日市店 ②	082-922-8663	美しいん 広島店	082-543-4922
ちから 矢野店 ②	082-888-5246	サイクルショップカナガキ 五日市店 ①	082-924-5525	0120-365-901	
マダムジョイ 矢野店 直営食品売場		住吉屋 楽々園店 ①	082-943-4960	ひろしま国際ホテル 芸州 本店 ②	082-248-2558
※200円につき1ポイント	082-889-2441	ちから 五日市店 ②	082-922-8661	ひろしま国際ホテル	
広島市安佐北区		徳川 五日市店 ②	082-929-7771	スペインバル ミ・カーサ ②	082-248-6796
大野石油店 高陽町SS ①	082-842-1890	マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場	082-943-8211	ひろしま国際ホテル 空庭BIS	
大野石油店 可部バイパスSS ①	082-819-0210	※200円につき1ポイント		とろクルクル ②	082-240-7556
キャン・ドゥ 可部店 ②	082-814-7008	広島市中区		ひろしま国際ホテル 東風 ②	082-240-0558
山陽礦油 かめ山SS ①	082-815-6211	英國式足健康法 リフレックス ②	082-248-7722	広島第一交通(株) 江波営業所 ②	082-233-5871
ちから 高陽店 ②	082-841-4377	えびすの宴 ②	082-243-6166	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛	
ちから マルナカ可部店 ②	082-810-0877	えひめでいあ ②	082-545-6677	紙屋町店 ②	082-247-2260
徳川 サンリブ可部店 ②	082-815-2775	大野石油店 牛田大橋SS ①	082-221-1511	福助タクシー(株) 本社営業所 ②	082-232-3333
広島市安佐南区		大野石油店 大手町SS ①	082-243-8351	ボウル国際 ①	082-244-4151
エコール古市ショールーム ①	082-830-6161	大野石油店 西白島SS ①	082-221-8834	星ビル5F オルゴールティーサロン ②	082-249-1942
エコール本部 ①	082-877-1079	o k a s h i m o ②	082-231-3221	星ビルB1F メディカルフィットネス ②	082-242-0011
大野石油店 高取 SS ①	082-872-7272	海鮮焼肉 あみやき家 DAIBA ①	082-246-8048	ポルタポルテ ①	082-249-5788
大野石油店 緑井 SS ①	082-877-2008	かに通 広島店 ①	082-247-6661	マダムジョイ 江波店 直営食品売場	
釜飯醉心 昆沙門店 ②	082-879-2211	釜飯醉心 本店 ②	082-247-4411	※200円につき1ポイント	082-532-2001
カメラのアート写夢 高取店 ①	082-830-3588	芸州 胡店 ②	082-243-6165	マダムジョイ 千田店 直営食品売場	
Dining Cafe St.Grace ①	082-830-0904	桜井花店 本店 ①	082-247-1808	※200円につき1ポイント	082-545-5515
ちから 西原店 ②	082-832-5520	山陽礦油 相生橋SS ①	082-232-0145	横田印房 ⑩	082-221-0320
ちから 八木店 ②	082-830-0235	しなとら パセーラ店 ②	082-502-3382	蓮根 広島店 ②	082-546-0707
徳川 安古市店 ②	082-879-9996	寿司醉心 ②	082-247-2331	和さび 小町店 ②	082-249-3993
バゴス 本店 ②	082-879-1830	炭焼 楽月 ①	082-343-2941	和さび 八丁堀店 ②	082-211-5225
パワーズ 広島店 ①	082-873-1212	体育社 本店 ①	082-246-1212	広島市西区	
広島第一交通(株) 上安営業所 ②	082-872-5410	大こん 並木店 ②	082-546-1515	井口家具百貨店 ①	082-232-6315
広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		ちから 本店 ②	082-221-7050	大野石油店 旭橋SS ①	082-272-3766
昆沙門台店 ②	082-879-0141	ちから 上八丁堀店 ②	082-211-0122	大野石油店 井口SS ①	082-276-5050
福助タクシー(株) 古市営業所 ②	082-877-0004	ちから そごう店 ②	082-512-7854	大野石油店 観音SS ①	082-231-6209
焼肉虎至 大町店 & イタリ庵 toraji ①	082-870-5529	ちから タカノ橋店 ②	082-544-0002	大野石油店 商工センターSS ①	082-277-1266
焼肉白李 西原店 ①	082-846-1250	ちから 十日市店 ②	082-503-1089	大野石油店 横川ISS ①	082-237-1864
広島市佐伯区		ちから 中の棚店 ②	082-504-6646	釜飯醉心 アルパーク店 ②	082-501-1005
阿藻珍味 銘店舎 五日市店 ①	082-942-3266	ちから 舟入店 ②	082-294-7503	サイクルショップカナガキ 横川本店 ①	082-231-2631
AUTO GARAGE うえるかむ ①	082-927-2510	ちから 堀川店 ②	082-241-8230	サイクルショップカナガキ 己斐店 ①	082-272-2631
大野石油店 五日市インターSS ①	082-941-5020	ちから 本通4丁目店 ②	082-245-0118	サカイ引越センター ②	0120-06-0747
大野石油店 造幣局前SS ①	082-923-6029	中華そばちから 八丁堀店 ②	082-502-6008		082-532-1176
		徳川 総本店 ②	082-241-7100		
		のん太鮓 パセーラ店 ②	082-502-3383		
		バー・サード・ウェーブ ②	082-247-7753		

店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.
車検の速太郎 ①	082-238-0100	ちから ゆめタウンみゆき店 ②	082-250-2125	東広島市	
車検の速太郎 カーケアプラザ ①	082-238-3939	中国トラック ①	082-251-0110	大野石油店 西条インターSS ①	082-423-3701
ちから アルパーク天満屋店 ②	082-501-2701	豆匠 広島本店 ②	082-506-1028	大野石油店 高屋ニュータウンSS ①	082-434-4411
ちから 井口店 ②	082-278-3666	徳 南区民センター店 ②	082-505-1620	大野石油店 東広島SS ①	082-423-9197
ちから 観音店 ②	082-232-5686	徳川 ジャスコ宇品店 ②	082-250-0480	カギのひゃくとう番 ⑥	082-424-3110
ちから 己斐店 ②	082-507-0505	徳川 ビックカメラ・ベスト店 ②	082-567-2388	髪処 ふくろう ②	082-497-3337
ちから 商工センター店 ②	082-270-0390	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		住吉屋 西条プラザ店 ①	082-423-7878
ちから 中広店 ②	082-532-4004	広島新幹線店 ②	082-263-0200	体育社 東広島店 ①	082-422-5050
徳川 南観音店 ②	082-503-3039	ホテルセンチュリー21広島		徳川 西条プラザ店 ②	082-424-0300
バゴス 井口店 ②	082-277-3004	京もみじ ②	082-263-5531	八本松タクシー ①	082-428-0023
バゴス マリーナホップ店 ②	082-297-4078	ホテルセンチュリー21広島		福山市	
パワーズ 広島マリーナHOP店 ①	082-503-7217	フィレンツエ ②	082-568-5270	一心太助 福山本店 ②	084-922-5611
広島第一交通(株) (第一) ②	082-278-5511	安芸郡海田町		エコール福山ショールーム ①	
広島第一交通(株) (平和) ②	082-278-5522	徳川 海田店 ②	082-824-0111		084-981-3733
マダムジョイ 己斐店 直営食品売場		安芸郡府中町		山陽石油 住吉町SS ①	084-922-0939
※200円につき1ポイント	082-271-3211	ちから サンリブ府中店 ②	082-890-2510	山陽石油 セルフ神辺SS ①	084-962-0693
横川 ちから ①	082-292-5822	ちから 向洋店 ②	082-581-4321	山陽石油 セルフ福山平成大学前SS ①	084-972-7940
広島市東区					
アリモト 本店 ②	082-264-2929	ちから 府中店 ②	082-287-0933	山陽石油 多治米町SS ①	084-957-2601
大野石油店 広島東インターSS ①	082-508-5030	時計宝石のマツダ ①	082-282-5709	山陽石油 深津SS ①	084-922-5750
サイクルショップカナガキ 戸坂店 ①	082-220-2031	広島第一交通(株) 府中営業所 ②	082-281-1191	山陽石油 福山東インターSS ①	084-923-7835
ちから 尾長店 ②	082-506-3505	大竹市		山陽石油 南本庄SS ①	084-922-3181
ちから 光町店 ②	082-568-6855	果子乃季 ゆめタウン大竹店 ②	0827-57-0757	徳川 福山東深津店 ②	084-929-2015
徳川 戸坂店 ②	082-220-1818	カメラのアート写夢 本店 ①	0827-57-7700	とんかつ徳 イトーヨーカドー福山店 ②	084-971-0050
肉玉屋 ①	082-569-4110	カメラのアート写夢 油見店 ①	0827-53-5911	パワーズ 福山店 ①	084-921-7866
マダムジョイ 牛田店 直営食品売場		尾道市		三原市	
※200円につき1ポイント	082-555-8835	瀬戸田すいぐん丸 ②	08452-7-3003	ごはんや 広島空港店 ②	084-860-8215
和さび 光町店 ②	082-567-8885	吳市		徳川 三原店 ②	0848-62-8824
広島市南区					
炙焼 楽群 ①	082-256-2941	大野石油店 熊野団地SS ①	0823-30-1042	三次市	
大野石油店 エコステーション出島 ①	082-254-1015	大野石油店 吳SS ①	0823-21-4974	さざん亭 三次店 ②	0824-64-0375
大野石油店 東雲SS ①	082-282-3993	体育社 吳店 ①	0823-22-8880	パワーズ 三次店 ①	0824-63-3000
大野石油店 皆実町SS ①	082-251-9108	ちから 吳駅店 ②	0823-32-5532	平田観光農園 ①	0824-69-2346
釜飯醉心 新幹線店 ②	082-568-2251	徳川 吳中通り店 ②	0823-23-8889	広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン ①	0824-64-7727
釜飯醉心 広島駅ビル店 ②	082-568-1120	徳川 広店 ②	0823-70-0600	広島三次ワイナリー	
惣菜醉心 アッセ店 ②	082-264-6585	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		バーベキュー場 ①	0824-64-0202
銀河(えひめでいあ) ②	082-253-1212	吳駅ビル店 ②	0823-24-0222	広島三次ワイナリー ワイン物産館 ①	0824-64-0200
ごはんや 広島店 ②	082-253-0300	和さび 広店 ②	0823-73-7950	その他	
サイクルショップカナガキ 東雲店 ①	082-288-9101	庄原市		リースキン 家庭用事業部	
山陽礦油 大州SS ①	082-282-4478	総商さとう ウィー東城店 ①③	08477-2-1188	広島支店 ②	082-233-1141
車検の速太郎 向洋店 ①	082-890-9500	神石郡神石高原町		広島北営業所 ②	082-845-2882
しゃぶしゃぶ温野菜 大州店 ①	082-510-0831	総商さとう 本店 ①③	08478-2-2011	広島西営業所 ②	0829-31-6161
Dining Cafe Grace ①	082-253-5588	廿日市市		広島東営業所 ②	082-824-1411
ちから 広島駅店 ②	082-568-9121	大野石油店 廿日市インターSS ①	0829-20-1189	国内すべて対応	
ちから 福屋駅前店 ②	082-568-2330	キャン・ドゥ 廿日市店 ②	0829-32-3387	アート引越しセンター ①	0120-08-0123
ちから 本浦店 ②	082-286-1119	ジョイ薬局 ①	0829-32-3077		
ちから 皆実4丁目店 ②	082-250-0804	徳川 廿日市店 ②	0829-32-1111		

※ご利用額100円に対するポイント値は、加盟店により異なります。 ※換算率は、1ポイント=1円となります。

※次のお取り扱いにつきましては、予め、ご利用加盟店へ直接お問い合わせください。

1.クレジットカード支払のお取り扱い

3.ポイント付加対象外商品の有無

2.クレジットカードご利用時のポイント付加の有無

4.団体・パーティーご利用時のポイント付加の有無

指 定 店 一 覧

平成26年4月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)入江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会 5%引、婚礼 5%引、料飲10%引 外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザ ホテル広島	宿泊23%引、料飲 5%引、婚礼 5%引、宴会 5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン 5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン 5%引、宴会料理 5%引、婚礼、料飲 5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9% 外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島T Yビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から 5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円 (別途相談)、機器取付工事代 20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び 祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町 2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏 期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株) Volkswagen南広島	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
書籍	(株)フタバ図書	現金のみ定価5%引(直営店のみ)		定休日不定	広島市西区観音本町2-8-22	(082)294-0187
	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・ 食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品 5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパート を除く直営店)	5%引	対象店舗(デパート を除く直営店)年中 無休9:30~19:00	日・お盆・年末 年始休業	広島市西区商工センター 7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市西区観音町13-9	(082)293-4125
	Diving Service 海蔵	スキューバダイビング体験講習￥8,400 Cカード取得講習会￥5,000引き・器材修理店頭価格より5%引き	11:00 ~20:00	なし	広島市中区南千田西町 1-8-101	(082)209-7422

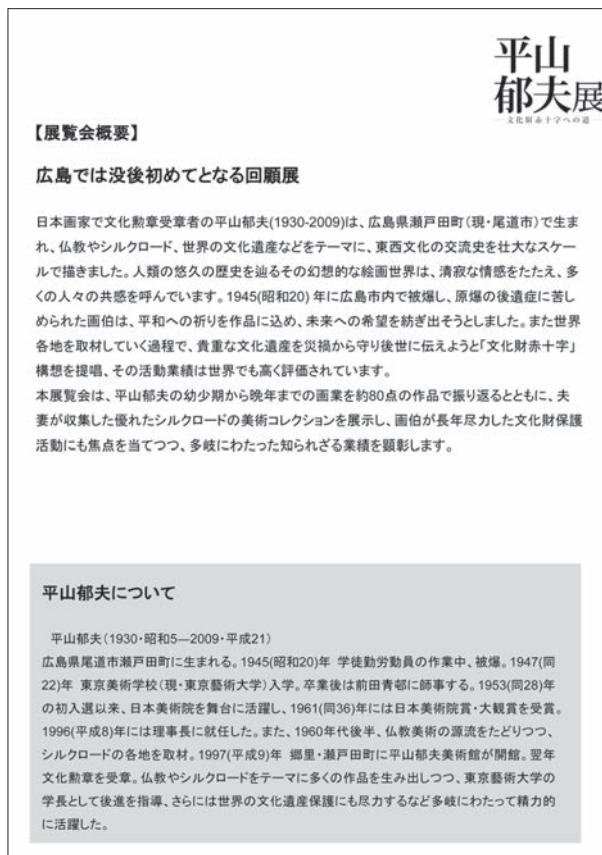
部 門	指 定 店	会 員 価 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	(株)進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配達費 広島県内無料(2,000以上の商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(株)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・ 婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部 除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・ 仏具	(株)三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40% 引、仏具平常店頭価格より10~ 20%引(但し、修理費・工事費等 店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)本社・呉営業所・三次営業所・福山営業所	本人のみ 現金のみメープル・トピック 自社主催商品3%引	平日 10:00~19:00 土・日・祝 10:00~17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1F	(082)512-1020
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾(株)	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・ 4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	(株)エディオン外商部	エディオン店頭価格より家電製 品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	廿日市市木材港南8-22	(0829)34-2508
保険	アリコジャパン 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル9F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越センター	通常価格より15%割引	年中無休(但し 11~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	(株)福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設: 約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツ アー:10%OFF、◆フィットネス:1 回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代)担当:桑田昭正

ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。

広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。



【割引の対象となる展覧会】

●平山郁夫 一文化財赤十字への道一

会 期：平成26年4月8日(火)～平成26年6月1日(日) 会期中無休
開館時間：午前9時～午後5時(金曜日は午後8時まで) ※4月8日は午前10時から
入 場 料：一般 1,100円 → 900円／高・大学生 600円 → 400円／小・中学生 400円 → 200円

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：社団法人 広島県薬剤師会

◆ 県薬だより ◆



県薬より支部長への発簡

- 2月24日 平成25年度在宅医療推進拠点整備事業（3次募集）の募集について（通知）（各支部長）
- 2月21日 平成26年度調剤報酬改定等説明会の開催について（通知）（各支部長）
- 2月26日 支部長・理事合同会議の議題について（通知）（各支部長）
- 2月26日 平成26年4月からの福祉医療費公費負担制度に係る各市町の対応状況について（通知）（各支部長）
- 2月28日 支部長・理事合同会議資料について（各支部長）
- 3月3日 検査センター利用契約更新について（ご案内）（各支部長）
- 3月3日 総会の日程について（通知）（各支部長）
- 3月3日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の申請状況について（各支部長）
- 3月6日 定時総会の日程変更について（通知）（各支部長）
- 3月6日 平成25年度在宅医療推進拠点整備事業報告会について（通知）（各支部長）
- 3月10日 新聞への広告掲載について（通知）（各支部長）
- 3月14日 薬学生ニュース第12号の送付について（通知）（各支部長）
- 3月18日 平成26年度公益社団法人広島県薬剤師会賞及び同功労賞並びに同有功賞授賞候補者の推薦について（依頼）（各支部長）
- 3月19日 薬局機能情報調査について（各支部長）
- 3月24日 平成26年度広島県薬剤師会会費の請求について（お願い）（各支部長）
- 3月24日 平成26年度検査センター利用契約証明書について（依頼）（各支部長）
- 3月24日 公益社団法人広島県薬剤師会会长候補者選挙について（各支部長）

- 3月25日 平成25年度薬事衛生指導員活動費の助成について（通知）（各支部長）
- 3月25日 平成25年度「くすりと健康の相談窓口」啓発事業の助成について（通知）（各支部長）
- 3月25日 認定基準薬局手数料の支部還付金について（通知）（各支部長）
- 3月26日 「調剤トラブル等への対応とその法的知識」の送付について（各支部長）
- 3月28日 「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（新基金）」への事業提案について（依頼）（各支部長）
- 3月31日 平成26年度調剤報酬・改定資料集について（依頼）（各支部長）
- 4月1日 平成26年・27年度広島県薬剤師会代議員選挙の実施について（依頼）（各支部長）
- 4月1日 地域包括診療料・地域包括診療加算に対応する医療機関に提供する24時間対応可能な薬局リストについて（通知）（各支部長）
- 4月2日 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第10集計報告について（通知）（各支部長）
- 4月2日 平成26年度保険薬局部会会費の賦課納入について（各支部長）
- 4月2日 医療事故情報収集等事業 第36回報告書の公表について（通知）（各支部長）
- 4月4日 応需薬局のゴールデンウィーク休業期間調査について（依頼）（各支部長）
- 4月7日 平成26年度広島県薬剤師会費の納入について（依頼）（各支部長）
- 4月1日 がん対策サポート薬剤師実施事業の報告について（回答）（各支部長）
- 4月8日 新任薬剤師研修に関するアンケートの実施について（各支部長）
- 4月11日 平成26・27年度広島県薬剤師会代議員選挙告示について（各支部長）
- 4月14日 地域包括診療料・地域包括診療加算に対応する医療機関に提供する24時間対応可能な薬局リストについて（依頼）（各支部長）

◆ 平成26年1月常務理事会議事要旨

日 時：平成26年1月16日（木）午後6時30分～8時15分
 場 所：広島県薬剤師会館
 議事要旨作製責任者：中川潤子
 出席者：前田会長、木平・大塚・野村・村上・渡邊各副会長、
 豊見専務理事、井上・重森・谷川・中川・二川・
 政岡・松村・吉田各常務理事
 欠席者：青野・有村・小林・豊見各常務理事

1. 報告事項

- (1) 12月定期常務理事会議事要旨（別紙1）
- (2) 諸通知
 - ア. 来・発簡報告（別紙2）
 - イ. 会務報告（々3）
 - ウ. 会員異動報告（々4）
- (3) 委員会等報告
 - (前田会長)
 - ア. 2013年臨床漢方薬理研究会大会（第108回例会）
 12月22日（日）於 京都府民総合交流プラザ京都テルサ
 パネリストとして参加し、地域医療と漢方を通じての開局薬剤師の仕事のあり方について意見を述べたことが報告された。
 - イ. 協会けんぽ広島支部向井支部長来会
 12月24日（火）
 - ウ. 平成26年薬事関係者新年互礼会
 1月9日（木）出席者75名
 - エ. 平成26年広島県医師会新年互礼会
 1月13日（月）於 ANAクラウンプラザホテル広島
 木平・野村・村上・渡邊各副会長、豊見専務理事外で出席し、例年どおり300人以上参加の盛大な会であったと報告された。
 - オ. 日本薬剤師会第5回都道府県会長協議会（会長会）（資料1）
 1月15日（水）於 東京・日薬
 会務報告、代議員・会長選挙、年金保険制度等についての報告があり、会館建設の定借地権、業者の選択の透明性について意見したと報告された。
 - カ. 日本薬剤師会新年賀詞交歓会
 1月15日（水）於 東京・東京会館
 - キ. 平成26年度広島県薬務課新規事業説明会
 1月16日（木）
 薬局・薬剤師を活用とした健康情報拠点推進事業ということで説明があり、今後内容について協議していくと報告された。
 - (豊見日薬理事)
 - ア. 日本薬剤師会第11回理事会（資料2）
 1月15日（水）於 東京・日薬
 中央社会保険医療協議会での診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理（案）について報告があり、24時間調剤及び在宅業務を提供できる体制整備には基準調剤加算の算定見直しや、お薬手帳を必要としない患者に対する薬剤服用歴管理指導料の評価は見直されること、調剤報酬は、調剤基本料に上乗せされるであろう等報告された。

（木平副会長）

- ア. 業務分担③・及び広島県薬剤師研修協議会合同会議

（資料3）

1月8日（水）

平成25年度の事業報告と平成26年度の事業計画について協議したことが報告された。

今年度は、日本薬学会中四国支部学術大会が広島で開催されるので、発表や参加協力をし広島県薬剤師会学術大会は実施しないという意見でまとまったので、審議していただきたいと提案があった。

（大塚副会長）

- ア. 業務分担④担当理事打合会

12月26日（木）

平成26年度事業計画について協議したと報告された。

（野村副会長）

- ア. 業務分担①担当役員打合会

1月10日（金）

平成26年度事業計画について、プライマリ・ケアの推進・広島県健康増進計画への協力を別枠にしたと報告された。

（村上副会長）

- ア. 第783回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（資料4）

1月10日（金）於 支払基金広島支部

規制改革として、国保との統合という話もあるので、基金としての事業サービスの向上・経費節減、審査員のフォローアップ等、方策をとっている。国保は健康支援政策を行っているので統合は無理という意見が根幹となっていると報告された。

- イ. 日本薬剤師会議事運営委員会

1月16日（木）於 東京・日薬

代議員会での質問順や、議事運営について検討したと報告された。

（渡邊副会長）

- ア. 第63回中国地方社会保険医療協議会広島部会

12月26日（木）於 中国四国厚生局

医科新規6件・指定更新14件、歯科新規5件・指定更新7件

薬局新規6件・指定更新5件があり、薬局のポイント制の利用については、今後調査、指導していくこととなったと報告された。

- イ. 広島県後期高齢者医療広域連合平成25年第2回運営審議会

1月15日（水）於 国保会館

平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療保険料立の設定についての諮問があり、後期高齢者に対する保険料軽減の対象を拡大されることとなり、2割軽減の拡大や、5割軽減の拡大など軽減対象となる所得基準額を引き上げることが決まったと報告された。

（中川常務理事）

- ア. 広島県環境審議会総会・第24回温泉部会

1月15日（水）於 県庁北館 環境審議会会长の選出、代理人の指名が行われた。

第3次広島県環境基本計画、第3次広島県廃棄物処理計画が27年度までなので、今年度より第4次の計画案策定が開始されることとなった。引き続き温泉

部会が行われ、1件の審議があり許可されたと報告された。

(二川常務理事)

ア. 第8回食育推進全国大会広島県実行委員会(第5回)
12月20日(金)於 県立広島大学広島キャンパス
決算報告があり、3,000万ほどの予算内で執行されたと報告された。

(吉田常務理事)

ア. 広報委員会
1月7日(火)青野チームの委員会が開催され、日程の関係上、次回で原稿チェックをすべて終了する予定であると報告された。

【指導】

ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
1月15日(水)於 広島合同庁舎(政岡常務理事)
イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
1月16日(木)於 広島合同庁舎(吉田常務理事)
一包化と自家製剤加算を算定したり、散剤があるのに嚥下困難加算を算定しているケースがあったと報告された。

2. その他の委員会等報告事項(野村副会長)

- (1) 平成25年度在宅医療推進医等リーダー育成研修Ⅰ
12月23日(月)於 福山市医師会館 参加者15名
(2) 公益財団法人広島がんセミナー第2回先端的がん薬物療法研究会
1月11日(土)於 グランドプリンスホテル広島薬剤師参加者135名

3. 審議事項

- (1) 平成26年度事業計画(案)及び収支予算(案)について(資料5)(野村副会長)
次回常務理事会までに各分担で(案)を作成すること。6月までは、現在の理事で事業を執行することが確認された。
- (2) 第35回広島県薬剤師会学術大会について(木平副会長)
平成26年度は実施しないこととし、中四国薬学会に参加協力することとした。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種に係る登録申請について(資料6)
ア. 登録開始日:平成26年1月29日(水)(村上副会長)
イ. 登録申請方法:広島県感染症・疾病管理センターホームページに記載。
申請書このホームページからダウンロード。
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/tokuteisessyu.html>
- ウ. 登録申請書受付方法:E-mail(やむを得ない場合には郵送による受付も可能。)
エ. 提出先:E-mail:tokutei@pref.hiroshima.jp
郵送:事業所の所在が、広島市、呉市、福山市である場合は、広島県感染症・疾病管理センターに提出。上記以外の地域は、所管の保健所に提出。
- オ. 登録申請締切日:平成26年3月14日(金)(郵送の場合、3月7日(金)必着)

説明会を東部西部で開催することとした。当初会員のみへの案内となっていたが、行政が広報するので、非会員も参加することとなったと報告された。

- (4) 支部長・理事合同会議の提出議題について(野村副会長)
2月27日(木)午後6時30分～【2月18日(火)締切】
(5) 全体理事会の提出議題について(野村副会長)
2月27日(土)支部長・理事合同会議終了後【2月18日(火)締切】
(6) 日薬代議員中国ブロック会議の質問事項について(村上副会長)
1月23日までに事務局へ報告してほしいと連絡があった。
(7) 第43回広島県薬剤師会通常総会の開催について(野村副会長)
6月22日(日)13時00分～予定→会場使用不可のため6月8日(日)仮押さえ【支部長・理事合同会議開催しない】
(8) 日薬が作成した医療安全に関する資料の有償頒布等について(資料7)(回覧)(村上副会長)
保険薬局部会で薬局数分を購入することとした。
(9) 日本薬剤師会「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業」に関する担当者全国会議について(資料8)(野村副会長)
日時:2月17日(月)午後1時15分～
場所:大手町ファーストスクエアカンファレンス
RoomA
出席者:大塚・渡邊各副会長が出席することとした。
質問票回答日:別紙1事前質問票2月7日(金)
今月末締め切りとして、各支部へアンケート調査を依頼することとした。
(10) 薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会の開催について(資料9)(村上副会長)
日時:3月2日(日)時間未定
場所:広島県薬剤師会館
各支部よりそれぞれ4名程度担当者を派遣してもらい研修会を開催することとした。村上・野村各副会長、重森・中川・松村・吉田各常務理事が参加し、打合会を2月13日(木)に開催することとした。

4. その他

- (1) 次回常務理事会の開催について(野村副会長)
2月20日(木)午後6時～(議事要旨作製責任者【予定】松村智子常務理事)
(2) 公益法人への移行認定申請について(資料10)(前田会長)
4月1日以降公益法人への移行が認定されることになったので、未確定部分を決めていきたいと報告された。
(3) 日本薬剤師会中国ブロック会議について(資料11)(前田会長)
日時:1月18日(土)午後3時～
場所:広島・TKPガーデンシティ広島
(4) 北方領土返還要求運動広島県民会議について(チラシ)(野村副会長)

◆ 平成26年2月常務理事会議事要旨

日 時：平成26年2月20日（木）午後6時30分～8時40分
 場 所：広島県薬剤師会館
 議事要旨作製責任者：松村智子
 出席者：前田会長、木平・大塚・野村・渡邊各副会長、豊見
 　　専務理事、青野・有村・井上・小林・重森・谷川・
 　　豊見・中川・二川・政岡・松村・吉田各常務理事
 欠席者：村上副会長

1. 報告事項

- (1) 1月定例常務理事会議事要旨（別紙1）
- (2) 諸通知
 - ア. 来・発簡報告（別紙2）
 - イ. 会務報告（〃3）
 - ウ. 会員異動報告（〃4）
- (3) 委員会等報告
 - (前田会長)
 - ア. 日薬中国ブロック会議（資料1）
 1月18日（土）於 TKPガーデンシティ広島 参加者58名
 - イ. 日本薬学会中国四国支部役員会
 2月1日（土）於 松山大学薬学部9号館
 会計等の報告があった。また、開催県と大学との連携についての課題も報告された。
 - ウ. 安東哲也氏藍綬褒章受章祝賀会
 2月11日（火）於 レンブランチホテル大分
 安東大分県薬剤師会会長の祝賀会に出席した。特に、大分県薬剤師会の検査センターについては、県に貸し出しありの給水車等の施設整備の推進を図り、充実した薬剤師会運営に力を注がれていると報告された。
 - エ. 協会けんぽ対談
 2月18日（火）於 中国新聞社
 3月15日（土）中国新聞掲載
 - (豊見日薬理事)
 - ア. 厚生労働省医薬品第一部会（資料2）
 1月24日（金）於 東京・航空会館
 - イ. 日本薬剤師会平成25年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会（資料3）
 1月31日（金）於 東京・日薬
 原田薬事情報センター長、ボランティア薬剤師として安芸支部（安芸府中薬局）大谷先生の3名で参加した。澤田日薬D.I委員会委員長を中心とし、「モバイルD.I室」事業を現在9都道府県において試行的に実施しており、今後は全国に展開することを目標としている。ヒヤリ・ハット事例の調査収集を行いワークショップを通じ対策を考えていくといった研修会であった。今後も月に1～2回程度、薬事情報センター職員が薬局を訪問し実施していくこととし、会誌等でも掲載していくことになると報告された。
 - ウ. 厚生労働省医薬品第二部会（資料4）
 2月3日（月）於 厚生労働省
 - エ. 日本薬剤師会平成25年度6回D.I委員会（資料5）
 2月17日（月）於 東京・日薬
 今年度事業の取りまとめ、また次年度の予算を含む

事業計画についても話し合われ、4月には全国での研修会実施を予定していると報告された。

(木平副会長)

ア. 広島県薬剤師会「地対協WG」

1月23日（木）

イ. 広島県地域地対協対策協議会「医薬品のより良い使用推進委員会」講演会（資料6）
 2月14日（金）於 サテライトキャンパスひろしま（県民文化センター）

参加者122名（内薬剤師34名）

特別講師に、陸前高田市の岩手県立高田病院石木先生をお迎えし、地域再生医療についての講演があり、盛会に終わったと報告された。

ウ. 第39回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（資料7）

2月18日（火）於 就実大学

今年度の実務実習でのトラブル事例等について報告がされた。また、指導薬剤師更新の時期にあたるが、その更新条件についても話し合われた。中四国調整機構委員長、副委員長の任期については留任となつたと報告された。

(大塚副会長)

ア. がん検診サポート薬剤師養成研修会

1月25日（土）参加者18名

イ. 検査センター委員会

1月31日（金）

今年度の事業報告、来年度の事業計画並びに予算について話し合われたと報告された。

ウ. 会員委員会

2月10日（月）

会費について、日薬との整合性といった点も含め検討されたと報告された。

(大塚・渡邊各副会長)

ア. 日本薬剤師会「薬局・薬剤師を活用した健康情報拡点推進事業」に関する担当者全国会議

2月17日（月）於 大手町ファーストスクエアカンファレンス RoomA

(野村副会長)

ア. 日薬代議員中国ブロック会議

1月25日（土）・26日（日）於 ホテルモナーク鳥取
 中国5県から出された質問事項について協議されたと報告された。

イ. 選挙管理委員会（資料8）

2月6日（木）

4月1日から公益社団法人に移行するにあたり、選挙告示について、社団法人広島県薬剤師会会長及び監事選挙としていたが、公益社団法人広島県薬剤師会会長候補者及び監事選挙に関する告示と改めることになったと報告された。

ウ. 代議員選挙規程打合会

2月17日（月）

公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会規程（案）と、公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則（案）を議案とすることを検討したと報告された。

(渡邊副会長)

- ア. 21世紀、県民の健康とくらしを考える会県民フォーラム
1月25日（土）於 広島市青少年センター 参加者464名
主催構成団体の代表として登壇した。在宅医療に取り組まれている医師の長尾先生による、がん・認知症時代の生き方と題して、在宅治療、介護についての講演等があり盛会であったと報告された。
- イ. 会計部打合会
1月27日（月）
- ウ. 第14回中国地方社会保険医療協議会総会
1月28日（火）於 広島合同庁舎
- エ. 第64回中国地方社会保険医療協議会広島部会
1月29日（水）於 中国四国厚生局
医科の新規5件更新3件、歯科の新規3件更新5件、薬局の新規6件更新が8件が審議され、承認された。

(豊見常務理事)

- ア. 株薬事日報社取材
1月17日（金）
HMネットの取材を受けた。福山と廿日市に調査票を配布し150の募集をかけているが、今現在100をきっている状況なので今後の増加を見込みたいと報告された。

(青野常務理事)

- ア. 緩和ケア支援センター平成25年度第1回緩和ケア人材育成検討会
1月16日（木）於 広島県緩和ケア支援センター
緩和ケア専門研修の取り組み状況として、薬剤師専門研修に薬局薬剤師16名、病院薬剤師12名、計28名の参加があった。在宅ケアチーム研修の第1回17名中、薬剤師3名、第2回31名中、薬剤師2名の参加があったと報告された。薬剤師専門研修についての評価は、患者・家族とのコミュニケーションの持ち方等、対人援助技術の向上を図った。また、グループワークが効果的で受講者からも好評であった事等が報告された。
- イ. 広島県緩和ケア支援センター平成25年度地域在宅緩和ケア講演会
2月1日（土）於 広島YMC A国際文化ホール
地域在宅緩和ケアに係わる医療福祉関係者、約100名ほどの参加があったと報告された。
- ウ. 広報委員会
2月14日（金）
3月号の最終確認を行ったと報告された。

(有村常務理事)

- ア. 日本薬剤師会薬剤師が身につけておきたいフィジカルアセスメント研修に関する検討会(試行的研修会)
1月16日（木）於 東京・日薬
日薬としては、こういった試行的研修を参考に今後は全国に拡大していく意向であると報告された。
- イ. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種登録説明会
(西部) 1月26日（日）於 広島県薬剤師会館 参加者305名
(東部) 2月16日（日）於 学校法人福山大学宮地茂記念館 参加者153名

(谷川常務理事)

- ア. (株)ミロク情報サービス来会
2月13日
会計ソフト変更については、平成20年版への移行を4月の早い時期で進めていく方向であると報告された。
- イ. 平成25年度広島県合同輸血療法研修会（資料9）
2月15日（土）於 国保会館
講演1部で、藤井広大病院輸血部部長より輸血療法に関するアンケートの結果報告があり、第2部では、高田委員長より相談事業概要の説明があり、安佐市民病院、JA広島総合病院、それぞれの病院での対応について報告があった。第3部では、大戸福島県立医科大学医学部長・副学長輸血・移植免疫学教授の特別講演があったと報告された。
- ウ. 「会費規程」検討・打合会（資料10）
2月19日（水）
公益社団法人広島県薬剤師会定款第3章第6条の中で、正会員は、本会が承認した地域又は職域の薬剤師会の会員であって、日本薬剤師会の正会員である者とする。このことを残す為には、正会員Cも日薬の会員になるという条件になり、従来の県薬の会費規程には当てはまらなくなる為、定款変更の必要があるとされた。よって、公益社団法人広島県薬剤師会定款の会員区分について、従来の正会員C・Dを準会員と改め、会費については今までの正会員Dと同様の6,000円とすることとし、正式には定款の会員と会費規程については6月に予定されている総会において決定する。但し、会費については3月31日までを日薬の正会員として登録することとなっていけるため、次回、支部長会において提示し、正式には6月の総会で決定されるが、4月1日に遡って施行するという附則をつけると報告された。
- (豊見常務理事)
- ア. 大阪e-お薬手帳事業に関する説明会（資料11）
1月16（木）於 大阪府薬剤師会
今後、全国的に医療情報をどこかのサーバーで共有するしくみになれば、それが中心になっていくことになると思われるが、広島県では当面、現在のHMネットを活用することになると報告された。
- イ. 日本薬剤師会医薬分業対策委員会（資料12）
1月29日（水）於 東京・日薬
「薬と健康の週間」における全国統一事業について、全国でどのような事業を行ったか、また、その中から全国展開できそうなものを抜粋し取り組んでいくと報告された。
- ウ. 日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議（資料13）
2月2日（日）於 東京・日薬
JPALSインストラクターを全国で作っていく取り組みについての会議であった。
JPALSについて、スライドを使っての説明等スマートグループの活動を各県でも行っていく。レベル1、2の人については今年3月にWEBテストが実施されるが、それまでに実践記録の提出、来年の3月までに18本の提出をすることとなっており、次回の支部長会で各支部にもお願いすると報告された。

(中川常務理事)

ア. 健康ひろしま21推進協議会（資料14）

1月27日（月）於 県庁北館

渡邊広島県医師会常任理事が会長に就任された。健康寿命の延伸のための重点的取り組み状況、今後の方針について事務局から説明があり、その後、重点取組項目の中のたばこ対策と身体活動・運動を中心に協議をした。企業等への積極的な働きかけによる喫煙率の減少や、受動喫煙に関する厳格な対処の要求、県薬の取り組みのように新たな喫煙者を増やさない活動の重要性。また、身体活動・運動については、ウォーキングコースを作るだけでなく、住民が参加できるようなイベントを開催するなどの提案が出されたと報告された。

(二川常務理事)

ア. 平成25年度第4回公益社団法人化特別委員会

2月3日（月）

会員、会費規程等、代議員会総会で決定していく事項を優先していくといったことを報告された。

イ. 移行登記申請等に係る説明会

2月18日（火）於 広島県庁自治会館会議棟

順調にいけば、3月18日に認定がおりるとの説明があった。法務局への移行登記の書類の提出については、4月1日の申請の約2週間前から預かってもらうことができるということで、できるだけ早く諸手続きを完了したいと報告された。

(松村常務理事)

ア. ピンクリボンキャンペーン in 広島実行委員会（資料15）

1月28日（火）於 本通ドムス

2014年も乳がん検診50%早期達成をめざして、キャンペーンを展開していくといった目標の中で、県薬剤師会としても、がん検診推進薬剤師の要請もこめて、薬剤師の立場にたった協力をしていく。3月14日開催のピンクリボンde広響、ピンクリボンdeカップについては三次、呉でもキャンペーンが実施されるので、協力をお願いしたいと報告された。

イ. 認定基準薬局新規申請及び更新薬局、保険薬局指定申請薬局との共同研修会

2月2日（日）

認定基準薬局については、基準薬局の意義を伝え継続をお願いしたと報告された。（重森常務理事）
保険薬局指定申請薬局については、厚生局の立ち会いの内容も含め、最近の具体例をあげて説明をしたと報告された。

(吉田常務理事)

ア. 薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会（第2回）及び一般用医薬品担当者

全国会議

2月9日（日）於 慶應義塾大学薬学部

第1回目の一般用医薬品適正使用の複数の基本事項についてのフォローアップ研修であったと報告された。

イ. 「薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会」開催に係る打合会

2月13日（木）

(石原事務局長)

ア. エリアマネジメント推進調整会議（資料16）

1月30日（木）於 都市再生機構

広島市都市局と都市再生機構（UR）が主催となり、二葉の里の土地を購入した方々を対象に集めた会議であった。エリアマネジメントの背景、定義等の説明があり、二葉の里についての状況報告があったと説明された。

イ. 北方領土返還要求広島県民大会（資料17）

2月5日（水）於 広島県民文化センター

参加者は約300名ほどの大会であった。大会宣言が、満場一致で採択されたと報告された。

ウ. 平成25年度第2回広島県保険者協議会（資料18）

2月10日（月）於 国保会館

主に、来年度の事業計画案と予算案についての協議であったと報告された。

【指導】

ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

1月22日（水）於 広島合同庁舎 村上副会長

イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

1月23日（木）於 広島合同庁舎 二川常務理事

ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

1月28日（火）於 広島合同庁舎 中川常務理事

エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

1月30日（木）於 広島合同庁舎 青野常務理事

オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

2月5日（水）於 広島合同庁舎 有村常務理事

カ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

2月6日（木）於 広島合同庁舎 重森常務理事

2. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

（1）日本薬剤師会災害対策委員会（資料19）

1月20日（月）於 東京・日薬

（2）平成25年度第2回広島県在宅保健福祉活動者の会研修会

2月4日（火）於 福山市市民参画センター

（3）がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会

2月9日（日）於 広島国際会議場 薬剤師参加者125名

3. 審議事項

（1）第43回広島県薬剤師会通常代議員会について（資料20）（野村副会長）

3月21日（金）午前11時～

ア. 役割分担について

○司会者 吉田常務理事

○開会の辞 渡邊副会長

○閉会の辞 木平副会長

○議長 広島支部 河内一仁氏

○副議長 安佐支部 荒田吉丸氏

以上の役割でお願いすることとし、日薬総会報告については玉浦先生にお願いするとされた。また、各報告の担当については、検査センター事業報告について、大塚副会長が欠席される為、政岡常務理事にお願いすることとし、その他の担当については、昨年どおりとされた。

イ. 資料について

- ①二葉の里会館建設土地購入について（別冊）（前田会長）
- ②平成25年度会務及び事業執行状況報告、収支計算書について（別冊）（野村副会長）
- ③平成25年度広島県薬剤師会収支補正予算書（案）について（別冊）（谷川常務理事）
- ④平成25年度保険薬局部会収支補正予算書（案）について（別冊）（青野常務理事）
- ⑤公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会規程（案）について（別冊）（野村副会長）
- ⑥公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則（案）について（別冊）（野村副会長）
- ⑦平成26年度各事業計画（案）について（別冊）
- ⑧平成26年度各収支予算書（案）について（別冊）
議事次第については、平成26年度広島県薬剤師会収支予算書（案）を議案採決の後に、その他として説明することとされた。

以上の内容について、代議員会資料として掲載することとされた。

- （2）支部長・理事合同会議について（資料21）（野村副会長）
2月27日（木）午後6時30分～

平成26年度広島県薬剤師会各賞の依頼は、例年どおり支部長へ3月末に推薦を依頼し、4月中旬を提出期限とするとされた。

- （3）全体理事会について（資料22）（野村副会長）
2月27日（木）支部長・理事合同会議終了後
その他の、中国新聞広告の掲載については除くこととされた。

- （4）3月定例常務理事会開催日の変更について（野村副会長）
変更前：3月20日（木）午後6時～

↓
変更後：3月13日（木）午後6時～
以上のとおり、変更後の日時で開催することとされた。

- （5）第1回公益社団法人広島県薬剤師会定時総会開催日の変更について（野村副会長）
変更前：6月22日（日）●時●分～

↓
変更後：6月8日（日）13時00分～
【神戸薬科大学貸会場予約済み】
以上、変更された日時で開催することとされた。

- （6）新聞広告について（資料23）（青野常務理事）
中国新聞：3月12日（水）掲載

次回の支部長・理事合同会議において内容を承認してもらい、会誌3月号の最終の広報委員会で決定することとされた。

- （7）平成25年度圏域地対協研修会・交流会の参加について（回覧）（野村副会長）

日時：3月23日（日）午後1時～4時30分

場所：リーガロイヤルホテル広島

交流会：午後4時45分～リーガロイヤルホテル広島
4階クリスタル

- （8）中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会の参加について（資料24）（野村副会長）

日時：3月19日（水）午後1時30分～

場所：県庁・本館

申込締切：3月10日（月）

大塚副会長、中川常務理事、吉田常務理事、以上の3名が参加することとされた。

4. その他

- （1）次回常務理事会の開催について（野村副会長）

3月13日（木）午後6時～（議事要旨作製責任者【予定】吉田亜賀子常務理事）

- （2）広島県医療安全推進協議会委員の推薦について（野村副会長）

被推薦者渡邊英晶副会長（継続）

- （3）平成26年度「看護の日」広島県大会にかかる後援について（野村副会長）

日時：5月10日（土）午後1時15分～

場所：広島県民文化センター

【承諾済み】

- （4）安田女子大学卒後教育研修会共催依頼について（資料25）（野村副会長）

日時：3月1日（土）午後2時30分～

場所：安田女子大学

主催：安田女子大学薬学部

共催：広島県薬剤師会・広島県薬剤師研修協議会、広島県病院薬剤師会、日本薬剤師研修センター

【承諾済み】

- （5）ひろしま健康づくり県民運動推進会議講演会のチラシについて（資料26）（野村副会長）

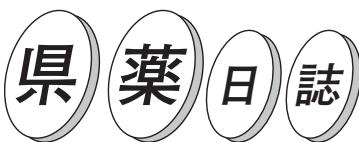
日時：3月25日（火）午後4時～

場所：広島県健康福祉センター

- （6）第25回広島プライマリ・ケア研究会プログラムについて（冊子）（木平副会長）

日時：3月6日（木）午後7時～

場所：広島医師会館



日付	行事内容
2月21日 金	日本薬剤師会第13回理事会（東京・日薬）
22日 土	第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会 第1回準備委員会（リーガロイヤルホテル広島）
22日・23日 土	日本薬剤師会第82回臨時総会（ホテルイースト21東京）
23日 日	・日本薬剤師会第14回理事会 ・広島県緩和ケア支援センター平成25年度市民公開講座（広島大学サタケメモリアルホール）
24日 月	医薬品医療機器総合機構来会
25日 火	予算打合会
26日 水	第65回中国地方社会保険医療協議会広島部会（中国四国厚生局）
27日 木	・支部長・理事合同会議 ・全体理事会
3月1日 土	第1回安田女子大学薬学部卒後教育研修会（安田女子大学）
2日 日	薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会
3日 月	平成25年度圏域地対協研修会 シンポジスト連絡会議（広島医師会館）
4日 火	広報委員会
6日 木	・日本薬剤師会平成26年度調剤報酬改定等説明会（東京・航空会館） ・平成25年度医療安全研修会（サテライトキャンパスひろしま（県民文化センター）） ・広島県健康福祉局医療政策課来会（地域医療再生計画推進委員会事前説明） ・日本薬剤師会医薬分業対策委員会ワーキンググループ（東京・日薬） ・第25回広島プライマリ・ケア研究会（広島医師会館）
7日 金	・平成25年度日本薬剤師会行政薬剤師部会講演会（大阪府薬剤師会館） ・平成25年度第5回広島県地域医療再生計画推進委員会（県庁・北館）

日付	行事内容
8日 土	・N P O 法人広島県介護支援専門員協会 ケアマネジメント広島大会・定時総会 (広島県健康福祉センター) ・中国・四国地区薬剤師会薬局実習 受入調整機関評議員会及び運営委員会 合同会議（サンピーチ・OKAYAMA）
9日 日	東広島薬剤師会創立30周年記念式典 (西条HAKUWAホテル)
10日 月	・広島大学薬学部、広島大学大学院医歯 薬保健学研究科、広島大学大学院医歯 薬学総合研究科 卒業・修了記念パー ティー（A N Aクラウンプラザホテル 広島） ・選挙管理委員会
11日 火	・日本薬剤師会第15回理事会（東京・日 薬） ・広島県健康福祉局介護保険課来会 ・緩和ケア支援センター平成25年度第2 回緩和ケア人材育成検討会（広島県緩 和ケア支援センター）
13日 木	常務理事会
14日 金	第785回社会保険診療報酬支払基金広島 支部幹事会（支払基金広島支部）
17日 月	・広島労働局来会 ・広島県医療審議会保健医療計画部会 (県庁・北館) ・平成25年度広島県禁煙支援ネットワー ク運営委員会（広島県環境保健協会）
18日 火	業務分担③担当理事打合会
19日 水	・中国地方災害時公衆衛生支援合同研修 会（県庁・本館） ・広島県医療審議会（県庁・北館）
20日 木	・日本薬剤師会医薬分業対策委員会 (日本薬剤師連盟) ・日本薬剤師会薬価基準検討委員会 (東京・日薬) ・日本薬剤師会平成25年度医薬分業指導 者協議会（厚生労働省講堂） ・日本薬剤師会学校薬剤師部会幹事会 (第2回)（東京・日薬） ・広島県健康福祉局薬務課長来会（次年 度事前説明）
21日 金	第43回広島県薬剤師会通常代議員会
22日 土	・集団指導（上野学園ホール） ・平成26年度調剤報酬改定等説明会（西 部）（上野学園ホール）

日付		行事内容
23日	日	<ul style="list-style-type: none"> ・集団指導（ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ） ・平成26年度調剤報酬改定等説明会（東部）（ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ） ・平成25年度圏域地対協研修会（リーガロイヤルホテル広島）
24日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）広島県地域保健医療推進機構来会 ・平成25年度広島県医療費適正化計画検討委員会（国保会館） ・平成25年度第2回広島県地域保健対策協議会定例理事会（広島医師会館）
25日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会（広島県健康福祉センター） ・ひろしま健康づくり県民運動推進会議健康推進イベント（講演会）（広島県健康福祉センター）
26日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会平成25年度地域・在宅医療等担当者全国会議（東京・日薬） ・平成25年度第3回広島県がん対策推進協議会（県庁北館2階） ・第3回広島県治験等活性化検討会（県庁本館6階）
27日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・第66回中国地方社会保険医療協議会広島部会（中国四国厚生局） ・薬事情報センター打合せ ・薬事情報センター面接
28日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・笠松広島県健康福祉局長ほか訪問（県庁） ・（公財）広島県地域保健医療推進機構評議員会（広島県健康福祉センター）
29日	土	<ul style="list-style-type: none"> ・呉支部平成26年調剤報酬改定説明会（呉阪急ホテル） ・平成25年度在宅医療推進拠点整備事業報告会（KKRホテル広島） ・第50回社団法人呉市薬剤師会通常総会（呉阪急ホテル）
29日・30日	土	日本薬剤師会学校環境衛生検査技術講習会（東邦大学）
30日	日	第157回全国禁煙アドバイザー育成講習会（尾道市民センターむかいしま）
31日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・広島大学薬剤部訪問（広島大学） ・辞令交付

日付		行事内容
4月2日	水	広報委員会
3日	木	東日本大震災における被災者の支援活動に対する厚生労働大臣感謝状贈呈式（県庁）
6日	日	広島国際大学入学宣誓式（広島国際大学）
7日	月	海嶋広島県健康福祉局薬務課長来会
8日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会第1回理事会（東京・日薬） ・正・副会長会議
9日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・広島鉄道病院新築工事安全祈願祭（広島市東区二葉の里） ・6年制薬局実務実習受け入れ説明会（呉市薬剤師会館）
10日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県副知事訪問（県庁） ・平成26年度第1回広島県地域包括ケア推進センター運営協議会（広島県健康福祉センター）
11日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会情報システム検討委員会（東京・日薬） ・第786回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部） ・6年制薬局実務実習受け入れ説明会
13日	日	安田女子大学薬学部実務実習成果報告会（安田女子大学）
16日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会D I委員会（東京・日薬） ・広島県副知事訪問（県庁）
17日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会薬価基準検討委員会（東京・日薬） ・常務理事会 ・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会（本通ドムス） ・6年制薬局実務実習受け入れ説明会（宮地茂記念館）
18日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診へ行こうよ推進会議（県庁・本館） ・平成26年度第1回新たな財政支援制度検討委員会（県庁・北館） ・広報委員会
19日	土	平成26年度「えとぴりか」巡回研修事業（北方領土返還要求運動広島県民会議）（宇品港 宇品外貿埠頭）

行事予定（平成26年5月～6月）

- 5月10日(土) 平成26年度「看護の日」広島県大会(広島県民文化センター)
 // (株)ジエイ・エム・エス感染・医療事故防止セミナー(広島国際大学)
- 5月12日(月) 日本薬剤師会平成26年度一般用医薬品担当者全国会議(東京・航空会館)
 // 全体理事会
- 5月13日(火) 広報委員会
- 5月14日(水) 日本薬剤師会議事運営委員会(東京・日薬)
 // 日本薬剤師会 都道府県会長協議会(会長会)
 // 故 小田利郎先生を偲ぶ会(東京・ホテルニューオータニ東京)
- 5月15日(木) 常務理事会
- 5月17日(土) 第58回広島県病院薬剤師会・総会(エソール広島)
- 5月24日(土) } 子育て応援団すこやか2014(広島グリーンアリーナ)
 5月25日(日) }
 // 安芸薬剤師会総会(サンピア・アキ)
 // 廿日市薬剤師会総会(ホテルグランヴィア広島)
 // ピンクリボンdeカーブ
- 6月1日(日) 認定実務実習指導薬剤師養成講習会(中国中央病院(福山市神辺町))
 // 平成26年度日本薬剤師会薬局実務実習担当者会議(日本薬剤師会)
- 6月7日(土) } 日薬代議員中国ブロック会議(岡山)
 6月8日(日) }
 // 認定実務実習指導薬剤師養成講習会
- 6月12日(木) } 日本薬剤師会平成26年度試験検査センター連絡協議会(岩手)
 6月13日(金) }
 // 第788回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 6月19日(木) 常務理事会
 // }
 6月20日(金) } 第19回日本緩和医療学会学術大会(神戸ポートピアホテル)
 6月21日(土) }

6月22日(日) 第43回広島県薬剤師会定時総会

6月28日(土) } 日本薬剤師会第83回定時総会(ホテルイースト21東京)
 6月29日(日) }



平成26年3月19日

社団法人広島県薬剤師会会长様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について及び「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」の一部改正について（通知）

このことについて、平成26年3月10日付け薬食発0310第1号及び薬食発0310第4号で厚生労働省医薬食品局長から別紙（写）のとおり通知がありました。

については、貴会会員へ周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222(ダイヤルイン)
 FAX 082-211-3006
 E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
 (担当者 源内)

詳しくは、次の厚生労働省ホームページ掲載文書を御確認ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/pdf/140314-1.pdf>

平成26年3月25日

社団法人広島県薬剤師会会长様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

薬局医薬品の取扱いについて及び薬事法第36条の5第2項の「正当な理由」等について（通知）

このことについて、平成26年3月18日付け薬食発0318第4号及び薬食発0318第6号で厚生労働省医薬食品局長から別紙（写）のとおり通知がありました。

については、貴会会員へ周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222(ダイヤルイン)
 FAX 082-211-3006
 E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
 (担当者 源内)

別紙

薬食発0318第6号
 平成26年3月18日

各

都道府県知事	殿
保健所設置市長	
特別区長	

厚生労働省医薬食品局長
 (公印省略)

薬事法第36条の5第2項の「正当な理由」等について

「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成25年法律第103号。以下「改正法」という。）については、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成26年政令第24号）により、医薬品の販売業等に関する規制の見直しについては、平成26年6月12日から施行することとされました。

また、「薬事法施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第25号）及び「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）がそれぞれ平成26年2月5日及び平成26年2月10日に公布され、改正法の施行の日から施行することとされました。

改正法による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「新法」という。）第36条の5第2項においては、要指導医薬品について、要指導医薬品を使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、販売・授与してはならない旨の規定が新設され、この「正当な理由」の認められる場合については、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成26年3月10日付け薬食発0310第1号厚生労働省医薬食品局長通知）第2の6の（1）において、追ってその内容を通知することとしていたところです。

今般、改正法等の施行に伴い、この「正当な理由」が認められる場合の取扱いを含め、要指導医薬品の取扱いについて、下記のとおり定め、改正法等の施行の日（平成26年6月12日）から適用することとしましたので、御了知の上、貴管内関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

記

1. 使用者本人への販売

(1) 原則

要指導医薬品については、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者（以下「薬剤師等」という。）が業務の用に供する目的で当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売（授与を含む。以下同じ。）する場合を除き、新法第36条の5第2項の規定に基づき、要指導医薬品を使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。

(2) 正当な理由について

新法第36条の5第2項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、要指導医薬品を使用しようとする者以外の者に対して販売を行っても差し支えない。

- ① 大規模災害時等において、本人が薬局又は店舗を訪れることができない場合であって、医師等の受診が困難、かつ、代替する医薬品が供給されない場合
- ② 医学、歯学、薬学、看護学等の教育・研究のために、教育・研究機関に対し、当該機関の行う教育・研究に必要な要指導医薬品を販売する場合
- ③ 新法その他の法令に基づく試験検査のために、試験検査機関に対し、当該試験検査に必要な要指導医薬品を販売する場合
- ④ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の原材料とするために、これらの製造業者に対し、必要な要指導医薬品を販売する場合
- ⑤ 動物に使用するために、獣医療を受ける動物の飼育者に対し、獣医師が交付した指示書に基づき要指導医薬品を販売する場合
- ⑥ その他①から⑤に準じる場合

2. 留意事項

(1) 販売数量の限定

要指導医薬品を使用しようとする者以外の者に販売する場合には、その適正な使用のため、改正省令による改正後の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「新施行規則」という。）第158条の11の規定により、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該要指導医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者からの当該要指導医薬品の購入又は譲受けの状況を確認した上で、適正な使用のために必要と認められる数量（原則として一人包装単位（一箱、一瓶等））に限って販売しなければならない。

(2) 販売記録の作成

要指導医薬品を販売した場合は、新施行規則第14

条第2項又は第146条第2項の規定により、品名、数量、販売の日時等を書面に記載し、2年間保存しなければならない。

また、新施行規則第14条第5項又は新施行規則第146条第5項の規定により、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

以上

薬食発0318第4号
平成26年3月18日

各（都道府県知事
保健所設置市長
特別区長）殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬局医薬品の取扱いについて

「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成25年法律第103号。以下「改正法」という。）については、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成26年政令第24号）により、医薬品の販売業等に関する規制の見直しについては、平成26年6月12日から施行することとされました。

また、「薬事法施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第25号。以下「改正政令」という。）及び「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）がそれぞれ平成26年2月5日及び平成26年2月10日に公布され、改正法の施行の日から施行することとされました。

改正法による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「新法」という。）第36条の3第2項においては、薬局医薬品について、薬局医薬品を使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、販売・授与してはならない旨の規定が新設され、この「正当な理由」の認められる場合については、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成26年3月10日付け薬食発0310第1号厚生労働省医薬食品局長通知）第2の5の（1）において、追ってその内容を通知することとしていたところです。

今般、改正法等の施行に伴い、この「正当な理由」が認められる場合の取扱いを含め、薬局医薬品の取扱いについて下記のとおり定め、改正法等の施行の日（平成26年6月12日）から適用することとしましたので、御了知の上、貴管内関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

なお、「処方せん医薬品等の取扱いについて」（平成17年3月30日付け薬食発第0330016号）は、同日をもって

廃止いたします。

記

第1 処方箋に基づく販売

1. 処方箋医薬品について

(1) 原則

薬局医薬品のうち、処方箋医薬品については、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者（以下「薬剤師等」という。）が業務の用に供する目的で当該処方箋医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売（授与を含む。以下同じ。）する場合を除き、新法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。

なお、正当な理由なく、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して処方箋医薬品を販売した場合については、罰則が設けられている。

(2) 正当な理由について

新法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方箋なしに販売を行っても差し支えない。

- ① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合に、患者（現に患者の看護に当たっている者を含む。）に対し、必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ② 地方自治体の実施する医薬品の備蓄のために、地方自治体に対し、備蓄に係る処方箋医薬品を販売する場合
- ③ 市町村が実施する予防接種のために、市町村に対し、予防接種に係る処方箋医薬品を販売する場合
- ④ 助産師が行う臨時応急の手当等のために、助産所の開設者に対し、臨時応急の手当等に必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ⑤ 救急救命士が行う救急救命処置のために、救命救急士が配置されている消防署等の設置者に対し、救急救命処置に必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ⑥ 船員法施行規則第53条第1項の規定に基づき、船舶に医薬品を備え付けるために、船長の発給する証明書をもって、同項に規定する処方箋医薬品を船舶所有者に販売する場合
- ⑦ 医学、歯学、薬学、看護学等の教育・研究のために、教育・研究機関に対し、当該機関の行う教育・研究に必要な処方箋医薬品を販売する場合

⑧ 在外公館の職員等の治療のために、在外公館の医師等の診断に基づき、当該職員等（現に職員等の看護に当たっている者を含む。）に対し、必要な処方箋医薬品を販売する場合

⑨ 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第12条第1項に規定する業として行う臓器のあっせんのために、同項の許可を受けた者に対し、業として行う臓器のあっせんに必要な処方箋医薬品を販売する場合

⑩ 新法その他の法令に基づく試験検査のために、試験検査機関に対し、当該試験検査に必要な処方箋医薬品を販売する場合

⑪ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の原材料とするために、これらの製造業者に対し、必要な処方箋医薬品を販売する場合

⑫ 動物に使用するために、獣医療を受ける動物の飼育者に対し、獣医師が交付した指示書に基づき処方箋医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）を販売する場合

⑬ その他①から⑫に準じる場合

なお、①の場合にあっては、可能な限り医師等による薬局等への販売指示に基づき、④、⑤及び⑧の場合にあっては、医師等による書面での薬局等への販売指示をあらかじめ受けておくなどする必要がある。このうち、④及び⑤については、販売ごとの指示は必要ではなく、包括的な指示で差し支えない（第2の2.において同じ。）。

また、⑥に規定する船長の発給する証明書については、昭和41年5月13日付け薬発296号「船員法施行規則の一部改正及びこれに伴う船舶備付け要指示医薬品の取扱いについて」の別紙様式に準じて取り扱われたい（第2の2.において同じ。）。

2. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品について

薬局医薬品のうち、処方箋医薬品以外の医療用医薬品（薬局製造販売医薬品以外の薬局医薬品をいう。以下同じ。）についても、処方箋医薬品と同様に、医療用医薬品として医師、薬剤師等によって使用されることを目的として供給されるものである。

このため、処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても、効能・効果、用法・用量、使用上の注意等が医師、薬剤師などの専門家が判断・理解できる記載となっているなど医療において用いられることを前提としており、1.（2）に掲げる場合を除き、薬局においては、処方箋に基づく薬剤の交付が原則である。

なお、1.（2）に掲げる場合以外の場合であって、一般用医薬品の販売による対応を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合な

どにおいては、必要な受診勧奨を行った上で、第3の事項を遵守するほか、販売された処方箋医薬品以外の医療用医薬品と医療機関において処方された薬剤等との相互作用・重複投薬を防止するため、患者の薬歴管理を実施するよう努めなければならない。

第2 使用者本人への販売

1. 原則

薬局医薬品については、薬剤師等が業務の用に供する目的で当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売する場合を除き、新法第36条の3第2項の規定に基づき、薬局医薬品を使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。

なお、薬局製造販売医薬品については、改正政令による改正後の薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第74条の2第2項の規定により、新法第36条の3第2項は適用されない。

2. 正当な理由について

新法第36条の3第2項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、薬局医薬品を使用しようとする者以外の者に対して販売を行っても差し支えない。

- (1) 大規模災害時等において、本人が薬局又は店舗を訪れることができない場合であって、医師等の受診が困難又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合に、現に患者の看護に当たっている者に対し、必要な薬局医薬品を販売する場合
- (2) 地方自治体の実施する医薬品の備蓄のために、地方自治体に対し、備蓄に係る薬局医薬品を販売する場合
- (3) 市町村が実施する予防接種のために、市町村に対し、予防接種に係る薬局医薬品を販売する場合
- (4) 助産師が行う臨時応急の手当等のために、助産所の開設者に対し、臨時応急の手当等に必要な薬局医薬品を販売する場合
- (5) 救急救命士が行う救急救命処置のために、救命救急士が配置されている消防署等の設置者に対し、救急救命処置に必要な薬局医薬品を販売する場合
- (6) 船員法施行規則第53条第1項の規定に基づき、船舶に医薬品を備え付けるために、船長の発給する証明書をもって、同項に規定する薬局医薬品を船舶所有者に販売する場合
- (7) 医学、歯学、薬学、看護学等の教育・研究のために、教育・研究機関に対し、当該機関の行う教育・研究に必要な薬局医薬品を販売する場合
- (8) 在外公館の職員等の治療のために、在外公館の医師等の診断に基づき、現に職員等の看護に当たっている者に対し、必要な薬局医薬品を販売する場合
- (9) 臓器の移植に関する法律第12条第1項に規定す

る業として行う臓器のあっせんのために、同項の許可を受けた者に対し、業として行う臓器のあっせんに必要な薬局医薬品を販売する場合

- (10) 新法その他の法令に基づく試験検査のために、試験検査機関に対し、当該試験検査に必要な薬局医薬品を販売する場合
- (11) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の原材料とするために、これらの製造業者に対し、必要な薬局医薬品を販売する場合
- (12) 動物に使用するために、獣医療を受ける動物の飼育者に対し、獣医師が交付した指示書に基づき薬局医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）を販売する場合
- (13) その他 (1) から (12) に準じる場合

第3 留意事項

1. 販売数量の限定

医療用医薬品を処方箋の交付を受けている者以外の者に販売する場合には、その適正な使用のため、改正省令による改正後の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「新施行規則」という。）第158条の7の規定により、当該医療用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医療用医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者からの当該医療用医薬品の購入又は譲受けの状況を確認した上で、販売を行わざるを得ない必要最小限の数量に限って販売しなければならない。

2. 販売記録の作成

薬局医薬品を販売した場合は、新施行規則第14条第2項の規定により、品名、数量、販売の日時等を書面に記載し、2年間保存しなければならない。

また、同条第5項の規定により、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

3. 調剤室での保管・分割

医療用医薬品については、薬局においては、原則として、医師等の処方箋に基づく調剤に用いられるものであり、通常、処方箋に基づく調剤に用いられるものとして、調剤室又は備蓄倉庫において保管しなければならない。

また、処方箋の交付を受けている者以外の者への販売に当たっては、薬剤師自らにより、調剤室において必要最小限の数量を分割した上で、販売しなければならない。

4. その他

(1) 広告の禁止

患者のみの判断に基づく選択がないよう、引き続

き、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を含めた全ての医療用医薬品について、一般人を対象とする広告は行ってはならない。

(2) 服薬指導の実施

処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても、消費者が与えられた情報に基づき最終的にその使用を判断する一般用医薬品とは異なり、処方箋医薬品と同様に医療において用いられることが前提としたものであるので、販売に当たっては、これを十分に考慮した服薬指導を行わなければならない。

(3) 添付文書の添付等

医療用医薬品を処方箋に基づかずに3.により分割して販売を行う場合は、分割販売に当たることから、販売に当たっては、外箱の写しなど新法第50条に規定する事項を記載した文書及び同法第52条に規定する添付文書又はその写しの添付を行うなどしなければならない。

以上

平成26年3月31日

社団法人広島県薬剤師会会长様

広島県健康福祉局長
 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)
 医 藥 課
 薬 務 課

薬剤の使用方法に関する実技指導の取扱いについて（通知）

のことについて、平成26年3月19日付け医政医発0319第2号及び薬食総発0319第2号で厚生労働省医政局医事課長及び医薬食品局総務課長から別紙（写）のとおり通知がありました。

については、貴会会員へ周知をお願いします。

担当 医務グループ
 (担当者 八田)
 電話 082-513-3056
 担当 薬事グループ
 (担当者 源内)
 電話 082-513-3222

別紙

医政医発0319第2号
 薬食総発0319第2号
 平成26年3月19日

各（都道府県）保健所設置市
 特別区）衛生主管部（局）長 殿
 厚生労働省医政局医事課長
 (公印省略)

厚生労働省医薬食品局総務課長
 (公印省略)

薬剤の使用方法に関する実技指導の取扱いについて

医師以外の医療スタッフが実施することができる業務の内容については、「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（医政発0430第1号平成22年4月30日医政局長通知）において整理されており、同通知では、薬剤師を積極的に活用することが可能な業務として、薬物療法を受けている患者（在宅の患者を含む。）に対し、薬学的管理（患者の副作用の状況の把握、服薬指導等）を行うこと等をその具体例として示しているところです。

今般、在宅等での薬剤師の業務の現状等を踏まえ、服薬指導の一環として行う薬剤の使用方法に関する実技指導のうち、関係法令に照らし、薬剤師が実施できるものを下記のとおり整理しましたので、貴職におかれでは、その内容について御了知の上、貴管下関係者への周知をよろしくお願ひいたします。

なお、下記の実技指導に際し、薬剤師が患部に異常等を発見したときは、医師又は歯科医師へ速やかに連絡するよう、あわせて貴管下関係者への周知をお願いいたします。

記

薬剤師が、調剤された外用剤の貼付、塗布又は噴射に関し、医学的な判断や技術を伴わない範囲内での実技指導を行うこと。

平成26年4月7日
 公益社団法人広島県薬剤師会会长様

広島県健康福祉局長
 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)
 薬務課

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

のことについて、平成26年3月31日付け薬食発第0331第3号で厚生労働省医薬食品局長から別紙（写）のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員へ周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
 (担当者 細川)

別紙

薬食発0331第3号

平成26年3月31日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

**薬剤師法施行規則の一部を
改正する省令の施行について**

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第48号。以下「改正省令」という。）については、本日公布されましたが、その改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

第1 改正の趣旨

薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下「法」という。）第22条の規定及びこれに基づく薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号。以下「規則」という。）の規定において、薬剤師は、災害の場合など厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、原則として、薬局以外の場所で販売・授与の目的で調剤してはならないこととされている。

また、その例外として、薬剤師は、医療を受ける者（以下「患者」という。）の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方箋に基づき調剤する場合には、処方箋中に疑わしい点があるかどうかを確認し、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師又は歯科医師（以下「処方医」という。）に問い合わせて、その疑わしい点を確かめること（以下「疑義照会」という。）ができることとされている。今般、現在の在宅での薬剤師の業務の実情を踏まえ、薬剤師が居宅等で行うことができる調剤の業務として、患者に処方された薬剤に飲み残しがある場合等に、処方医に疑義照会した上で、患者の居宅等で調剤量を減らすことができるることを追加する等のため、規則を改正する。

第2 改正の内容

1 患者の居宅等において薬剤師が行うことのできる調剤の業務

(1) 薬剤師が、患者の居宅等において処方医が交付した処方箋に基づき、当該居宅等において薬剤師が行うことができる調剤の業務について、処方医への疑義照会に加え、以下の業務を行えることとした（改正省令による改正後の規則（以下「新規則」

という。）第13条の2関係）。

・ 薬剤師が、処方医の同意を得て、当該処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務（調剤された薬剤の全部若しくは一部が不潔になり、若しくは変質若しくは変敗するおそれ、調剤された薬剤に異物が混入し、若しくは付着するおそれ又は調剤された薬剤が病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されるおそれがない場合に限る。）

(2) また、患者が負傷等により寝たきりの状態にあり、又は歩行が困難である場合、患者又は現にその看護に当たっている者が運搬することが困難な物が処方された場合その他これらに準ずる場合についても、薬剤師が、その者の居宅等を訪問して、同様の業務を行えることとした（新規則第13条の3第2号関係）。

(3) 薬剤師は、(1) 及び (2) の業務に当たっては、患者の居宅等に飲み残された薬剤等が引き続き適正に使用できるものであることを確認した上で、実施する必要がある。

(4) 薬剤師が患者の居宅等において、以下に掲げる業務を行うことは、従前のとおり、差し支えない。

① 処方箋を受領すること

② 処方箋が偽造でないこと又はファクシミリ等で電送された処方内容に基づいて薬剤の調製等を行った際に処方箋がファクシミリ等で電送されたものと同一であることを確認すること

③ 薬剤を交付すること

(5) 調剤の業務のうち、薬剤の計量、粉碎、混合等の調製行為は、従前のとおり、薬局において行う必要がある。

2 調剤の場所の特例に関する特別の事情（新規則第13条の3関係）

(1) これまで、法第22条ただし書きの厚生労働省令で定める特別の事情として、「災害により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」を規定していたが、これを「災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」に改めた。

(2) ここでいう「特殊の事由」とは、患者の状態が居宅等で急変した場合など特に緊急の場合であって、その者を救命するためには、当該居宅等において新規則第13条の2に基づき、薬剤師が患者の居宅等で行うことができる調剤の業務以外の調剤の業務を行う以外に手段がないと処方医及び薬剤師が判断した場合である。

3 施行期日

改正省令は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年4月17日

一般社団法人広島県医師会会长 様
 社団法人広島県病院協会会长 様
 公益社団法人広島県薬剤師会会长 様
 広島県病院薬剤師会会长 様
 一般社団法人広島県医療法人協会会长 様
 広島県保険医協会会长 様
 一般社団法人広島県歯科医師会会长 様
 広島県医薬品卸協同組合理事長 様

広島県健康福祉局長
 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)
 薬務課

医薬品の交付に当たっての確認の徹底について(通知)

このことについて、平成26年4月16日付け薬食総発0416第5号により厚生労働省医薬食品局総務課長及び薬食監麻発0416第7号により同省同局監視指導・麻薬対策課長から別紙(写)のとおり通知がありました。

については、貴会(組合)会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222(ダイヤル)
 (担当者 児玉)

別紙

薬食総発0416第5号
 薬食監麻発0416第7号
 平成26年4月16日
 各(都道府県
 保健所設置市
 特別区)衛生主管部(局)薬務主管課長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長
 厚生労働省監視指導・麻薬対策課長
 (公印省略)

医薬品の交付に当たっての 確認の徹底について

今般、別添参考のとおり、埼玉県内の薬局及び千葉県内の医療機関で、針状の異物が混入したボルタレンサポが発見されました。本件については、現在、警察が捜査中ですが、医薬品の交付に当たっては、医薬品の状態を十分に観察し、異常が無いことの確認を徹底されるよう、貴管下の医療機関及び薬局への注意喚起をお願いいたします。

別添参考



MEDIA RELEASE • COMMUNIQUE AUX MEDIA • MEDIENMITTEILUNG

報道関係各位

ノバルティス ファーマ株式会社
 広報統括部
 〒106-8618
 東京都港区西麻布 4-17-30

TEL: 03-3797-8027
 FAX: 03-3797-4367
<http://www.novartis.co.jp>

2014年4月14日

ノバルティス ファーマ株式会社

医療用医薬品「ボルタレン®サポ®」(坐薬)に 針状金属の混入のお知らせとご注意のお願い

ノバルティス ファーマ株式会社(代表取締役社長:ダーク・コッシャ)が製造販売する医療機関で処方される医療用医薬品である、鎮痛・解熱・抗炎症薬「ボルタレン®サポ®50mg」(坐薬)に針状の金属が刺さっているものが見つかりました。現在までの調査では、人為的なものである可能性が高いため、弊社は、4月12日、埼玉県内の警察署に届け出ました。現在、警察署は捜査を行っています。本件については関係機関にも報告し、患者様の安全確保のために緊密に連携を図っています。

現在のところ、判明した事実は以下の通りです。

4月9日、埼玉県内の保険薬局に、一人の患者様がボルタレンサポのアルミシートの外部から針状の金属が刺されたと思われるボルタレンサポの坐剤などを異常品として持ち込まれました。

患者様は使用前に異常に気付き保険薬局に持ち込んだため、健康被害は発生しておりません。



正品のアルミシート



正品の坐剤

これらの現品を回収し、現品および、弊社の100%子会社である日本チバガイギー株式会社篠山工場（兵庫県篠山市）での製造工程などについて精査したところ、以下の理由から通常の製造工程における混入の可能性は極めて低いと判断しています。

- 本製品の原料は溶解後にフィルターを通し、さらに細い充填部を通して成形したアルミコンテナに充填するため、原料および充填工程でこのような針状の金属が混入する可能性は考えられない。
- 包装材料からの混入については、坐薬を包むアルミシートは成形型で強い圧力をかけられるため、針状の金属は変形してしまうと考えられるが現品にその痕跡は認められない。
- 針状の金属が刺さった坐薬を包むアルミシートには、いずれも穴が開いており、包装後に混入されたと思われること。
- 工程で使用する機器には今回発見されたような針状のパーツは使用しておらず、また、工具類についても同様に針状のものは使用していない。
- 本ロット製造前にメンテナンスや工事等は行っておらず、これらが要因となった可能性はない。
- 製造前には作業員がラインをチェックし、記録を残す手順となっているが、同ロット製造前に何ら異常は記録されていない。

以上のことから、今回の事案は人為的なものと考えられると判断し、警察へ届け出ました。

皆様にご心配をおかけしたことをお詫び申し上げるとともに、患者様の安全確保に努め、安定的に本医薬品を提供していくため尽力いたします。なお、異常品は目視による異常の確認が可能であり、現在までに同様の報告がなく限定的な現象です。現時点では、製品の回収措置をとる予定はありません。

ノバルティス ファーマは、関係省庁にすでに報告するとともに、当局および警察の捜査にも全面的に協力して参ります。また、患者様の安全を第一に考え、できるだけ速やかに医療機関にも情報伝達を行います。

本剤をご処方された患者様、また医療関係者の皆様におかれましては、ご面倒をおかけいたしますが、使用前および処方時に、針状の金属の混入やアルミ包装に穴が開いていないかなどのご確認をお願いいたします。何らかの異常が認められた場合は、ご使用になられず、大変お手数ではございますが、以下の弊社お客様相談窓口までご連絡をお願いいたします。

本剤をご処方された患者様：

お客様相談窓口（ノバルティスダイレクト）： 0120-003-293
(受付時間：月～金 9:00～17:30 (祝祭日及び当社休日を除く)

医療関係者の皆様：

弊社医薬情報担当者（MR）または
お客様相談窓口（ノバルティスダイレクト）： 0120-003-293
(受付時間：月～金 9:00～17:30 (祝祭日及び当社休日を除く)

患者様ならびに医療従事者の皆様には多大なご心配をおかけしますことを、心より深くお詫びいたします。

以上

ノバルティス ファーマ株式会社について

ノバルティス ファーマ株式会社は、スイス・バーゼル市に本拠を置くヘルスケアにおける世界的リーダー、ノバルティスの医薬品部門の日本法人です。ノバルティス グループ全体の2013年の売上高は579億米ドル、研究開発費は99億米ドル（減損・償却費用を除くと96億米ドル）でした。ノバルティスは、約136,000人の社員を擁しており、世界140カ国以上で製品が販売されています。詳細はインターネットをご覧下さい。

<http://www.novartis.co.jp/>

◇お問い合わせ先

ノバルティス ファーマ株式会社 広報統括部 喜多英人
TEL 03-3797-8027 FAX 03-3797-4367
E-mail japan.novartiscommunications@novartis.com

本リリースは、厚生労働記者会、重工業研究会、厚生日比谷クラブ、本町記者会に配布しております。



ノバルティス ファーマ株式会社
〒106-8618
東京都港区西麻布 4-17-30
<http://www.novartis.co.jp>

MEDIA RELEASE • COMMUNIQUE AUX MEDIA • MEDIENMITTEILUNG

2014年4月16日

報道関係各位

ノバルティス ファーマ株式会社

医療用医薬品「ボルタレン®サポ®」（坐薬） 2件目の針状金属の混入のお知らせとご注意のお願い

ノバルティス ファーマ株式会社（代表取締役社長：ダーク・コッシャ）が製造販売する医療機関で処方される医療用医薬品である、鎮痛・解熱・抗炎症薬「ボルタレン®サポ®50mg」について、針状の金属が刺さっている製品が千葉県内の警察に届けられたという報告がありました。

弊社は、4月14日付で、針状の金属が刺さったボルタレンサポが埼玉県内の薬局に届けられたとお知らせしていますが、今回の事例も人為的な可能性が高く、製造工程での混入の可能性は極めて低いものと考えております。

2件目に関して、現在のところ、判明した事実は以下の通りです。

4月15日、千葉県内の患者様が警察に通報し、警察が現品を入手しました。現在、警察が事実関係の詳細を調査中です。

今回も患者様は使用前に異常に気付き、健康被害は発生していないことです。

なお、4月14日付でお知らせしました埼玉県内で発見された製品とは製造番号が異なり、医療機関に納入した特約店も異なっております。

埼玉県での事例に引き続き、皆様にご心配をおかけしますことをお詫び申し上げるとともに、患者様の安全確保に努め、より安定的に本医薬品を提供していくことに尽力します。なお、今回も製造工程での混入の可能性は極めて低いこと、また、目視による異常の確認が可能であることから、現時点では、製品の回収措置を取る予定はありません。

ノバルティス ファーマは、関係省庁にすでに報告し、当局および警察の捜査にも全面的に協力して参ります。

改めてのお願いとなります、本剤をご処方された患者様および医療関係者の皆様におかれましては、ご面倒をおかけいたしますが、使用前および調剤時に、針状の金属の混入やアルミシートに穴が開いていないかなどのご確認をお願いいたします。何らかの異常が認められた場合は、ご使用になられず、大変お手数ではございますが、以下の弊社お客様相談窓口までご連絡をお願いいたします。

本剤をご処方された患者様：

お客様相談窓口（ノバルティスダイレクト）： 0120-003-293
(受付時間：月～金 9:00～17:30 (祝祭日及び当社休日を除く)

医療関係者の皆様：

弊社医薬情報担当者（MR）または
お客様相談窓口（ノバルティスダイレクト）： 0120-003-293
(受付時間：月～金 9:00～17:30 (祝祭日及び当社休日を除く)

患者様ならびに医療従事者の皆様には多大なご心配をおかけしますことを、心より深くお詫びいたします。



正品のアルミシート



正品の坐剤

以上

ボルタレンサポについて

非ステロイド性の鎮痛・解熱・抗炎症剤の坐薬で処方箋が必要な医療用医薬品です。

12.5 mg、25mg、50 mgの剤形があります。

適応症は以下の通りです。

- 下記疾患ならびに症状の鎮痛・消炎
関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、後陣痛
- 手術後の鎮痛・消炎
○他の解熱剤では効果が期待できないか、あるいは、他の解熱剤の投与が不可能な場合の急性上気道炎（急性気管支炎を伴う急性上気道炎を含む）の緊急解熱
本剤は肛門内に直接挿入して使用します。肛門内に挿入後、全身に吸収され、炎症や痛み、発熱の原因とされるプロスタグランジンという生体内物質の産生を減らすことにより、筋肉や関節などの腫れや痛みを軽減し、発熱がある場合は熱を下げます。

ノバルティス ファーマ株式会社について

ノバルティス ファーマ株式会社は、スイス・バーゼル市に本拠を置くヘルスケアにおける世界的リーダー、ノバルティスの医薬品部門の日本法人です。ノバルティス グループ全体の2013年の売上高は579億米ドル、研究開発費は99億米ドル（減損・償却費用を除くと96億米ドル）でした。ノバルティスは、約136,000人の社員を擁しており、世界140カ国以上で製品が販売されています。詳細はインターネットをご覧下さい。

<http://www.novartis.co.jp/>

支部だより

行政支部



＜行政支部＞

平成25年度 広島県行政薬剤師会総会及び研修会



広島県健康福祉局薬務課 源内 智子

行政支部は広島県内の地方公共団体に勤務する薬剤師で組織しています。会員はそれぞれ薬事、食品衛生、環境、病院業務など業務は多岐にわたり、また、人事異動でそれぞれの会員が様々な業務を経験する可能性があります。毎年、行政薬剤師会では研修会を実施し、様々なテーマについて学習しています。

今年度の総会及び研修会を2月22日に広島ガーデンパレスで開催しました。

今回は、薬剤師であり、ケアマネマイスター広島としてご活躍の井口台介護ステーション岸川映子先生に「介護ってどうなっているの？～ケアマネと薬剤師の立場から～」と題し、特別講演をしていただきました。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、医療機関や介護資源の不足などが危惧される中、住み慣れた在宅で療養できる態勢を整える地域包括ケアシステムの構築へ、国をあげて施策を進めている状況です。しかし、介護業務の実状について薬剤師目線でのお話を聞く機会は少なく、今回のご講演はとても有意義なものとなりました。

講演では、介護保険制度をはじめとして、薬剤師が介護にどのようにかかわっていくことができるのかを事例を交えながらご講演いただきました。

はじめに、介護保険と医療保険は実際にどう違うのか、薬剤師が行う業務はどういった扱いなのか、わかりやすくご説明いただきました。

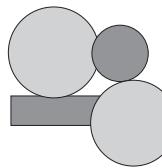
私の周りにも介護が必要な方がたくさんいらっしゃいますが、先生のお話を聞いていると「近所のあのおばあちゃんには、こんなサービスがあっているかも」「初めてここに行けばいいんだ」など日常の生活や、業務の中で断片的に得ていた情報と徐々につなげることができ、より一層介護が身近なものに感じられ、また、今後の生活や業務に生かせるヒントが得られました。

実際にケアマネジャーと薬剤師として携わられた事例をご紹介いただき、ご本人やご家族とのかかわりの中で徐々に信頼を築かれ、より希望に沿ったケアを検討されている先生の、優しくて粘り強い人柄にも触れることができ

できました。

ご講演いただいた内容は、今後会員がそれぞれの立場で業務や生活の中で生かせる場面が多々あると思います。これをきっかけに、介護の在り方について学んでいきたいと思いました。

諸団体だより



広島県青年薬剤師会



理事 二井本 恭子

3月16日、広島県薬剤師会館にエーザイ株式会社保険薬局政策部久田邦博先生をお招きして、「患者になって気がついた～今、薬剤師に求められるコミュニケーションスキル～」と題した定例勉強会を行いました。

薬剤師として日々の業務にあたるなか、薬や病気を通して患者さんを知ることができても、果たして心の部分や患者さんの背景を見ることができているのかと疑問に感じることがありました。今回、講師をして頂いた久田邦博先生は薬剤師であり、製薬会社の研修担当でもあり、さらにご自身ががんサバイバーで、現在も治療を続けられています。この勉強会に参加する事で、自分が今まで感じる事ができなかった患者さんの「本音」の部分に迫れるのではないか、疾患はもとより患者さんの背景について感じができるのではないか、そういう思いで今回の勉強会に参加しました。



勉強会は体験型で特に五感を使った内容が多く、今まで受けたことのない新鮮な内容ばかりでした。聴覚を使い、目を閉じて耳元で聞こえる二つの音の違いを聞き分けたり、触覚を使い、指先を触れられた感触の違いを感じ取ったり、また視覚を使って、目を閉じる前と後の対象者の姿の違いを探すなど、普段意識していない感覚を目覚めさせるような内容でした。私も実際に体験し、意識を集中させることで僅かな変化に気づく事ができ、自分が苦手とする五感に気づくこともできたと思います。日々の業務の中で「集中して意識する」ことで、

些細な変化への気づきが生まれ、患者さんの心の部分に少しでも寄り添う一歩になるのではないかと感じました。



また、言葉から想像されるイメージの多様性が予想以上であること、大きな発見でした。「海を想像して下さい」という久田先生の問いかけに対し、一人ひとりがイメージした情景が様々であることを目の当たりにし、改めて自分と他人との感覚の違いに気付かされました。患者さんと接する際、薬の知識の押し付けになつていなかろうか、患者さんと薬剤師の間に理解の差異はないだろうか。日々患者さんと接する中で相手の立場や考えに寄り添い、自分自身の勝手な価値観を押し付けていないかを考えるきっかけとなりました。

その他、目の動きで心理を読み取る方法や、ジェスチャーだけで相手にキーワードを伝えたり、自己の感情管理の必要性を学んだり、多くの研修を受けさせていただきました。



日々の業務や新しい知識の習得に追わがちですが、医療者として患者さんが本当に求めていることに気づけるよう、また、患者さんだけではなく多職種からの求めにも気づけるよう、日々感性を磨き、トレーニングをしていく必要があると感じています。

研修の最後に久田先生より「ありがとうが自然に言えるようになってください。ありがとうと自然に言えるようになることは、人を笑顔にできることなんですよ」とお話をありました。薬剤師としてだけでなく、社会人としても一度初心に立ち返り、日々の業務にあたろうと思います。

新年度に入ても広島県青年薬剤師会では、医療材料や耳鼻科領域など、様々なジャンルの研修会を予定しています。詳細が決まり次第、FAXやホームページ、Facebook等でご案内いたします。これからも一緒に楽しく学んでいきましょう！

広島県女性薬剤師会



会長 松村 智子

2月22日（土）19時からエソールで第23回女性薬剤師会研修会を開催しました。「経口抗がん剤を中心とした副作用マネジメント」という演題で中外製薬の古株靖久先生にお話ししていただきました。薬の副作用はそのものが持っている反応と理解し、どう受け入れるか、またどうすれば回避することができるかの知識をもつことが大切と考えていました。メーカーさんからはなかなか伝えにくいポイントです。敢えてそこを口説いて今回の研修会となりました。抗がん剤治療では副作用をいかに少なくできるかということはその治療を継続できるかどうかにつながる大切なマネジメントと考えます。昔のがん治療はバケツを抱え込んでの治療という印象があります。最近は本人にもきちんと理解していただき、副作用をマネジメントすることでがんの治療を最大限に、副作用を軽減して本人を支え、QOLを大切に考えています。乳がんなど10年～20年という長期間、経過観察をすることもあります。前立腺がんでも長い経過を辿ります。信頼して、治療を続けていただけるために薬剤師は重要な立場にあると思いました。

3月15日（土）19時からエソールですすめ勉強会をしました。インクレチニンの薬が出たとき糖尿病治療は大きく進展しました。さらに今回新しい概念の治療薬が出ました。メカニズムからかなり有用なことが示されています。この薬も今後大切に育てていくためには作用機序を熟知し、有効に使用していくことが我々の責務と考えました。

新しい年度になりました。これからも女性薬剤師会に注目していただけるよう頑張ります。4月の役員会で企画していきますのでご指導をよろしくお願ひします。

5月18日（日）救急救命の講習会をします。毎年繰り返し行っている講習会ですが、AEDに対して認識をリセットしたり、自分の大切な人を守りたいという気持ちを再確認したり、充実した講習会です。詳細は後日FAXでご案内します。

広島漢方研究会

2月例会での薬局製剤実習報告及び 漢方初級講座のお知らせ

理事長 鉄村 努



昨年2月から開講しました“漢方初級講座”は、「漢方初心者にもわかりやすい！」

と毎月大好評で会員以外の方も多数出席され、2月と3月月例会も約50名が参加されました。誠にありがとうございます。

【5月以降の講座予定】1時限目 9:30～11:00

第13回 5月11日 哲学から発展した五臓理論について

～竜骨牡蠣剤（代表方剤桂枝加竜骨牡蠣湯）～

第14回 6月8日 若い方でも起こる「腎虚」の症状

～地黄丸類（代表方剤六味丸）～

第15回 8月10日 原因不明の鼻血は危険のサイン？

～芩連剤（代表方剤黃連解毒湯）～

毎回独立したテーマで、途中からの参加でも大変解りやすい内容となっています。なお、7月は総会が開催されますので初級講座はありません。

2月月例会4時限目は薬局製剤実習として「加味逍遙散の処方解説と製剤実習」と題して、木原敦司先生と佐々木伸忠先生を講師として“煎剤”を製剤しました。

最初に、加味逍遙散について文献を読んで病理及び効能効果を学習しました。加味逍遙散は“逍遙散”『和剤局方』（1078年刊行）に“山梔子”と“牡丹皮”を加味した処方で、明中期の薛己（セツキ）の撰述による『女科撮要』『内科摘要』（1529年刊行）に初めてその名前がみられます。ちなみに我が国の“日本薬局方”とは『和剤局方』をもとに命名されました。

加味逍遙散は現在日本で通用されている処方で、当帰・柴胡・山梔子・薄荷など10種類の生薬が配合されており、血の道・更年期障害・生理不順・月経前症候群・精神不安など、女性の様々な病気に用いられています。また、名前の“逍遙”とは「不定期の」「定まらない」「プラプラ歩く」などの意味があります。

約1000年前に中国で開発された漢方処方が、現在まで伝承され日本女性（男性にも）の役に立っている！漢方の奥深さを痛感しました。

実習では10種類の生薬を、職人さんに末永く愛用されている“上皿さおはかり”を用いて計量後に調剤、煎剤用紙パックに詰めて薬局製剤「加味逍遙散」の出来上がり。最後に参加者全員で煎じ薬を試飲しました。“上皿さおはかり”を見るのも初めて使い方もわからない方が多く、みな興味津々、楽しみながら実習を行いました。



上皿さおはかり

上皿さおはかりで計量中



職人 佐々木先生が調剤中！



生薬解説

広島漢方研究会では、毎月の勉強会のうち年5回薬局製剤実習を実施しています。6月月例会では4時限目に“六味地黄丸・丸剤”的実習を行う予定です。

3月月例会では、鈴木莊司先生に「東洞の行状記」と題して講義していただきました。

広島出身の吉益東洞は「万病一毒説」を提唱し、後世の漢方に大いに影響を与えた江戸時代の著名な漢方医です。講義では東洞の生い立ちから生きざまに関する難解な“漢文”を鈴木先生が“現代文”に訳して解説していただきました。

“より深く漢方を学びたい！”とお考えの方はオープン参加も可能（1日参加費3,000円・漢方薬・生薬認定薬剤師シール3点・予約不要）です。ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか。

詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または研究会事務局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

TEL：082-285-3395

広島県医薬品卸協同組合
<日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>



営業所併設センターの
稼働について

成和産業株式会社 物流センター
管理薬剤師 井田 新司

今年の1月14日、尾道物流センター設備内に最寄りの尾道営業所事務所が移転統合されました。物流人員の削減や物流センター在庫引当による品切れの減少など非常に多くのメリットがある反面、非常に複雑なシステムで動く物流センターと連動する為、至急の出庫に対応しにくいという面もあります。システムチックな世界にいかに臨機応変な融通を効かせることができるか、バランスを取りながら試行錯誤している毎日です。

また、今回の移転に伴い、尾道営業所の管理薬剤師業務も私の業務に「移転統合」されることになりました。長らく行っていたなかったDI業務やMS研修、麻薬や覚せ

い剤原料の入出庫など一から勉強し直しています。ここ数年間、システムやマスター・データ分析の仕事を主にやっていましたので、久々に営業所で行き交う会話を聞くと、いかに後発品や配合剤の種類が増えたかを実感します。

さて、弊社の営業所の薬剤師は、一般的な管理薬剤師業務以外に、営業所によって様々な分野で活動をしております。流动食のメーカーとコラボレートして講演を行う人もいれば、人工肛門の患者様への器具販売の窓口業務を行う人もいます。営業所で求められる部分、あるいは自分で考案して切り開いてきたジャンルで様々な業務を行っています。

私も今の立場に置かれて、卸勤務薬剤師の仕事の奥深さと大変さとやりがいを、改めて感じることができました。DI業務や麻薬の帳簿管理から、スキヤーの修理や業務委託先との交渉まで、日々違う業務に取り組めるということは、ありがたいことだと思います。品質管理や法令遵守など根幹の部分は大事にしながら、これからも少しずつ枝葉をつけていろいろな業務に取り組んでいこうと思います。



あなたの回答が、日本経済の力になる！
平成26年経済センサス-基礎調査
平成26年商業統計調査を一体的に実施します

- 経済センサス-基礎調査は、我が国の事業所・企業の基本的構造を明らかにするとともに、各種統計調査の母集団情報の整備を図ることを目的として実施します。
- 商業統計調査は、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。
- 調査票は平成26年6月末日までにお届けします。7月1日以降に提出をお願いします。

◆調査の意義・重要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

平成26年
7月1日
(火)

平成26年
経済センサス-基礎調査
商業統計調査

経済センサス

検索

商業統計調査

検索

<http://e-census-syougyo.stat.go.jp/>

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当たりの月払保険料

保険期間:2013年8月1日から2014年8月1日まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■ 基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

月 払 保 険 料	補 償 月 額	10万円	
		Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
15歳～64歳	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

おすすめ！

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体生活総合保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。
ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1

24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外での病気、
ケガによる休業を補償



2

天災危険担保特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる
休業も補償します。



3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

別紙の加入依頼書にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示する
お引受条件によってご加入いただくことがあります。



4

充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」

サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関
をご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご
相談や暮らしのインフォメーション等、役
立つ情報をご提供します。



ご加入手続きについて

代理店 広医株までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-232-8800 FAX:082-294-1868)

- 健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。（医師による診査は原則不要）
- 1か月の補償額とタイプ（※1）をお決めください。

（原則50万円補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」（Aタイプ）もお選びいただけます。）

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支
払いいたしますのでご注意ください。（他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引
かれことがあります。）

- 薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族（※2）も加入することができます。

（個別に加入依頼書をご記入願います）

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

- 保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落として便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括し
て払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を・対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。
詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況

平成26年3月末日現在 1,200名(内更新884名)

開催日時	開催場所 研修内容・講 師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
5月9日（金）19:30～21:00	福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 —明日の治療に役立つ分かり易い漢方— 演 題:「熱証」の概念と清熱剤の使い方（ゴン連剤） 講 師:小林宏先生（福山大学薬学部非常勤講師） テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン（京都廣川書店） 【JPALS研修会コード 34-2014-0015-101】 *どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 漢方薬物解析学 研究室084-936-2111 (5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
5月11日（日）9:30～16:00 広島県薬剤師会館2階 第585回広島漢方研究会月例会 9:30～11:00 哲学から発展した五臓理論について～龍骨牡蠣剤（代表方剤桂枝加竜骨牡蠣湯）～第13回 小林宏 11:00～12:30 『大塚敬節著・漢方診療30年』の解説 吉本悟 13:30～15:00 『勿誤薬室方函口訣』の解説 山崎正寿 15:00～16:00 『漢方医学十講』の解説 菊一瓔子 *漢方初心者から上級者まで深く学習できる内容になっています。お気軽にご参加ください。	広島漢方研究会 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	広島漢方研究会会員無料 会員外の当日参加3,000円 (学生1,500円) 事前の予約は不要です。	
5月11日（日）9:50～12:15 アステラス製薬株式会社中国支店 広島県精神科病院協会薬剤師部会研修会 9:50～10:00 挨拶・スケジュールの説明 10:00～10:30 製品紹介「スーグラ」アステラス製薬 10:30～12:00 特別後援「向精神薬の副作用モニタリングー代謝系を中心にー」医療法人社団更生会 草津病院内科部長 中村優先生 12:00～12:15 研修レポート記入 【JPALS研修会コード 34-2014-0021-101】	広島県病院薬剤師会/広島県精神科病院協会薬剤師部会/ アステラス製薬 己斐ヶ丘病院薬局 (082-272-2126) 橋本洋子	1	ご参加はFAXにてお申込み下さい。 送付先FAX:082-272-2185 己斐ヶ丘病院薬局	
5月13日（火）19:30～21:00 学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「未来治療ー進化するくすり」(全3回) 現代の日本では、生活水準の向上と相次ぐ新薬の発見により、国民の平均寿命が大幅に伸びてきました。なかでもがんを始めとする難病治療薬の開発はめざましく、患者さんにとって肉体的にも精神的にも負担をかけない、新しい治療法が普及してきました。本研修会では、そのような最新医療を支える医薬品研究の進歩を学んでゆきます。 演 題:「薬物動態研究の進歩」 要 旨:薬物動態に由来する副作用発現が明らかになってきました。年々難易度を増す薬剤師国家試験では、基本的な薬物相互作用や薬物体内動態が好んで出題されています。第99回(平成26年3月1～2日実施)の実践問題を例に、近年の薬物動態研究に迫ります。 講 師:福山大学薬学部薬物動態学研究室 金尾義治教授 【JPALS研修会コード 34-2014-0022-101】	福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円 なお、年20回を開催する予定です。年払いされる方は年会費15,000円です。 お申し込みは薬剤師会事務局までFAX (084-924-7839) でお願いします。	

開催日時	開催場所	主催者	認定	その他 (参加費等)
研修内容・講 師	問い合わせ先			
5月17日（土）15:00～17:00 広島県薬剤師会館4階 第470回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供「イグザレルト錠」バイエル薬品株式会社 3)特別講演「心房細動に対する抗血栓療法-脳梗塞予防を目指して-」 県立広島病院脳神経内科部長 仲博満先生	(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1		参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。
5月25日（日）10:00～12:00 サンピア・アキ 薬事講習会 演 題:「最近の薬務行政について」 講 師:西部保健所広島支所衛生環境課技師 行廣亨平先生	(社) 安芸薬剤師会 山中 082-282-4440	1		会費:無料
5月26日（月）19:00～20:30 五日市記念病院新館1階カンファレンスルーム 第23回広島西部薬業連携研修会 19:00～19:20 演 題:「新規糖尿病治療薬SGLT2阻害薬について」 講 師:五日市記念病院臨床薬剤科 三戸田大先生 19:20～20:30 SGLT2それぞれの特徴について 「フォシーガ錠」小野薬品工業/アストラゼネカ「スーグラ錠」アステラス製薬/MSD「デベルザ錠/アブルウェイ錠」興和創薬/サノフィ「ルセフィ錠」大正富山医薬品/ノバルティスファーマ ※第23回の研修会はSGLT2阻害薬について各社から特徴についての講演があります。 【JPALS研修会コード 34-2014-0027-101】	広島佐伯薬剤師会 廿日市市薬剤師会 広島西部薬剤師 ネットワーク 五日市記念病院 臨床薬剤科 TEL082-924-2211	1		
5月27日（火）19:30～21:00 学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「未来治療-進化するくすり」(全3回) 現代の日本では、生活水準の向上と相次ぐ新薬の発見により、国民の平均寿命が大幅に伸びてきました。なかでもがんを始めとする難病治療薬の開発はめざましく、患者さんにとって肉体的にも精神的にも負担をかけない、新しい治療法が普及してきました。本研修会では、そのような最新医療を支える医薬品研究の進歩を学んでゆきます。 演 題:「抗ウイルス薬の進歩」 要 旨:細菌感染の脅威を克服した人類が次に挑むもの。それはウイルスとの戦いです。近年では新しい抗インフルエンザ薬やC型肝炎治療薬、抗エイズ薬が発明され、ワクチン治療から一步進んだ治療法が確立されています。ここでは最新の抗ウイルス薬を検証します。 講 師:福山大学薬学部薬物動態学研究室 金尾義治教授 【JPALS研修会コード 34-2014-0023-101】	福山市薬剤師会 084-926-0588	1		研修費:一般1,000円 なお、年20回を開催する予定です。年払いされる方は年会費15,000円です。 お申し込みは薬剤師会事務局までFAX (084-924-7839) でお願いします。
5月28日（水）19:20～21:00 佐伯区民文化センター 第158回広島佐伯支部集合研修会 19:20～19:30 薬剤師会から報告事項会長樽谷嘉久 19:30～21:00 演題:「くすりの探し方～自然相手の宝探し～」 講師:安田女子大学薬学部准教授 稲垣昌宣先生 【JPALS研修会コード:34-2014-0026-101】	広島佐伯薬剤師会 事務局 TEL・FAX 082-924-5957	1		

開催日時	開催場所	主催者	認定	その他 (参加費等)
研修内容・講 師	問い合わせ先			
<p>6月1日（日）10:00～16:30予定 中国中央病院2階講堂 認定実務実習指導薬剤師養成講習会 プログラムI 講座ア：学生の指導について 講座オ：参加型実務実習の実施方法について 9:45～受付 10:00～10:55 講座ア①「医療職教育に思うー学生の指導に向けてー」 10:55～12:10 講座ア②「スケジュールの作成・評価について」 12:10～12:40 講座オ「参加型実務実習における実施方法について」 12:40～13:00 レポート作成 プログラムII 講座イ：薬剤師の理念 講座ウ：実務実習モデル・コアカリキュラムについて 13:45～受付 14:00～14:55 講座イ「薬剤師の理念」 14:45～15:35 講座ウ「実務実習モデル・コアカリキュラムについて」 15:35～16:30 レポート作成 ※レポートを提出後、受講証をお渡します。</p>	広島県薬剤師会 事務局 木下 082-246-4317			<p>事前申し込み必要：所属先名・氏名・連絡先（TEL・FAX）・希望講座名をご連絡ください。後日参加証を郵送します。</p> <p>広島県薬剤師会・広島県病院薬剤師会会員外の方は、テキスト代が必要です。</p>
<p>6月5日（木）19:00～21:00 サンピア・アキ 安芸支部第3回漢方勉強会 演題：「漢方薬の副作用」 講師：株式会社ツムラ広島支店医薬学術課 上田雅之先生 【JPALS研修コード34-2014-0007-101】</p>	(社) 安芸薬剤師会 山中 082-282-4440	1		会費：無料
<p>6月8日（日）9:30～16:00 広島県薬剤師会館2階 第586回広島漢方研究会月例会 9:30～11:00 若い方でも起らる「腎虚」の症状～地黄丸類（代表方剤六味丸）～第14回 小林宏 11:00～12:30 『大塚敬節著・漢方診療30年』吉本悟 13:30～15:00 『勿誤薬室方函口訣』山崎正寿 15:00～16:00 『六味地黄丸・丸剤』の処方解説と製剤実習 木原敦司、佐々木伸忠 ※漢方初心者から上級者まで深く学習できる内容になっています。薬局製剤実習では、実際の生薬に触れて製剤を参加者全員で行います。お気軽にご参加ください。</p>	広島漢方研究会 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	<p>広島漢方研究会会員無料 会員外の当日参加3,000円 (学生1,500円) 事前の予約は不要です。</p>	
<p>6月8日（日）10:00～16:30予定 広島県薬剤師会4階 認定実務実習指導薬剤師養成講習会 プログラムI 講座ア：学生の指導について 講座オ：参加型実務実習の実施方法について 9:45～受付 10:00～10:55 講座ア①「医療職教育に思うー学生の指導に向けてー」 10:55～12:10 講座ア②「スケジュールの作成・評価について」 12:10～12:40 講座オ「参加型実務実習における実施方法について」 12:40～13:00 レポート作成 プログラムII 講座イ：薬剤師の理念 講座ウ：実務実習モデル・コアカリキュラムについて 13:45～受付 14:00～14:55 講座イ「薬剤師の理念」 14:45～15:35 講座ウ「実務実習モデル・コアカリキュラムについて」 15:35～16:30 レポート作成 ※レポートを提出後、受講証をお渡します。</p>	広島県薬剤師会 事務局 木下 (082) 246-4317			<p>事前申し込み必要：所属先名・氏名・連絡先（TEL・FAX）・希望講座名をご連絡ください。後日参加証を郵送します。</p> <p>広島県薬剤師会・広島県病院薬剤師会会員外の方は、テキスト代が必要です。</p>

開催日時	開催場所	主催者	認定	その他 (参加費等)
研修内容・講 師	問い合わせ先			
6月12日（木）18:00～20:00 広島県薬剤師会館4階 第471回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供「選択的SGLT2阻害剤-2型糖尿病治療剤-フォシーガ 錠5mg」 小野薬品工業株式会社/アストラゼネカ株式会社 3)特別講演「糖尿病薬物療法の現状と展望」 江草玄士クリニック院長 江草玄士先生	(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。	
6月13日（金）19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 一明日の治療に役立つ分かり易い漢方ー 演 題:「肺熱証」の特徴と石膏を含む方剤群の使い分け（石膏剤） 講 師:小林宏先生（福山大学薬学部非常勤講師） テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン（京都廣川書店） ＊どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会 です。漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 漢方薬物解析学 研究室 084-936-2111 (5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。 最寄りの駐車場をご利用下さい。	
6月19日（木）19:00～21:00 サンピア・アキ 第132回生涯教育研修会 演 題:「最近の糖尿病治療薬」（仮） 講 師:NTT西日本中国健康管理センタ所長 山根公則先生 【JPALS研修コード 34-2014-0016-101】	(社) 安芸薬剤師会 山中 082-282-4440	1	会費:1,000円	



第131回日本薬学会 中四国支部例会

主 催: 日本薬学会中国四国支部

テーマ 岡山における臨床教育・研究の取り組み

日 時 平成26年6月21日(土) 14:00~16:30

場 所 岡山大学薬学部大講義室

研修単位 薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度認定1単位

講演(参加費 無料)

『岡山大学薬学部・神戸大学病院薬剤部の教育・研究連携事業における取り組みと成果』 岡山大学薬学部・准教授 四宮 一昭

『地域連携に基づいた先導的薬剤師養成に向けた実践的アドバンストプログラムの成果』 岡山大学薬学部・教授 名倉 弘哲

『コミュニケーション能力の心理特性と介入可能性に関する研究』 岡山大学薬学部・助教 小山 敏広

『学生と取り組む臨床薬学研究』 岡山大学薬学部・准教授 須野 学

『がん専門薬剤師の活動による医療の質および医療経済への貢献度の研究』 倉敷成人病センター 今村 牧夫

『臨床系教育における創造性の育み方』 岡山大学薬学部・教授 狩野 光伸

懇親会(参加費 3,000円(当日、会場にて受付))

時 間 16:30~

場 所 岡山大学生協ピーチュニオン4F

世話人代表:岡山大学薬学部教授 薬学部長 森山芳則
連絡先:岡山大学薬学部教授 上原 孝
〒700-8530 岡山市北区津島中1-1-1 TEL: 086-251-7939
E-mail: uehara@pharm.okauama-u.ac.jp



ひろしま桔梗研修会のご案内

“糖尿病シリーズ研修会第2回のご案内”

今年度は、昨年のご要望にお応えした“大西先生の糖尿病”シリーズ学習です。

薬剤師なら知っておいてほしい“糖尿病”の基礎から応用までの話、4回シリーズ第2回です。

1回目を逃した方も、続けて参加される方も、すぐに業務のお役に立てますので、是非、ご参加下さい。

尚、職歴なしの方も歓迎します。今回、場所が変更になっています、ご注意下さい。

日 時：第2回 平成26年6月22日（日）13：00～16：00
受付12：30～（認定2単位）

第3回 平成26年8月3日（日）13：00～16：00

第4回 平成26年11月9日（日）13：00～16：00

※尚、日程、会場変更の可能性もあります

場 所：TKPガーデンシティ
広島クリスタルプラザ3Fフルーダイヤ

広島市中区中町8-18 TEL(082)536-0330

テーマ：『薬剤師が知っておきたい糖尿病
～実際の症例を交えて～』

講師：水島協同病院薬剤部 主任 糖尿病療養指導士 大西 順子先生

参加費：1,000円

申込み：今回はグループ学習の為、勤務先（調剤、病院など）を必ず記載して下さい。
尚、職歴なしでも参加できます。

d-hiro@kobepharma-u.ac.jp（第2回締切 6月9日）

※送受信不能の際はお問い合わせください。

主 催：神戸薬科大学 広島生涯研修企画委員会

問合せ：倉田 薫 090-7507-3902
森川薬局青葉台店 0829-30-6778

※公開講座のお知らせ

『「平穏死」10の条件』の著者 長尾和宏先生をお呼びしています。

2人に1人ががんになり、認知症になる時代もすぐそこに来ています。

住み慣れた地域で、穏やかに暮らすための、在宅医療、介護サービスについて
わかり易くお話しされます。

日時：平成26年10月19日（日）13：00～16：00

場所：国際会議場 ヒマワリ



病態と薬理を理解して薬学的ケアを実践する－胃がん－ 研修会案内

平成26年度より、上半期の病態・薬理シリーズは日本臨床腫瘍薬学会（JASPO）のご協力の下に「がん」を対象として行うことといたしました。初回の本年は「胃がん」について、病態と治療、患者への薬学的ケアと薬薬連携をテーマに研修を行います。是非、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

受講のお申し込みは、日本薬剤師研修センターホームページ（<http://www.jpec.or.jp/>）上の「薬剤師研修支援システム」からとなります。詳細は当センターホームページをご確認の上、お申込ください。

◆開催日時・会場

開催地区	日 程（予定）	会 場（予定）
大 阪	平成26年 6月29日（日）	大阪Y M C A ホール（大阪府大阪市西区土佐堀1丁目5-6）
東 京	平成26年 7月27日（日）	発明会館ホール（東京都港区虎ノ門2-9-14）

◆演題・講師

時 間	演 題	講 師（敬称略）
10：20～10：30	挨拶	公益財団法人日本薬剤師研修センター
10：30～12：10	胃がんの診療と最新の治療	公益財団法人日産厚生会玉川病院 外科部長 川村 徹
60 分	お昼休憩	
13：10～14：40	胃がん薬物療法および薬学的介入の実際	公益財団法人日産厚生会玉川病院 医療技術部薬剤科 主任 小倉 敬史
15 分	休 憇	
14：55～16：25	がん領域に関連する保険薬局薬剤師の取り組みについて	コスモ薬局 宇田 雅実

◆受講料（テキスト代、送料込）

一般 7,200 円（本体6,667 円、税533 円）

当センター個人賛助会員 6,171 円（本体5,714 円、税457 円）

※お申込み完了後の受講料の返金はいたしませんので予めご了承下さい。



(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 原田 修江

(公社) 日本薬剤師会 DI委員会

東京大学大学院薬学系研究科 (医薬品情報学講座)

澤田 康文

【事例】

調剤過誤防止システムが入っているのに、「マイバスタン錠 10mg」のところ、「マイスタン錠 10mg」を調剤してしまった！

■処方内容は 80歳代の女性。 グループホーム担当のクリニック。

〈処方1〉 (Aクリニック)

シグマート錠5mg	3錠	1日3回 每食後	14日分
ノルバスクOD錠2.5mg	1錠	1日1回 朝食後	14日分
アセタノールカプセル200	1カプセル	1日1回 朝食後	14日分
パリエット錠10mg	1錠	1日1回 朝食後	14日分
ワソラン錠40mg	1錠	1日2回 昼夕食後	14日分
ソラナックス0.4mg錠	1錠	1日1回 就寝前	14日分

〈処方2〉 (Bクリニック)

エパデールカプセル300	3カプセル	1日3回 每食後	14日分
メバロチン錠10	1錠	1日1回 朝食後	14日分
ザイロリック錠100	1錠	1日1回 朝食後	14日分

※既病歴 (高血圧症、狭心症、骨粗鬆症、脂質異常症、高尿酸血症) 現病歴 (既病歴と同じ)

■何が起ったか？

- メバロチン錠の後発品「マイバスタン錠10mg」を調剤するところ、向精神薬の「マイスタン錠10mg」を調剤してしまった。

■どのような経緯で起ったか？

- 入所前、患者の薬 (処方1と処方2) は、AクリニックとBクリニックの2カ所から出ていたが、入所後はすべて施設を担当する在宅クリニックが出すことになった。
- 当該施設は当該薬局の担当施設であったため、在宅クリニックからの処方せんは、当該薬局が受けたことになった。
- 在宅クリニックからの処方せんに基づき調剤した薬を施設に届けたところ、担当看護師が処方2の薬がないことに気付き、すぐに処方2が追加された。
- 調剤時は、通常、調剤過誤防止システム「ミスゼロ子」を使用しており、今回も追加処方を「ミスゼロ子」に入力はしたが、集薬時に「ミスゼロ子」を使用することは省略した。
- 処方せんにはメバロチン錠 (先発医薬品) が記載されていたが、後発医薬品への変更可の処方せんであったため、

マイバスタン錠に変更調剤することにした。

- マイバスタン錠10mgを集薬するところ、マイバスタン錠5mgの隣に間違って置かれていた向精神薬のマイスタン錠10mgをマイバスタン錠10mgと思い込み、何の疑問も持たず誤調剤してしまった。
- 患者が入所している施設は、当該薬剤師の担当施設であり、一人でできると判断したため、集薬・鑑査・投薬のすべての作業を一人で行った。
- 担当看護師が薬が違うことに気づき、薬局に連絡して誤調剤が判明した。

■どうなったか？

- 誤調剤の連絡を受けてすぐに、投薬した薬剤師が施設に行き、謝罪をして正しい薬と交換した。
- 患者は幸いなことに服用前であった。
- 施設の看護師からは、以後気をつけるように指摘された。
- その後、在宅クリニックの医師に過誤の経緯を報告したところ、以後、気をつけるように注意された。

■なぜ起こったか？

- 本来、向精神薬の引き出しと普通薬の引き出しとははっきりと区別されているにも関わらず、普通薬の引き出しに向精神薬が入っていた。また、まさか、この様な誤充填があったとは想像できなかった。
- マイバスタン錠とマイスタン錠（図1）は、薬剤名が1文字しか違わず非常に類似しているうえに、同じ規格（10mg錠）であった（しかし、PTPシートの色やデザインは全く異なっている）。



図1
マイバスタン錠10mg（左）と
マイスタン錠10mg（右）

- 早く集薬することに意識が集中してしまい、追加処方は種類も数も少ないので大丈夫という思い込みもあり、通常は業務手順書に準じて「ミスゼロ子」を使用して調剤するところを今回は使用せず、規格単位と数の確認は行ったが、製品名の確認がおろそかになった。
- 集薬から投薬までのすべての作業を一人の薬剤師が行ったため、思い込みによる誤調剤に気付くことができなかった。

■今後二度と起こさないためにどうするか？

- ミスゼロ子のような調剤過誤防止システムを使用していても、充填ミスから誤調剤に至ることがあることを十分に認識する。
- 向精神薬が普通薬の引き出しに混入することを防ぐために、マイスタン錠のような向精神薬であることを確認して、決められた棚に充填するようにする。例えば、「向精神薬のこのマイスタン錠は、向精神薬の充填コーナーであるこの棚のマイスタン錠のこの場所に入る！」ということを復唱しながら確認する。
- 薬を棚に入れる時、事前に、普通薬と向精神薬を分けておく（薬箱の表示で確認する）。
- 薬を棚や引き出しに充填する作業は複数名で行う。一人の場合は、ダブルチェックを行う。
- 薬を棚や引き出しに充填する時は、名称だけでなく、薬箱の規制表示（麻薬・向精神薬・毒・劇）にも注意を払う。
- 処方せんに記載された薬品名は、最後まで読み込んで調剤し、調剤した後にもう一度処方せんと照合する。
- 一人の薬剤師がすべての作業を行わず、必ず調剤した薬剤師以外の薬剤師が鑑査をする。
- 交付時にも、処方せんと薬の確認を、患者（あるいは、患者の代理人）と一緒に行う。
- 薬名類似薬に関する注意情報を全員で共有する。
- 薬名類似薬には、薬棚の薬品名に印を付ける、調剤室に表示するなど、注意喚起のための工夫をする。特に、ハイリスク薬の取違え防止対策は重要である。

■特記事項は?

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 平成24年報」(以下、「平成24年報」という。)では、名称類似によるヒヤリ・ハット事例について、次のことを報告している。

①薬名類似性に関する医薬品の分析結果

- ・医薬品の取違えは、販売名の頭文字が文字数として2文字のみ一致している医薬品より3文字以上一致している医薬品のほうが多い (平成21年度から23年度も同様)。
 - ・薬効が同じ医薬品の組み合わせが、薬効が異なる医薬品の組み合わせより多かった。
 - ・医薬品の名称類似性には、販売名の頭文字の一一致の他にもいくつもの着眼点がある。
- 例えば、音韻的な類似性があり、「アレロック錠5」と「アテレック錠5」、「テグレトール錠100mg」と「テオドール錠100mg」などは、頭文字2文字以上の一致はないが、音韻的に類似している (平成24年報では分析対象でなく、報告事例は示されていない)。

薬効が異なる医薬品の取違えは、重大な医療過誤に繋がるリスクが高いため、特に注意が必要である。下記の表に、平成24年報より主な事例を示す。

②Web上で利用できる名称類似性による医薬品の取違え防止策

現在、日本医薬情報センター (JAPIC) により、医薬品の名称類似性を数値化することができる「医薬品類似名称検索システム」(<https://www.ruijimeisho.jp/>)^{注)}が運営されている。

本システムは、医薬品の名称類似性を客観的に評価することができるため、薬局における採用薬同士や採用薬と新規採用薬との名称類似性を比較し、注意喚起を行うために有用なツールである。

注)「厚生科学研究費補助金 特別研究事業 医療事故防止のための医薬品基本データベースの開発・運用 平成13年度 特別研究報告書」にしたがって開発された。

表 薬効の異なる医薬品を交付した主な事例

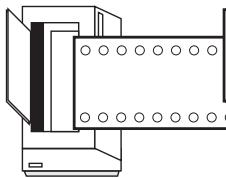
医薬品の組み合わせ (販売名、及びその主たる薬効、薬効)	
ペルサンチン-Lカプセル150mg 【薬効】抗血小板剤	ペルジピンLAカプセル20mg 【薬効】血圧降下剤
ノイロビタン配合錠 【薬効】混合ビタミンB剤	ノイロトロピン錠4単位 【薬効】疼痛治療剤
ロキシスロマイシン錠150mg「タナベ」 【薬効】マクロライド系抗生剤	ロキソプロフェン錠60mg「EMEC」 【薬効】解熱鎮痛消炎剤
ガスモチン錠5mg 【薬効】消化管運動機能改善剤	ガスコン錠40mg 【薬効】消化管内ガス駆除剤
ムコダインDS50% 【薬効】気道粘液調整・粘膜正常化剤	ムコサールドライシロップ1.5% 【薬効】気道潤滑去痰剤
ムコダイン 【薬効】気道粘液調整・粘膜正常化剤	ムコスタ 【薬効】胃炎・胃潰瘍治療剤
マイスリー錠 【薬効】入眠剤	マイスタン錠 【薬効】抗てんかん剤

<参考資料> 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 平成24年報

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、

薬事情報センター (原田) までご連絡をお願い致します。

〈連絡先 TEL:082-243-6660 メールアドレス di01@hiroyaku.or.jp〉



薬事情報センターのページ



原田 修江

インクレチニン関連薬～GLP-1受容体作動薬について～（2）

2010年6月に国内で初めてGLP-1受容体作動薬が発売されて以来、現在までに4種類のGLP-1受容体作動薬が臨床使用されています。GLP-1受容体作動薬は、グルコース濃度依存性に膵β細胞からのインスリン分泌を促進し、膵α細胞からのグルカゴン分泌を抑制します。その他、胃酸分泌抑制作用、胃内容物排泄遅延作用、食欲抑制作用による体重減少作用など、膵外作用も数多く報告されています。

各種臨床試験のメタアナリシス結果では、GLP-1受容体作動薬投与により、HbA1cが1.0～1.5%程度低下したこと、体重が2～3kg減少したことが示されています。一方、同じインクレチニン関連薬であるDPP-4阻害薬は、HbA1c低下率は0.5～1.0%、体重への影響はほとんどみられませんでした。GLP-1受容体作動薬による体重減少は、胃内容物排泄遅延作用および中枢神経を介した食欲抑制作用の関与が指摘されています。

◆各種GLP-1受容体作動薬の比較

現在臨床使用されているGLP-1受容体作動薬は、「ビクトーザ®皮下注」（リラグルチド）、「バイエッタ®皮下注」（エキセナチド）、「ビデュリオン®皮下注」（エキセナチド）、「リキスマイ®皮下注」（リキシセナチド）の4種類です。ビデュリオン®皮下注は、エキセナチドの徐放性製剤です。それぞれの特徴、保険適応は、表に示すとおりです。リラグルチドは、ヒトGLP-1をベースにし、エキセナチドとリキシセナチドはトカゲの唾液腺抽出物をベースにしています。

近年、GLP-1受容体作動薬の効果は、作用時間（血中半減期）に注目して議論されることが多く、半減期の短い「バイエッタ®皮下注」と「リキスマイ®皮下注」は、注射直後の食後血糖の低下作用が強く、半減期の長い「ビクトーザ®皮下注」と「ビデュリオン®皮下注」は、注射直後の食後血糖の低下作用はあまり強くありませんが、空腹時血糖を全体的に下げるといわれています。半減期の長いGLP-1受容体作動薬の食後血糖低下作用が弱いのは、継続的にGLP-1受容体を刺激するうちにタキフィラキーが生じて胃内容物排泄遅延作用が減弱するためではないかと推測されています。

◆GLP-1受容体作動薬とインスリン製剤との併用について

インスリン製剤は、空腹時血糖や食後血糖を十分に低下させることはできますが、体重増加をきたしやすく、体重増加はインスリン抵抗性を高めて、さらに多量のインスリンを必要とするようになります。また、著しい高インスリン血症は、動脈硬化や発癌との関連性も指摘されています。一方、GLP-1受容体作動薬は、空腹時血糖を正常域まで低下させることは困難ですが、体重増加を抑制する作用があります。そのため、GLP-1受容体作動薬とインスリン製剤との併用は、それぞれの短所を補いながら、血糖低下作用を高めることが可能になると期待されています。しかし、現時点では、併用療法の有効性・安全性については十分なエビデンスがないため、慎重に行うことが必要です。

表. 各種GLP-1受容体作動薬の比較

商品名	ビクトーザ®皮下注18mg	バイエッタ®皮下注5μg ペン300 バイエッタ®皮下注10μg ペン300
一般名	リラグルチド（遺伝子組換え）	エキセナチド
製造販売	ノボ・ノルディスクファーマ	アストラゼネカ
発売日	2010年6月	2010年12月
薬価	9,960円（18mg 30ml 1キット）	9,661円（300μg 1キット）
1日あたりの薬価	166.00～498.00円（1日用量0.3～0.9mgとして）	322.03～644.06円（1日用量10～20μgとして）

効能・効果	2型糖尿病 ・単独使用 ・SU薬併用	2型糖尿病 ・SU薬併用 ・SU薬+BG系薬併用 ・SU薬+チアゾリジン系薬併用
用法・用量	1回0.9mg、1日1回朝又は夕に皮下注射。1日1回0.3mgから開始し、1週間以上の間隔で0.3mgずつ增量する。適宜増減可。上限は1日0.9mg。	1回5μg、1日2回朝夕食前に皮下注射。投与開始から1ヵ月以上観察後、状態に応じて1回10μg、1日2回に增量可。
空打ち	毎回必要。	使用開始時のみ。
tmax [h]	9～12（2型糖尿病患者、5及び10μg/kgを1週間に5μg/kgずつ漸増投与で、14日間反復投与）	1.5（2型糖尿病患者、10μgを1日2回10日間反復投与）
t1/2 [h]	14～15（tmaxと同条件）	1.3（tmaxと同条件）
蛋白結合率	99%	（資料なし）
B.A.	55±37%	1.1～1.2（AUC比）
代謝	DPP-4及び中性エンドペプチダーゼにより、GLP-1に比べて緩やかに代謝される。	DPP-4により代謝されない。
排泄	尿中・糞中への未変化体の排泄はなし。	尿中に未変化体はほとんどなし。 腎で分解され排泄される。
保存	使用前は、凍結を避け、2～8℃、遮光保存。使用中は、室温で保存。使用開始後30日以内に使用する。	使用前は、凍結を避け、2～8℃、遮光保存。使用中は、25℃以下で保存。凍結しないよう注意。 使用開始後30日以内に使用する。
備考	プレフィルド製剤 (A型注射針交換可)	プレフィルド製剤 (A型注射針交換可)

商品名	ビデュリオン®皮下注	リキスミアR皮下注300μg
一般名	エキセナチド	リキシセナチド
製造販売	アストラゼネカ	サノフィ
発売日	2013年5月	2013年9月
薬価	3,486.0円（2mg 1キット〔懸濁用液付〕）	6,972.0円（300μg 3mL1キット）
1日あたりの薬価	498.00円	232.40～464.80円 (1日用量10～20μgとして)
効能・効果	2型糖尿病 ・SU薬併用 ・BG系薬併用 ・チアゾリジン系薬併用 ・SU薬+BG系薬併用 ・SU薬+チアゾリジン系薬併用 ・BG系薬+チアゾリジン系薬併用	2型糖尿病 ・SU薬併用 ・SU薬+BG系薬併用 ・SU薬+持効型インスリン併用 ・SU薬+中間型インスリン併用 ・持効型インスリン併用 ・中間型インスリン併用
用法・用量	2mgを週に1回、皮下注射。	1回20μg、1日1回朝食前に皮下注射。1日1回10μgから開始、1週間以上投与後1日1回15μgに增量、1週間以上投与後1日1回20μgに增量。適宜増減可。1日20μgまで。
空打ち	毎回薬剤を調整する。	毎回必要。
tmax [h]	投与8週目で定常状態に到達 (2型糖尿病患者、2.0mgを週1回10週間反復皮下投与)	1.75 (2型糖尿病患者、1日1回20μg反復投与時)
t1/2 [h]	（資料なし） ※投与中止後、約10週間で定量下限付近まで低下 (tmaxと同条件)。	2.45（tmaxと同条件）
蛋白結合率	（資料なし）	55%
B.A.	1日2回投与製剤に対する相対的B.A.は、週1回2.0mg反復投与時の定常状態のAUCの比較で約25%。	（資料なし）
代謝	DPP-4により代謝されない。	DPP-4により代謝されない。
排泄	尿中に未変化体はほとんどなし。 腎で分解され排泄される。	腎ろ過後の尿細管再吸収と代謝により消失すると考えられる。
保存	使用前は、凍結を避け、2～8℃、遮光保存。冷蔵庫から取出し室温（30℃を超えない）保存の場合、4週間以内に使用すること（遮光保存）。	使用前は、凍結を避け、2～8℃で遮光保存。使用開始後は、冷蔵庫に保存せず遮光保存、30日以内に使用すること。
備考	キット製剤（専用注射針）	プレフィルド製剤（A型注射針交換可）

◆おわりに

GLP-1受容体作動薬は、HbA1cの改善効果が高いことが評価されており、また、血糖に比例してインスリン分泌を促すため単独使用では低血糖が起きにくく、体重増加抑制も期待されています。さらに、膵β細胞保護作用や臓器保護作用による合併症抑制の可能性も示唆されています。欧米の2型糖尿病治療のガイドラインでは、メトホルミンが第一選択薬ですが、メトホルミン単独治療が有効でない場合の2剤併用療法の選択肢として、GLP-1受容体作動薬が、SU剤、チアゾリジン系薬剤、DPP-4阻害剤、インスリン製剤（主に基礎）とともに推奨されています。しかし、長期使用については、膵炎・膵がんなどの懸念も指摘されており、糖尿病治療におけるGLP-1受容体作動薬の位置づけは、今後の報告が待たれるところです。

参考資料

- Pharma Medica、32(2)、2014
- 日本医事新報、No4678、2013
- 「ビクトーザ[®]皮下注」、「バイエッタ[®]皮下注」、「ビデュリオン[®]皮下注」、「リキスミア[®]皮下注」各インタビューフォーム

★医薬品の識別、薬事情報、多剤併用等について

★『わからない!』『判断に…』 等々
こんな時にはご連絡ください!

★パワーポイントでのスライド作成、資料作成 他

★毎月の定例研修会

広島県薬剤師会館2F 薬事情報センター

T E L 082-243-6660
F A X 082-248-1904
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp/di/index.htm>

E-mail di@hiroyaku.or.jp
おくすり相談電話 082-545-1193 (いいくすり)
広島中毒119番 082-248-8268
(フリーダイヤル 0120-279-119)

お薬相談電話 事例集 No.88

COPD で用いられる吸入薬は？

COPD（慢性閉塞性肺疾患）診断と治療のためのガイドライン第4版によると、安定期の管理には、まず長時間作用性抗コリン薬（LAMA）または長時間作用性 β_2 刺激薬（LABA）を使用し、必要に応じて短時間作用性気管支拡張薬を使用します。喘息合併症例や頻回の増悪を繰り返す患者では、吸入ステロイド（ICS）を追加します。

薬剤の粒子径は、気道への粒子沈着や肺内到達率に影響を及ぼします。粒子径が $2.0 \sim 5.0 \mu\text{m}$ では中枢気道へ、 $0.8 \sim 3.0 \mu\text{m}$ では末梢気道から肺実質へ到達すると報告されています。粒子径の大きい薬剤は肺に到達せず口腔内や咽頭に付着して、特にステロイド薬の場合は局所副作用（口腔内真菌症や嘔声、味覚異常など）の原因になります。

表. 長時間作用性気管支拡張薬（吸入薬）

薬効	一般名（製品名）	デバイス	至適吸気流速	粒子径
LAMA	チオトロピウム (スピリーバ吸入用カプセル) (スピリーバレスピマット)	DPIハンディヘラー SMI	20L/min以上 20L/min以上	該当資料なし 約 $4.2 \mu\text{m}$
	グリコピロニウム (シーブリ吸入用カプセル)	DPIブリーズヘラー	該当資料なし	約 $5 \mu\text{m}$ 以下
LABA	SLM (セレベントロタディスク) (セレベントディスカス)	DPI DPI	30L/min以上 30L/min以上	5 μm 以下の粒子 が90%以上 90%以上
	IND (オンプレス吸入用カプセル)	DPIブリーズヘラー	該当資料なし	約 $5 \mu\text{m}$ 以下
	FM (オーキシスター・ビュヘイラー)	DPI	30L/min	2.51 μm
ICS/ LABA	FP/ SLM (アドエアディスカス) (アドエアエゾール)	DPI pMDI (懸濁型)	30L/min以上 30L/min以下 or 25L/min	FP : SLM = 3.54 : 3.57 (μm) 3.4 : 2.9 (μm)
	BUD/FM (シムビコート・タービュヘイラー)	DPI	60L/min	BUD : FM = 2.4 : 2.5 (μm)
LAMA/ LABA	グリコピロニウム/インダカテロール (ウルティブロ吸入用カプセル)	DPIブリーズヘラー	約50L/min	約 $5 \mu\text{m}$ 以下

SLM : サルメテロール

FP : フルチカゾン

IND : インダカテロール

BUD : ブデソニド

FM : ホルモテロール

DPI ドライパウダー式吸入器：薬剤噴霧に呼吸を同調させる必要がないが、一定の吸気流速がないと肺への薬剤送達が不可。口腔内沈着が高いので吸入後のうがいが重要。

SMI ソフトミストインヘラー：噴射ガスは不使用。細かいミストをゆっくり噴出するので同調は容易（時には咳き込むことがある）。手入れも携帯も便利だが、吸入器を水で洗浄できない。

pMDI 定量噴霧式吸入器：高圧に充填された非特定フロンの噴出で気化し、エアゾールを発生する。小型でも多用量を含み携帯にも便利だが、噴射剤を使用しており、吸入時の呼吸同調が必要。同調が困難な場合はスペーサーを使用する。口腔咽頭沈着率が高いため吸入後のうがいが重要。一般的にpMDIの薬剤はDPI製剤に比べて粒子径が小さい。

【参考資料】日本医事新報No.4681、調剤と情報20(3)2014、診断と治療101(6)2013、薬局64(1)2013、

各製品のインタビューフォーム、京都薬報2014年2月号

医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals
and
Medical Devices
Safety Information
No.310・311

厚生労働省医薬食品局

No.310 目次

1. 月経困難症治療剤ヤーズ配合錠による血栓症について	3
2. リバーロキサバンによる間質性肺疾患について	7
3. PMDAの患者副作用報告システムの活用について	11
4. 重要な副作用等に関する情報	15
1 アタザナビル硫酸塩 15	
2 クリゾチニブ 18	
3 クロピドグレル硫酸塩含有製剤 21	
4 バルプロ酸ナトリウム 24	
5 ドロスピレノン・エチニルエストラジオールベータデクス 26	
6 リバーロキサバン 27	
5. 使用上の注意の改訂について（その253）	
ルフィナミド 他（8件）	28
6. 市販直後調査の対象品目一覧	32

No.311 目次

1. 医薬部外品及び化粧品の副作用報告制度の改正について	3
2. 重要な副作用等に関する情報	6
1 サラゾスルファピリジン 6	
2 スルファメトキサゾール・トリメトプリム 8	
3 フエルビナク（医療用） 10	
4 レゴラフェニブ水和物 11	
3. 使用上の注意の改訂について（その254）	
ミアンセリン塩酸塩 他（5件）	14
4. 市販直後調査の対象品目一覧	16

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。
医薬品・医療機器等安全性情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ（<http://www.info.pmda.go.jp/>）又は厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）からも入手可能です。

平成26年（2014年）2月・3月 厚生労働省医薬食品局

◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬食品局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)
 03-5253-1111 (内線) 2755、2753、2751
(Fax) 03-3508-4364

検査センターだより



後藤 佳恵

黄砂、PM2.5に代表される空気環境中の浮遊粒子状物質（SPM）の飛散拡大が国際的な規模で発生し、国境を超えた対策が求められています。年々深刻化している大気汚染は私たちの健康を損なうだけでなく地球温暖化にもつながるなど、様々な問題点を含んでいます。

この度、日本薬剤師会環境調査委員会は平成25・26年度の環境調査の対象として、雨水中の無機物質を選定しました。3月4月は黄砂やPM2.5に加え花粉などが多く飛び交う時期になります。局所的には行政が調査を行っていますが、全国的に展開できる日本薬剤師会として空気環境中の浮遊粒子状物質の存在状況の調査、数値化が検討されることになりました。大気汚染物質は粒子状物質（固体成分・液体成分）と、ガス（気体成分）に二分されますが、今回は比較的簡易に捕集可能である降下煤塵や雨水を一定期間捕集後、浮遊粒子状物質（固体成分）および液体成分を分析し全国的な濃度分布実態を調査します。

調査対象は①pH ②溶解性成分・不溶解性成分・灰分 ③重金属類④ケイ素⑤塩素、硫酸、硝酸イオン。採取方法は2Lのポリビンを解放放置し、採取した煤塵及び雨水を「衛生試験法・注解2010」の「4.4 空気試験法 4.4.1.2 粒子状物質」に準じて試験を行う。分析方法はICP-MS法やイオンクロロ法等。採取期間は2月末から4月上旬までの1カ月間。

この調査は各県の薬剤師会及び関係試験検査センターの協力で実施されますが、北からは「雪が積もった場合は溶かしてかさを下げるのか？」南からは「火山灰が降り積もるが大丈夫か？」等の質問が出ていました。それはそれで地域差としてでてくれれば、興味深いデータとなるのではないかとのことです。

検査センターでは、平成26年2月25日に、薬剤師会館屋上に採取容器を設置しました。天候は晴れ後曇りで、すこし霞がかかった日でした。翌日の2月26日は比治山にある観測地点でPM2.5が暫定指針（注意喚起）基準値の $70.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ に達した日で、2月の最大値を観測しました。その後3月26日に収集は終了しましたが、一か月の採取期間中に雨はほとんど降らず、PM2.5も比治山の観測値を参考にすると、環境基準値である $40\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた1日を除き、基準値以下で推移していて、3月の平均値は $17.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。

雨水中に含まれるものとしては降下煤塵が主ですが、黄砂は主成分は砂のためケイ素が多いと予想されます。地域性が出るものとしてケイ素に注目し、黄砂のくる西日本が多いと予想されます。

空気環境は測定時期等の外部要因の影響による変動が考えられることから、本年度及び翌年度以降も同条件で同一地域の継続調査を予定しています。

分析の実施については、残念ながら当検査センターには必要な検査機器が、全ては揃っておりませんので、雨水の採取のみで他県の協力分析機関に依頼となります。どれだけの県が参加されたのかまだ詳細は分かりませんが、検査結果は最終的に日薬で取りまとめ発表される予定です。全国的な濃度分布を集約し、公共性の高い情報を発信することで、薬剤師として公衆衛生の向上及び国民の健康増進に貢献することを目指した調査です。



設置するセンター長

ひろしま桔梗研修会 平成25年度 第4回研修会報告



神戸薬科大学同窓会広島支部 平野 智子

日 時：平成26年2月23日（日）

場 所：広島県薬剤師会館

今回は、緩和ケアというテーマで、(株)メディホープ代表神戸薬科大学非常勤講師を務められている田中良子先生にご講演いただきました。

まず現時点でのがん患者の徐痛がどれだけできているのかのデータについて、実際できているのは約半数であり、残り半数の方々は痛みに苦しんでいらっしゃるという内容でした。その事実を認識すると緩和ケアへの取り組みがいかに重要であるかを改めて実感しました。緩和ケアにおいて一番重要なのが痛みのアセスメントという事でしたが、評価方法も具体的に分かりやすくご提示頂きました。痛みの程度と質を正確に評価する事がオピオイド薬等の決定にも関与する事から、このアセスメントが患者の痛みの軽減における最重要事項であると感じました。



緩和ケアにおいてもう一つ、鎮痛薬の選択について症例を提示され、わかりやすく具体的に教えていただきました。鎮痛薬といってもオピオイドを含め多種類のものが存在します。先生が症例を提示して下さり、例えば現在処方されている薬剤が変更した際の見方やレスキュー・ドーズの増量等についても明確に理解できました。また副作用対策についての話もありましたが、病院での薬剤師が行うフィジカルアセスメントにより副作用の有無や患者の状態について把握する方法も教えて下さり、そこ

から剤形変更を必要とする場合が出てくる事や、オピオイドローテーションについてもより理解が深りました。

そして講演の終盤では、実際に聴診器やパルスオキシメーターを使用して自ら体験できました。フィジカルアセスメントによって患者の状態を把握する事で、患者の異常があった場合早期発見ができ、早い段階での治療に繋がっていくと感じました。また先生よりフィジカルアセスメントにおいて、何も必ず道具を使用する必要はなく、眼などをしっかりと診るだけでも違うと言われたことがとても印象に残りました。



以上の事から本日の講演を聞いて、まず緩和ケアにおいてはその重要性および薬剤師の役割を理解する事ができ、薬剤の提案などに活かしていくのではないかと思います。またもう一点、今後薬剤師の業務として在宅に関するものに重点が置かれるにあたり、実際に訪問した際の行うべき事・心構えを学ぶ事ができました。本日の研修は今後の自分が仕事をしていく上で非常に価値のある会でしたので、参加できて本当に良かったです。

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

関 西 紀 行

東広島支部 松井 智政

3月20~22日かけて家族旅行に行ってきました。毎年我が家は旅行を投稿していましたが、昨年は長男が生まれ行くことができませんでしたが、4月に1才を迎えるので思い切って久しぶりに行くことにしました。今までと違って1人増えて家族5人の初旅行です。

20日はせっかくなので朝から出発して異人館通りでも散策しようと思ったのですが、めでたく次女の小学校卒業式が午前中にあり、15時の新幹線に乗って出発し、長崎に続き雨の新神戸に16時に着き、そのまま有馬温泉に行きました。

旅館は、向陽閣兵衛といって何年か前にSMAPも泊まったそうです。お風呂も家族風呂も含め5個あり全部入ることはできませんでしたが、今までは子供が女の子だけだったのでお風呂も1人で入っていましたが、まだおしゃべりはできませんが長男と2人で初温泉に入ることができとても楽しかったです。もちろん豊臣秀吉が愛した有名な金泉です。料理も神戸牛や若竹が入った会席料理をよばれて最高の夜を満喫することができました。

2日目の朝は、有馬温泉街を散策しようと思いましたが、昨日の雨が雪に変わっていたので中止し三田にある西日本一といわれるアウトレットに行って1日中お買い物を楽しみました。買うことはできませんでしたが高級ブランドから雑貨の店まで結構そろっていて倉敷より比べ物にならないくらい大きかったです。春なのにとても寒かったですですが増税前のせいかわりませんが大勢の人でごった返していました。



今までだと旅行もここで終わりでしたが、昨年行けなかったので今回はもう一泊、六甲山ホテルに泊まりました。古いホテルですが、六甲山の頂上付近にあり大阪湾や関西空港まで見渡せ100万ドルの夜景を見ることができます、子供たちも三大夜景の一つを見て感動していました。ちなみに3年前も家族旅行では稻佐山で長崎の夜景を見てこれで二つ制覇、今度は函館旅行かな？



最終日、大阪まで足をのばしましたというか、上二人の女の子が、ジャニーズにはまつていて心斎橋にあるジャニーズ（ジャニーズ事務所）に生写真を買いに行きました。心斎橋から道頓堀、難波までアーケードを通り、お好み焼きやたこ焼きを食べたり、グリコの前で記念撮影、雑貨店に立ち寄ってみたりして大阪の雰囲気を満喫して家路に着きました。

人々の家族旅行も天候にはまたしてもあまり恵まれませんでしたが、少し大人に近づいた中学と高校に入学する子供たちと普段話さないことを話せたり、触れ合うことができ、人の多い中赤ちゃんを連れ歩くのは大変でしたが思い出に残る大満足の旅でした。



シリーズ

薬局紹介③6

ノムラ薬局 牛田旭店
広島市東区牛田旭1丁目13-12

ノムラ薬局牛田旭店は2003年2月にオープンし、今年12年を迎えました。薬剤師2名と事務1名体制で頑張っています。主に小児科からの処方箋を受けていることもあります。店内はおもちゃでいっぱいです。特に人気があるのはアンパンマン!! 壊れかけているにもかかわらず、先ず一番に取って楽しそうに遊んでくれています。



そして…旭店のスタッフになりつつあるこのコヨーテは、社長が家から持て来られたものです。

お嬢さんが小さかった頃にプレゼントしたものだと…

子ども達に投げられても、叩かれても、怖がられても、コヨーテくんはじっと我慢のいい子です。たまに、このこわ～～～い顔を見て、泣き出しそうになる子や薬局に入ってこられない子もいますが、そういう時、コヨーテくんは奥の部屋で待機するようになっていますのでご安心ください。

また、薬局の一部屋は広島市薬剤師会の東区備蓄センターになっており、広島鉄道病院の採用薬を中心に備蓄しています。市薬のパートさんが来られて、近隣の薬局への小分け業務を行っています。

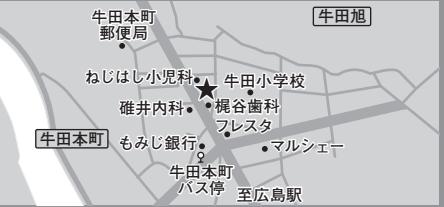
6年制長期実務実習にも積極的に参加協力しています。この4年間で10名の学生さんを受け入れました。個性の違う学生さん達と出会い、色々な話ができるので楽しみにしています。どこまで伝わるかは分かりませんが、薬局薬剤師の立ち位置、仕事内容は勿論ですが、地域の人達や患者さんとの関わりや薬剤師会についても知って欲しいと思っています。

昨年からは中学生の職場体験もお手伝いさせてもら

う様になりました。これも楽しい仕事の一つです。この様に色々なことにチャレンジできるのも、オーナーの暖かい見守りのお陰だと思っています。この場を借りてお礼申しあげたいと思います。ありがとうございます。

薬局に来られる子ども達の年齢層は0歳から10歳と言ったところでしょうか。幼稚園や保育園に入園当初は鼻水、咳、発熱で毎週のように来局されるので、患者である子どもさんやお父さん、お母さんとも顔なじみになります。でも小学校に通う頃になると、体も大きくなり、体力もついて、来局回数はグッと減ってきますが、元気になっていく姿を見るのは嬉しいものです。12年前、勤め始めた頃は来局されるお父さん、お母さん達と同じ「親」という立場でお話したり、服薬指導をしたりしていましたが、最近気がついたことがあります。それは、お父さん、お母さん達の年齢が私の娘より若くなってきたことです。これって…私は子ども達の「親」じゃなくって「保護者の親」ってことでしょうか。認めたくはありませんが、現実はかなり厳しいですね(笑)。

子ども達だけでなく、ここ数年前から広域処方箋を持って近所の方も少しずつ来て下さるようになりました。多くの方が気軽に話をしに来てくれるような、アットホームな薬局になれるように頑張っていこうと思っています。



次回は、広島支部 ベスト薬局府中店さんです。

書籍等の紹介

「患者の訴え・症状からわかる薬の副作用 第2版」

編 著：大津史子（名城大学薬学部 医薬品情報学）
浜 六郎（特定非営利活動法人 医療ビジ
ラヌスセンター）

発 行：株式会社じほう
判 型：B5判、約370頁
価 格：定 價 3,672円
会員価格 3,240円
送 料：1部 500円

「薬事衛生六法2014」

発 行：株式会社 薬事日報社
判 型：B5判変形、約1300頁
価 格：定 價 5,076円
会員価格 4,600円
送 料：1部 460円

「やさしい臨床医学テキスト第3版」

編集委員：星 恵子、大野 純、齋藤英胤、藤井 聰、
増子佳世、三木知博、水谷顯洋、武藤章弘、
山下直美

発 行：株式会社 薬事日報社
判 型：B5判、約500頁
価 格：定 價 4,860円
会員価格 4,350円
送 料：1部 460円

「保険調剤Q&A 平成26年版」

編 集：日本薬剤師会
発 行：株式会社じほう
判 型：A5判、250頁（予定）
価 格：定 價 2,592円
会員価格 2,210円
送 料：1部 500円

「保険薬局Q&A 平成26年版」

監 修：日本薬剤師会
発 行：株式会社じほう
判 型：A5判、180頁（予定）
価 格：定 價 2,268円
会員価格 1,900円
送 料：1部 500円

「ジェネリック医薬品リスト 平成26年8月版」

編 著：医薬情報研究所
発 行：株式会社じほう
判 型：A5判、750頁（予定）
価 格：定 價 3,672円
会員価格 3,240円
送 料：1部 500円

「OTC医薬品事典（一般用医薬品集）第14版」

編 集：日本OTC医薬品情報研究会
(日本OTC医薬品協会／編集協力)
発 行：株式会社じほう
判 型：B5判、1,000頁
価 格：定 價 5,400円
会員価格 4,630円
送 料：1部 500円

「第十六改正 日本薬局方 第二追補」

編 集：一般財団法人 医薬品医療機器
レギュラトリーサイエンス財団
発 行：株式会社じほう
判 型：B5判、420頁
価 格：定 價 9,180円
会員価格 8,260円
送 料：1部 500円



※価格はすべて税込みです。

斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局
TEL (082) 246-4317 FAX (082) 249-4589
担当：吉田 E-mail: yoshida@hiroyaku.or.jp

告 知 板

平成26・27年度 広島県薬剤師会代議員選挙の実施について

代議員選挙日程

告 知 平成26年4月15日（火）

立候補受付 平成26年4月15日（火）～平成26年5月5日（月）

投票 平成26年5月13日（火）～平成26年5月30日（金）郵送投票消印有効

開票 平成26年6月2日（月）

広島県病院薬剤師会総会

日 時：平成26年5月17日（土）

場 所：エソール広島

安芸支部総会

日 時：平成26年5月25日（日）

場 所：サンピア・アキ

廿日市支部総会

日 時：平成26年5月25日（日）

場 所：ホテルグランヴィア広島

子育て応援団すこやか2014

協力スタッフ（薬剤師）募集

日 時：平成26年5月24日（土）・25日（日）

場 所：広島県立総合体育館（グリーンアリーナ）

子供たちの調剤体験・白衣de記念撮影（予定）の補助、お薬相談コーナー

①土曜日午前・②午後、③日曜日午前・④午後の4部構成（シフト）です。

※是非、ご協力を願いいたします。

参加申込・お問い合わせ：広島県薬剤師会事務局（TEL082-246-4317 担当：吉田）





「Windows XP」を「7」に入れ替えたら、メール受信ができなくなりました。
悩むこと3日...、
パスワードが勝手に変更されていました。
原因不明、ウイルス？ハッカー？
それにもかかわらず我が家にはブラウン管の「98」もあります。
現役は退いていますが、動きも落ちていません。
人間でいえば98歳のおじいちゃん。
「7歳、8歳にはまだ負けられんぞ」と言っているのかも...。
めざせ！生涯現役！！ <タブレット18番>

春は出逢いと別れの季節
次女は社会人スタート！これから多くの人と出逢い、
育つことでしょう
そして先日...17年間我が家に住んでいたピーが空に
帰っていました
別れは寂しいけど...
楽しい思い出をありがとうございます (*^*) <もい鳥>

新年度もスタートし1ヶ月が経ちました。診療報酬、
調剤報酬の改訂、消費税増税で気を引き締めて考える
年になりそうです。何か新しいことをするにはどうし
たらいいのでしょうか？やりたいことは何でしょうか？
いろいろなプランを考える時は楽しいです。楽しいと
言っている時が華でこわいのは大切...
早めの行動をこころがけよう(っと一年中思っています)
<メリッサ>

新年度が始まりました。新社会人になったのは
何年？前の事だったでしょうか...新年度は何か
と忙しいですが、これからも初心を忘れず日々
がんばっていきたいです！！ <まめごま>

コアラ国では、週末になると雨が降る。こんな天気の周期は、過去にもあったが、コアラも歳を重ね自然と向
き合うようになった今、休みの日に雨が降ると計画通りに進まないことだらけ...
そのうち、ボーボーの草との戦いがやって来る...。

<By コアラChanズ>

今年のカープは違いますね！
ピッチャー、打者、若い選手
とベテランとの融合、頼もしい
話題がたくさんあり鯉のぼり
で終わらないシーズンを期待
しています。

<健康太>

調剤報酬改正、消費税値上げ。何となく落ち着かない。少々疲れぎみ。
ゴールデンウィークは四連休となる。さて、何をしようかな...。
まずは、身体を休めるとしよう。

<バタバタ>

編集委員

野村 祐仁	谷川 正之	井上 映子	豊見 敦
中川 潤子	玉浦 秀一	西谷 啓	林 真理子
平田智加子	松井 聰政	神田千都子	有助美奈子

広島県警察本部 安全安心推進課発行

平成26年3月25日

犯罪情報官 速報

広島県警察

国勢調査員を名乗る不審電話が発生！

事案の概要



3月21日、広島市東区のお宅に「国勢調査のヤマシタ」を名乗る者から、家族構成など個人情報を聞きだそうとする不審な電話がかかってきました。

被害に遭わないために

- 国勢調査は、5年に一度行われ、次回は平成27年に実施される予定です。電話による問い合わせは、現在行っていません。
- 犯人は言葉巧みにあなたを騙します。個人情報などは絶対に教えないようにしましょう。
- 「カード(通帳)を預かります」といわれたら、すぐに110番！

平成23年-平成27年 「なくそう犯罪」

ひろしま 新 アクション・プラン
～犯罪の起こらない社会へ～

運動目標

日本一安全・安心な広島県の実現

行動目標

これまで最も被害の少ないまちを目指す
子ども・女性を犯罪から守る

メールマガジンで会員の皆さんにいち早く犯罪発生情報等をお知らせします。

携帯電話のバーコード読み取機能を使って右のQRコードを読み取ってください。

28警察署のうち、特定の警察署のメールだけを受信するように設定することができます。

また、情報種別については、「子ども・女性対象の事件、不審者情報」「防犯情報」「県警からのお知らせ」の3つから、受信するメールを自由に選択できます。



メールマガジン
会員登録

保険薬局ニュース

平成 26 年 5 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.22 No. 3 (No.121)

平成26年4月1日

広島県薬剤師会保険薬局部会

疑義解釈資料の送付について（その1）

厚生労働省のホームページに「疑義解釈資料の送付について（その1）」が掲載されましたので、抜粋してお知らせいたします。

基準調剤加算の届出に必要な添付書類の件や、調剤基本料の点数の区分に関して、先日（平成26年3月27日）の保険薬局ニュースでお知らせしたことから変わっておりますのでご注意ください。

【調剤基本料】

（問1）処方せんの受付回数が月平均4,000回を超え、かつ特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が90%を超える薬局においては、調剤基本料の特例に関する施設基準（24時間開局）を満たした場合であっても、調剤基本料は41点を算定できないと理解して良いか。

（答）貴見のとおり。

（問2）特例の除外規定である「24時間開局」とは、特定の曜日のみ等ではなく、いわゆる365日無休で開局していることを意味すると理解して良いか。

（答）貴見のとおり。

（問3）特例の除外規定（24時間開局）に該当しない場合にも、該当する調剤基本料の点数の区分について地方厚生局への報告が必要か。

（答）平成26年4月中、全ての保険薬局に対して一律に報告を求めるものである。なお、その後については、変更が生じた都度、報告が必要である。

【基準調剤加算】

（問4）基準調剤加算については、平成26年3月31において現に当該加算を算定していた保険薬局であっても改めて届出を行うこととされているが、その際、今回改正されなかった事項についても関係資料を添付することは必要か。

（答）平成26年3月31において現に基準調剤加算を算定している保険薬局であっても、4月14日までに改めて届出を行うことは必要だが、改正前の届出時の添付書類と内容に変更が生じていないものについては、改めて同じ資料を添付しなくとも差し支えない。

【基準調剤加算1】

（問5）近隣の複数薬局で連携体制を構築して基準調剤加算1を算定している場合において、連携体制にある薬局のうちある特定の薬局が主として夜間休日等の対応を行うことは認められるか。

（答）当該加算の趣旨としては、自局のみで24時間体制を構築することが難しい場合において、近隣の複数薬局の連携を行うことを評価するものであり、当該例は適切でない。

（問6）連携する保険薬局の要件である「近隣」の定義はあるか。

（答）地域における患者の需要に対応できること等が必要である。

【基準調剤加算2】

(問7) 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績として、在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費の各算定要件を満たしているが算定はしていない場合を実施回数に合算できるが、その際も、在宅患者訪問薬剤管理指導料で規定される薬学的管理指導計画書の策定及び薬剤服用歴の記載は必要であると理解して良いか。

(答) 貴見のとおり。算定したもの以外に実施回数として認められるのは、算定要件を満たすものだけである。

(問8) 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績として、医師からの指示はなく、自主的に実施した場合については、認められないと理解して良いか。

(答) 貴見のとおり。算定したもの以外に実施回数として認められるのは、算定要件を満たすものだけである。

【時間外対応加算等】

(問9) 24時間開局薬局においては、時間外加算は算定できるか。

(答) 調剤技術料の時間外加算については算定できない。ただし、24時間開局薬局で、専ら夜間における救急医療の確保のために設けられている保険薬局については、調剤技術料の時間外加算を算定できる。また、客観的に休日又は深夜における救急医療の確保のために調剤を行っていると認められる保険薬局においては、開局時間内に調剤した場合であっても、調剤技術料の休日加算又は深夜加算についても算定できる。さらに、調剤技術料の時間外加算等が算定できない場合には、調剤料の夜間・休日等加算は算定可能である。

【無菌製剤処理加算】

(問10) 施設基準に適合した薬局において麻薬を無菌製剤処理した場合、無菌製剤処理加算と併せて麻薬加算も算定可能と理解して良いか。さらに、当該麻薬の服用及び保管状況等について説明の上で必要な薬学管理等を行った場合は、無菌製剤処理加算及び麻薬加算と併せて麻薬管理指導加算についても算定可能と理解して良いか。

(答) いずれも貴見のとおり。

(問11) 中心静脈栄養法用輸液及び抗悪性腫瘍剤のうち1以上に加えて麻薬を合わせて一つの注射剤として無菌製剤処理を行い、主たるものとして、中心静脈栄養法用輸液又は抗悪性腫瘍剤の所定点数のみを算定した場合であっても、無菌製剤処理加算と併せて麻薬加算も算定可能と理解して良いか。さらに、当該麻薬の服用及び保管状況等について説明の上で必要な薬学管理等を行った場合は、無菌製剤処理加算及び麻薬加算と併せて麻薬管理指導加算についても算定可能と理解して良いか。

(答) いずれも貴見のとおり。

(問12) 中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬のうち2以上を合わせて一つの注射剤として無菌製剤処理を行った場合、無菌製剤処理加算については、主たるもの所定点数のみを算定すると理解して良いか。

(答) 貴見のとおり。

(問13) 無菌調剤室を有しない薬局が他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を行った場合（薬事法施行規則第15条の9第1項のただし書における無菌調剤室の共同利用）、予め無菌調剤室提供薬局の名称・所在地について地方厚生局に届け出ていれば、無菌製剤処理加算を算定できると理解して良いか。

(答) 貴見のとおり。

(問14) 以下について、無菌製剤処理料を算定できると理解して良いか。

①無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備を有しない薬局の薬剤師が、他局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を行う②無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備を有しない薬局の薬剤師が、他局のクリーンベンチを利用して無菌製剤処理を行う

(答) ①については、薬事法施行規則第15条の9第1項のただし書に該当するケースであり、届出を行った上で算定可能である。

②の設備（クリーンベンチ、安全キャビネット）の共同利用については、薬事法において認められていない。

【在宅患者訪問薬剤管理指導料】

(問15) 在宅患者訪問薬剤管理指導料は、保険薬剤師1人につき「1」と「2」を合わせて1日につき5回に限り算定できるとされたが、当該回数には、介護保険の居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費の算定回数は含まれないと理解して良いか。

(答) 貴見のとおり。

(問16) 1つの戸に同居する同一世帯の患者が2人以上いる場合であって、同日に当該同居している患者を2人以上、在宅患者訪問薬剤管理指導を行った場合は、患者ごとに同一建物居住者の場合の点数を算定することと理解して良いか。また、その場合、在宅患者訪問薬剤管理指導を算定した人数は、薬剤師1人当たり5回の上限規定にいずれも算定されると理解して良いか。

(答) いずれも貴見のとおり。

【後発医薬品調剤体制加算】

(問17) 平成26年1月から同年3月までの後発医薬品の調剤数量割合を求めるに当たっては、具体的にどのようにしたらよいか。

(答) 平成26年度より後発医薬品の調剤数量割合の計算方法が変更されたことに鑑み、これが計算できるように平成24年度薬価基準収載医薬品について、平成26年1～3月現在の各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報を、厚生労働省ホームページにおいて平成26年3月20日付けで公開しているところである (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2014/03/tp0305-01.html> 5. その他【過去情報はこちら】におけるエクセル表を参照)。具体的な計算はこのリストに基づいて算出すること。

【薬剤服用歴管理指導料】

(問18) 患者がお薬手帳を持参しなかったため、手帳に貼付するシール等を交付した場合であっても、他の要件を満たしていれば、薬剤服用歴管理指導料は算定できると理解して良いか。

(答) 34点を算定すること。なお、薬剤の記録を記入する欄が著しく少なく手帳とはいえないもの（例えば、紙1枚を折って作っただけの簡易型のもの）では、薬剤服用歴を経時に管理することができないため、34点を算定すること。

(問19) 患者がお薬手帳を持参し忘れたため、新しい手帳を交付した場合には、他の要件を満たしていれば、薬剤服用歴管理指導料は41点を算定できると理解して良いか。

(答) 貴見のとおり。ただし、次回来局時に従前のお薬手帳を持参するように患者に説明するとともに、次回患者が複数のお薬手帳を持参して来局した際には1冊にまとめること。

(問20) 薬局において患者からお薬手帳を預かるることは認められるか。

また、調剤の際に、当該薬局において保管しているお薬手帳により情報提供を行い、薬剤服用歴管理指導料を算定することは認められるか。

(答) お薬手帳については、記載した薬局以外の医療機関等との情報共有を行うこと等を目的とするものであることから、患者が保管し活用することを前提としている。複数のお薬手帳を1つに集約化するために一時的に預かったような場合を除いて、患者にお薬手帳を渡していない状態が持続することは想定していない。なお、薬局において保管しているお薬手帳に記入等を行った場合は、薬剤服用歴管理指導の要件に係る業務を行ったとは認められない。

【衛生材料等の支給】

(問21) 主治医が、在宅医療に必要な衛生材料の提供を指示できる薬局については、当該患者に健康保険に基づく「在宅患者訪問薬剤管理指導」を行っている薬局とされているが、介護保険法に基づく「居宅療養管理指導」又は「居宅予防療養管理指導」を行っている場合についても、同様と理解して良いか。

(答) 貴見のとおり。

平成26年度調剤報酬改定に係る調剤基本料の書類提出について

特例の除外規定（24時間開局）に該当しない保険薬局全て、平成26年4月30日（水）（郵送可・当日消印有効）までに中国四国厚生局に届出書1枚の報告が必要です。

（基準調剤加算1・2の届出をする薬局についても、この調剤基本料の区分の届け出は必要です。）

新しい届出様式については、県薬ホームページ>更新情報>平成26年度調剤報酬改定資料に掲載しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。<http://www.hiroyaku.or.jp/26kaitei/>

なお、特例の除外規定（24時間開局）である場合（処方せんが月2,500回超、かつ特定の医療機関からの集中率が90%超で、24時間開局の場合）は、以前お知らせしましたとおり、4月14日（月）厳守（別添2・様式84が必要です・郵送可・当日消印不可）までの申請ですので、ご注意ください。

【報告の対象となる保険薬局等】

報告対象となる保険薬局	報告時期	報告内容
①平成25年2月末日までに保険薬局に指定された場合	平成26年4月30日（水）までに報告してください。	■調剤基本料の区分 ■平成25年3月1日から平成26年2月末日までの処方せんの受付回数及び集中率
②平成25年3月1日から平成25年11月末日までの間に新規に保険薬局に指定された場合		■調剤基本料の区分 ■指定された月の翌月1日から平成26年2月末日までの処方せんの受付回数及び集中率
③平成25年12月1日以降に新規に保険薬局に指定された場合 〔開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へなど）で、 <u>遡及指定</u> をされた場合は、上記の①・②により報告してください。〕	指定された月の翌月から数えて4か月目の月末までに報告してください。	■調剤基本料の区分 ■指定された月の翌月1日から3か月間（※3）の処方せんの受付回数及び集中率

基準調剤加算1・2及び後発医薬品調剤体制加算の届出について

従来、届出されている基準調剤加算、後発医薬品調剤加算の届け出は自動的に平成26年3月31日をもって辞退扱いとされますので、4月以降算定するためには平成26年4月14日（月）（厳守・郵送可・必着・当日消印不可）までの届出が必要です。

その際の提出書類は、中国四国厚生局ホームページ

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/h26/tokukei_shinryo.html
に掲載されています。

（但し、特掲診療料の施設基準に係る届出書 別添2（2-2）施設基準のリストは必要ありません）

平成26年3月31において現に基準調剤加算を算定している保険薬局であっても、4月14日までに改めて届出を行うことは必要ですが、改正前の届出時の添付書類と内容に変更が生じていないものについては、改めて同じ資料を添付しなくても差し支えありません。

受付回数の実績の期間については、従来より開局している薬局は、平成25年3月1日から平成26年2月末日までです。その他の薬局は【報告の対象となる保険薬局等】の表をご利用ください。

介護報酬に係る一部負担金の取扱いについて

医療保険における患者の一部負担金の取扱いにつきましては、10円未満の単位は四捨五入となります。介護保険の利用負担額については、1円未満の端数は切り捨てとされていますので、お知らせいたします。

●介護報酬に係る一部負担金の取扱いについて

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日、厚生省告示第19号）

一～二 略

三 前2号の規定により指定居宅サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする

●居宅療養管理指導費に係る利用者負担額について（参考）

単 位	利用者負担額(円)		
	(1割負担)		
病院又は診療所の 薬剤師が行う場合	同一建物居住者以外	553単位 387単位	553円 387円
薬局の薬剤師が行 う場合	同一建物居住者以外 同一建物居住者	503単位 352単位	503円 352円

国会レポート

「偽造医薬品・指定薬物対策推進会議が発足」



参議院議員

薬学博士 藤井もとゆき

本年3月、関東信越厚生局麻薬取締部が、指定薬物を販売したとして韓国籍の男ら2名を薬事法違反の疑いで逮捕したとの事件が報道されました。報道によると、昨年8月と10月千葉県柏市内のハーブ店「ブルーラグーン柏店」で、指定薬物を含んだ液体や植物片を販売、陳列したとの疑いで麻薬取締官（いわゆる麻薬Gメン）により逮捕されたとのことです。

指定薬物の取り締まり強化に向けて、昨年、2度の薬事法改正が行われました。5月の改正は、議員立法により行われたもので、麻薬取締官（員）に対し、指定薬物に関する取り締まり権限を付与するとともに、麻薬取締官や薬事監視員が立ち入り検査の際に指定薬物やその疑いがある物品を発見した場合、試験のためその物品を収去できるようする等の内容でした。この改正薬事法は昨年10月1日から施行されており、本年3月の麻薬取締部による薬事法違反容疑での摘発は改正後初めてのことだと聞いています。

また、昨年12月の薬事法改正は、一般用医薬品のインターネット販売に関するものでしたが、同時に指定薬物の所持・使用を禁止する規定も含まれていました。この改正は本年4月1日から施行されています。所持や使用を禁止するということは、麻薬や覚せい剤並の厳しい措置が執られたことになり、それだけ政府が指定薬物による健康被害や事件の発生に対し、厳しい姿勢で臨んでいることがうかがえます。

指定薬物の取り締まりは、これまで薬事監視員や警察官により行われていましたが、国の職員である麻薬取締官、都道府県職員である麻薬取締員が加わることとなり、更に所持や使用も取締の対象となったことから、指定薬物の乱用撲滅に向けての対策が全国的に展開されることを期待しています。

一方、厚生労働省は「偽造医薬品・指定薬物対策推進会議」を設置し、本年4月10日に第1回会議が開催されました。昨年12月の薬事法改正により、一般用医薬品のインターネット販売が認められ、本年6月12日から施行となりますが、インターネット販売の論争の中で、偽造医薬品の販売事例の問題が提起されていました。このため、厚生労働省としては、指定薬物対策のみならず偽造医薬品対策を推進するため、有識者、医薬品製造・販売、メディア、地方行政、患者団体等から構成される会議を設置し、幅広い方々の意見を聴き、官民が一体となって一層の取り組みを行うこととなりました。また、厚生労働省は平成26年度予算に、偽造医薬品等を含む違法な広告・販売を行う国内外のインターネットサイトを発見・警告する取り組みを強化するための事業費（約4,000万円）を計上しています。

私の公約の一つであるドラッグフリーの社会の実現を目指して、国政の場でがんばりつづけたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

「日本薬剤師会連盟 平成25年度 定時評議員会」会議



幹事長 渡邊 英晶

日 時：平成26年3月26日（水）

場 所：東京・スクワール麹町

日本薬剤師連盟会則第14条及び第16条（評議員会の招集）に基づき、平成25年度定時評議員会が東京にて開催されました。平成25年度の連盟の活動の主なものは、インターネットによる一般薬販売解禁への対応がありましたが結果はみなさんよくご存じの通りです。ただしそのことにより日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）厚生労働省「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進」薬局薬剤師によるセルフメディケーションの推進に、2億4千万円の予算を引きだすことに成功しました。

薬事法改正については「要指導医薬品」「薬剤師と対面」「情報提供義務と薬学的知見に基づいた指導」が織り込まれ、医療用医薬品のネット販売阻止（5年毎の見直し）に決着がつきました。診療報酬の改定については、大変努力をしていただきましたが色々な方面からの風当たりが強く（1：1：0.3）でした。薬剤師業務が国民の目線及び健康に沿っているかがポイントであると感じました。

平成26年度の政治的な課題は、まず社会保障制度と税の一体改革（2025年問題：団塊の世代が後期高齢者になる）、そして医療・介護保険の削減と診療報酬の見直し、在宅医療など地域医療へのシフト、健康寿命の延伸・健康づくり拠点（予防対策、自己血液を使った諸検査）等に組織としてのどう対応するかです。

6月中旬には産業競争力会議や規制改革会議があり、諸議案が閣議決定される予定です。連盟としてもどのような議案なのか調査をしていかなければいけません。現

在判かっていることは「混合診療の拡大」「特区の活用」「医療のICT化」「諸検査の緩和」「OTC検査薬」などです。

また、新たな財政支援制度（新基金：904億円）「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」の創設にどう対応するかについても課題が残っています。そして平成26年4月の調剤報酬改定の検証と次回への対応などです。

現在、政治も派閥政治から官邸主導の政治に移行しており経済成長重視、いわゆる経済産業省や財務省中心とした政治へ変化しており、連盟としても、ロビー活動の変化や選挙活動に苦慮しております。より一層の組織強化が求められます。そんな中全国若手フォーラム参加者は延べ約8,000名を数えたという報告があり、次世代の活躍が頼もしく思えました。

会議の内容は衆議院議員松本純氏、とかしきなおみ氏、参議院議員藤井もとゆき氏臨席のもと、平成25年度会務並びに事業中間報告、平成26年度事業計画、責任負担金賦課額、収支予算、借入金最高限度1億円などが採決され、次期連盟会長に山本信夫氏（東京）監事に高祖順一氏（佐賀県）根本清美（茨城県）大森章氏（北海道）が選出されました。協議内容として藤井もとゆき参議院議員に対する後援会の活動について、主な政治日程の提示があり、それに沿って応援をしていくことが決定しました。平成28年7月には参議院議員の任期が満了になり選挙があります。連盟への応援をお願いします。

犯罪情報官 速報

県内でも
多発

知らない間に口座からお金がなくなっている…



～インターネットバンキングの利用には注意～

■ インターネットバンキングの普及と危険性

実際に銀行へ足を運ぶことなく利用できる「インターネットバンキング」は多くの方に利用されています。

そうした中、数年前からコンピュータウイルス等によりインターネットバンキング利用者のID、パスワードを盗み出し、正規利用権者になりますて、不正にログインし、別の口座に送金するという犯罪が横行しています。

■ 被害の実態

昨年は、全国で1315件、約14億円、広島県内でも22件、総額約1600万円もの被害が発生しています。

今年に入っても、地方銀行での発生が増加するなど、全国で被害は拡大しており、広島県内では4月10日現在で、16件、総額約950万円もの被害が発生しています。

また、最近は、犯人が利用者のパソコンを乗っ取り、遠隔操作によって不正送金を行うという手口も見られ、もはや「電子証明書」のみ、「ワンタイムパスワード」のみといった1方法だけでのセキュリティは通用しなくなっています。

被害に遭わないために！！

一つだけでなく
複数の対策

■ 各金融機関が推奨するセキュリティ対策を確実に導入する

(導入されているセキュリティ方法は金融機関によって異なります！)

■ 機器式(トークン)によるワンタイムパスワードを利用する。



トークンの一例

■ 電子メール式のワンタイムパスワードを利用する場合は、ネットバンクを利用するものとは別の携帯電話やパソコンで受信するように設定する。

■ パソコンのOS、アプリケーション、ウイルス対策ソフトのバージョンは常に最新のものにしておく。

■ 不用意に不審なサイトにアクセスしない、発信元不明のメールを開かない。

■ ログイン時やパスワード入力時に通常と異なる画面が出た場合には、操作をやめ金融機関に確認の連絡を取る。



万一、被害にあわれた場合は
最寄りの警察署 又は 広島県警察本部 サイバー犯罪対策課

082-228-0110 (内線705-586)

へご相談ください。

基礎と臨床の協働 薬学・薬剤師職能の 発展を目指して



第53回

日本薬学会 日本薬剤師会 日本病院薬剤師会 中国四国支部学術大会

会期 平成26年 11月8日(土)・9日(日) 会場 広島国際会議場

実行委員長 木平 健治
(広島大学病院 教授・薬剤部長)

- 学会事務局／広島大学病院薬剤部内
〒734-8551 広島市南区霞1-2-3
TEL 082-257-5574 FAX 082-257-5598
E-mail : chushi53@hiroshima-u.ac.jp
- 運営事務局／株近畿日本ツーリスト中国四国 広島支店
TEL 082-502-0909 FAX 082-221-7039
〒730-0032 広島市中区立町1番24号 有信ビル7階
E-mail : hiroshima-pharm@or.kntcs.co.jp
担当者：有吉元、近藤千枝子

<http://www.hiroshima-pharm.jp>



公益社団法人 広島県薬剤師会

〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号
電話 (082) 246-4317 (代) FAX (082) 249-4589
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

E-mail アドレス yakujimu@hiroyaku.or.jp



E-mail QR

定価
300円